

日本弁理士会御中

弁理士試験に関するアンケート

2010年12月

株式会社 三菱総合研究所

目 次

調査概要.....	ii
1. 弁理士試験について指摘されている課題の整理.....	1
2. 仮説検証方針およびアンケートの設計.....	3
2.1 弁理士試験課題の論点(ストーリー)整理	3
2.2 仮説検証方針の設定	4
3. アンケート実施	6
3.1 母集団の設定.....	6
3.1.1 弁理士の抽出方法.....	6
3.1.2 ユーザー企業の抽出方法.....	6
3.2 アンケートの実施及び回収.....	7
4. アンケート分析・仮説検証.....	8
4.1 弁理士を対象としたアンケートの集計結果	8
4.1.1 回答者の属性	8
4.1.2 弁理士試験合格年の差異による弁理士試験に対する考え方	10
4.1.3 弁理士に必要な能力とその習得状況.....	13
4.1.4 特許事務所の経営環境.....	29
4.1.5 OJTの実態.....	35
4.1.6 弁理士の専権業務に対する考え方	46
4.2 ユーザー企業を対象としたアンケートの集計結果	50
4.2.1 回答者の属性	50
4.2.2 ユーザー企業から見た弁理士の能力	52
4.2.3 ユーザー企業における社内弁理士に対する考え方	67
4.3 平成14年度以降の弁理士試験合格者の能力の変化に対する弁理士、ユーザー企業の認識の分析	71
4.3.1 弁理士業務において重要な能力、弁理士に求める能力.....	71
4.3.2 最近の弁理士試験合格者の能力の変化.....	72
4.3.3 最近の弁理士試験合格者の能力の変化の要因	74
4.4 仮説検証	75
4.4.1 ストーリー1の検証.....	75
4.4.2 ストーリー2の検証.....	80
4.5 結論	81
5. 参考資料：単純集計結果と自由記述結果.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
5.1 弁理士向けアンケート単純集計結果	エラー! ブックマークが定義されていません。
5.2 ユーザー企業向けアンケート単純集計結果	エラー! ブックマークが定義されていません。

調査概要

1. 調査目的

本業務では、企業ニーズや弁理士の意見をアンケートにより収集し、結果を分析することにより、現在の弁理士試験における制度面及び運用面での問題を明確にし、弁理士試験の制度及び運用についてのるべき姿に関する提言を行うための素材を得ることを目的としている。

2. 調査方針

本調査では、弁理士を対象としたアンケートと弁理士に業務を依頼しているユーザーを対象としたアンケートの2種類を実施する。

実施に先立ち、弁理士試験について指摘されている課題を整理した後、仮説を設定し、仮説を検証できるような設計としたこととした。

3. 調査項目

弁理士向け、ユーザー企業向けそれぞれ下記調査項目を設定した。

(1) 弁理士向けアンケート質問項目

A. あなたの弁理士としての歴史等について

質問 A-1. 弁理士業務に従事した累積期間

質問 A-2. 現在の勤務形態

質問 A-3. 現在の業務内容

質問 A-4. 弁理士試験合格年

質問 A-5. 弁理士試験受験理由

質問 A-6. 弁理士登録時期

質問 A-7. 弁理士登録保留理由

B. 弁理士に求められる能力と弁理士試験での選抜について

質問 B-1. 弁理士試験合格者に（合格時において）必要な能力

質問 B-2. 弁理士試験合格後に身についた能力

質問 B-3. 弁理士業務における各能力の重要性

質問 B-4. 弁理士試験制度の改定や試験制度の運用についての考え方

質問 B-5. 平成14年以降の弁理士試験合格者の能力に対する評価

質問 B-6. 平成14年以降の弁理士試験合格者の能力の変化の要因

C. 弁理士のOJTについて

質問 C-1. OJTの重要性

質問 C-2. あなたが受けている（受けた）OJTの十分さ

質問 C-3. OJTが十分と感じない理由

D. 弁理士の社会的な役割について

質問 D-1. 専権業務を遂行しようと努めることに対する考え方

質問 D-2. 弁理士の社会的な役割についての認識を欠く弁理士試験合格者に対する考え方

質問 D-3. 弁理士の社会的な役割についての認識を欠く弁理士試験合格者の存在は望ましくない理由

質問 D-4. 弁理士の社会的な役割についての認識を欠く弁理士試験合格者の存在は問題がない理由

E. 特許事務所での雇用・人材育成について

質問 E-1. 貴特許事務所における弁理士資格保有者数

質問 E-2. 2005年から2009年までの弁理士資格保有者新規雇用者数

質問 E-3. 貴特許事務所の今後の弁理士資格保有者雇用意向

質問 E-4. 平成 14 年以降の弁理士試験合格者の能力の不足点

質問 E-5. 貴特許事務所における OJT の実施状況

質問 E-6. 必要な OJT 年数

質問 E-7. OJT の労力の変化

質問 E-8. 十分な OJT を実施できていない理由

F. 追加質問

質問 F-1. 弁理士としての個人年間所得

質問 F-2. 所属弁理士数、補助員数

質問 F-3. 国内出願受任件数

(2) ユーザー向けアンケート質問項目

A. 貴社（貴学、貴機構）について

A-1. 貴社（貴学・貴機構）の業種について

A-2. 貴社（貴学・貴機構）の従業員数について

B. 業務を依頼する弁理士の能力について

B-1. 社外の弁理士に期待する事項

B-2. 業務を依頼しようとする弁理士の能力の重要性

B-3. 最近弁理士試験に合格して弁理士となった者の能力の変化

B-4. これまでに業務を依頼したことがない弁理士の能力を評価することの容易さ

B-5. 弁理士試験合格後、直ちに独立開業をする弁理士に対する考え方

B-6. 最近 5 年程度の間の業務の依頼先の弁理士の変更の有無とその理由

B-7. 変更の要因となった最近弁理士試験に合格して弁理士となった者の能力に関する問題点

C. 貴社（貴学、貴機構）の弁理士試験に対する取組・社内弁理士に関するお考え

C-1. 貴社（貴学、貴機構）の弁理士試験の受験に対する奨励・支援制度

C-2. 貴社（貴学、貴機構）の弁理士試験合格者の弁理士登録の支援

C-3. 社内弁理士の活用に対する考え方

C-4. 社内弁理士を弁理士業務以外の業務に従事させるメリット

C-5. 社内弁理士を弁理士業務に従事させない理由

D. ヒアリング協力の可否

4. アンケート実施方法及び回収結果

アンケート実施方法を以下にまとめます。

表 アンケート実施方法及び回収結果

	弁理士向け	ユーザー向け
件名	弁理士試験に関するアンケート	弁理士試験に関するアンケート
実施期間	平成 22 年 11 月 1 日～11 月 30 日	平成 22 年 11 月 12 日～11 月 26 日
対象	日本弁理士会所属の全弁理士 (日本弁理士会の連絡ルートを利用)	大企業（日本知的財産協会正会員）、中小企業、大学
実施方法	郵送回収法。	郵送回収法。
発送数	8,700 人	大企業（日本知的財産協会正会員） 900 社 中小企業 500 社、大学・国研 20 校 計 1,420 団体
回収数	2,442 票	592 票
回収率	28.1%	41.7%

本 編

1. 弁理士試験について指摘されている課題の整理

まず、アンケートの詳細項目を設定するにあたり、弁理士試験について、特に弁理士からみた課題として指摘されている点を整理する。

こうした課題を適切に質問できるようなアンケートシートの設計を図る。

(1) 弁理士の学識及び応用能力に関する問題点

- ・弁理士法第9条の試験の目的は、「弁理士になろうとする者の学識および応用能力」とあるが、本来は、先々弁理士としての業務を遂行するのに必要な学識および応用能力を問うべきものではないのか。
- ・合格者の学識および応用能力については、現実に従来に比べて低いと言われているが、試験科目（国際化を図っていると言っているにも拘わらず、例えば、条約科目が無いこと）、試験問題（大量合格の下に受験者が多いので採点しやすい問題になっていると思われること）、採点（合格者を多くするため合格点を低く設定していると思われること）に問題があるのではないか。
- ・弁理士業務をする気がない者に対しても、容易に専権を得ることができるようにするのは不合理。

(2) 弁理士試験における試験免除に関する問題点

- ・現在の免除は、実力があることを理由としての免除ではなく、政治的バランス、その他の理由での免除である部分が大である。
- ・受験者の負担軽減のために免除が設けられたが、段階的合格などの導入により受験者の負担軽減がなされており、免除が無い受験者にとっては逆に負担が重く、不公平感がある。
- ・参入障壁の低減として、免除が設けられているが、試験が参入障壁とは言えなくなっている。
- ・専門性があるから免除しているとしているが、実際には大して専門性が高くないものに対しても免除が認められている。
- ・他資格をもっての免除は適切ではない。特に、免除を受けるために弁理士試験より簡単であると考えて他資格を取っている受験者もいる。

(3) 実務を始める新人弁理士に関する問題点

- ・新人が実務に精通していないことはやむを得ないとしても、雇用者から見て、OJTの際に問題が多いと言われている。試験に問題があるのか、試験後の修習に問題があるのか。
- ・合格者が多いため、収容能力も飽和して、実務経験の無いものにOJTをすること自体困難になりつつある。
- ・実務修習は、実務の基礎ができないままでも、出席さえすれば合格できており、ほぼ100%の合格率である。

(4) 弁理士に対する依頼に関する問題点

- ・最近の合格者の弁理士に対して、依頼者から見た問題は何か。

(5) 事務所に所属する弁理士の増員に関する問題点

- ・事務所では仕事が減ってきてているのに対し、弁理士が増員され、その結果、質の競争より、ダ

ンピング競争になっている状況がみられ、却って質の低下を招いている。

(6) 企業に所属する弁理士／弁理士試験合格者の実態に関する問題点

- ・企業では弁理士試験を合格しているにも拘わらず、弁理士登録していない者が増加している。
- ・弁理士に価値観を持っていないのではないか。
- ・弁理士登録をさせないにも拘わらず、弁理士試験を受験することを推奨していることは、資格試験というよりは、技能試験程度にしか考えていないのではないか。
- ・企業内弁理士が増加することにより、本来の弁理士会の役割が不明確になりつつある。

(7) 弁理士試験の社会的信頼に関する問題点

- ・従来は司法試験に次ぐ難関資格と言われていたが、最近は簡単に合格することにより社会的な信用が低下してきている。
- ・弁理士の業務範囲が広くなってきてるので一律に論ずるのは難しいが、何らかの受験資格の枠組みを作ることはどうか。

2. 仮説検証方針およびアンケートの設計

2.1 弁理士試験課題の論点(ストーリー)整理

1. で整理した弁理士試験に対する課題を踏まえて、弁理士試験制度において、制度（特定科目免除）改訂や現状の運用状況（採点容易な試験問題等）によって生じている問題点として、対外的に発信する最終とりまとめのストーリー（ロジック）案を2つ、下記の通り整理した。

この仮説を検証できるような形でアンケートを設計する事とした。

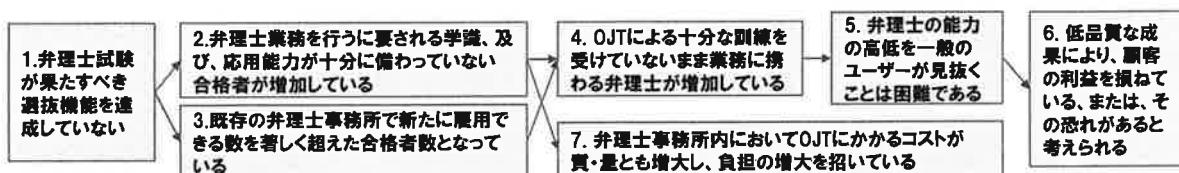
(1) ストーリー1について

最初のストーリーは以下の通りである。

ストーリー1：

弁理士試験が果たすべき選抜機能を達成していないために、弁理士業務についての遂行能力が低い弁理士による弊害が依頼人および弁理士業界全体に生じている恐れがある。

このストーリーでは、具体的に以下の仮説を設定し、ロジックを構成した。



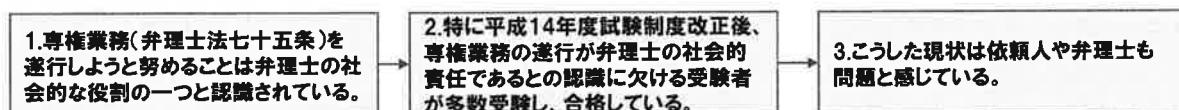
(2) ストーリー2について

次のストーリーは以下の通りである。

ストーリー2：

弁理士試験制度の変更後、弁理士の社会的な役割に対する認識を欠く者が合格しており、依頼人および多くの弁理士から問題視されている。

このストーリーでは、具体的に以下の仮説を設定し、ロジックを構成した。



2.2 仮説検証方針の設定

2.1 で設定した仮説の各ロジック要素についての検証方針を具体的に下記の通り設定した。

(1) ストーリー1の仮説検証方針

表 2-1 ストーリー1におけるロジック要素と検証のポイント

No.	ロジック要素	検証方法		検証のポイント
		手段	対象	
1	弁理士試験が果たすべき選抜機能を達成していない	アンケート	弁理士（全員）	<ul style="list-style-type: none"> ロジック要素 No.2, 3 で検証する。
2	弁理士業務を行うに要される学識、及び、応用能力が十分に備わっていない合格者が増加している	アンケート	弁理士（全員）	<ul style="list-style-type: none"> 近年合格・登録したばかりの弁理士は、それ以前の弁理士と、基礎・応用能力の点で差異がある可能性がある。 試験科目免除についての意見収集、能力との関係把握を行う。 業界内部からの意見とユーザーサイドからの意見から総合的に判断。
			ユーザー企業	
3	既存の弁理士事務所等で新たに雇用できる数を著しく超えた合格者数となっている	アンケート	ユーザー企業	<ul style="list-style-type: none"> 弁理士の合格者は、適切なOJTができるようにするためにも、弁理士事務所が雇用できる程度の人数にすべきであると考えるか確認する。 雇用者数の過去の推移と将来動向を質問、合格者の増加傾向と比較する。
			弁理士(特許事務所長・パートナー)	
4	OJTによる十分な訓練を受けていないまま業務に携わる弁理士が増加している	アンケート	弁理士	<ul style="list-style-type: none"> OJTの実態(コスト、時間等)とその効果について検証。 OJTを受ける側と行う側の意見から総合的に判断。
			弁理士(特許事務所長・パートナー、特許事務所管理職)	
5	弁理士の能力の高低を一般的のユーザーが見抜くことは困難である	アンケート	ユーザー企業	<ul style="list-style-type: none"> 外部から弁理士の能力を把握することの難しさについて検証。
6	低品質な成果により、顧客の利益を損ねている、または、その恐れがあると考えられる	アンケート	ユーザー企業	<ul style="list-style-type: none"> ユーザーに評価をいただく。 比較ができないユーザーが存在することに鑑み、弁理士サイドの意見を聴取。
		アンケート及びヒアリング	弁理士(特許事務所長・パートナー、特許事務所管理職)	
7	弁理士事務所内においてOJTにかかるコストが質・量とも増大し、負担の増大を招いている	アンケート	弁理士(特許事務所長・パートナー、特許事務所管理職)	<ul style="list-style-type: none"> OJTにかかる費用・時間・内容に関する現行試験制度前後での比較。

(2) ストーリー2の仮説検証方針

表 2-2 ストーリー2におけるロジック要素と検証のポイント

No.	ロジック要素	検証方法		検証のポイント
		手段	対象	
1	弁理士の専権業務（弁理士法七十五条）を遂行しようと努めることは、弁理士の社会的な役割の一つと認識されている。	アンケート	弁理士	<ul style="list-style-type: none"> 専権業務遂行に努めようとすることが弁理士の社会的な役割の一つとして弁理士の間で共通に認識されているか。
2	平成14年度試験制度改正後、専権業務の遂行が弁理士の社会的な役割の一つであるとの認識に欠ける者が多数受験し、合格している。	アンケート	弁理士	<ul style="list-style-type: none"> 上記 No.1 の結果と試験合格年をクロス集計して試験制度改正前後で認識の違いを検証する
		アンケート及びヒアリング	ユーザー企業	<ul style="list-style-type: none"> 知識・能力を証明するために受験を奨励・支援する制度、合格者の登録費用を支援する制度等を把握。 試験受験者の中には技能検定のように捉え、合格後、専権業務を遂行することに執着しない者が増えている可能性を検証する。
3	こうした現状は依頼人や弁理士も問題と感じている。	アンケート	弁理士 ユーザー企業	<ul style="list-style-type: none"> 専権業務を遂行しない弁理士の存在を問題にしない可能性もある。

3. アンケート実施

3.1 母集団の設定

3.1.1 弁理士の抽出方法

日本弁理士会の約 9,000 名弱の全弁理士を対象とする。

質問項目により「事務所長」「パートナー」「部門長」「管理職」など、立場により回答する質問が異なる場合、あらかじめ、アンケート内のフェースシートで属性を回答していただくことにより、回答すべき質問かどうかを特定する。

3.1.2 ユーザー企業の抽出方法

下記「大企業」と「中小企業」を合わせたものをユーザー企業等として、アンケート対象とする。

(1) 大企業

以下のいずれかの条件を満たす企業・団体を、大企業とみなす。

- ・日本知的財産協会正会員 903 社（平成 21 年 7 月 13 日現在）。

→対象企業の名称については、下記日本知的財産協会ウェブサイトから、対象企業の住所については、公開特許公報及び企業ウェブサイト等に基づいて特定した。

（http://www.jipa.or.jp/syoutai/member/seikaiin_list.html）

- ・大学及び TLO のうち、2009 年における公開特許件数上位 20 団体。

→特許行政年次報告書に基づく。

(2) 中小企業

平成 14 年度以降の弁理士試験合格者と平成 13 年度以前の弁理士試験合格者の両者を比較するために、両者に依頼をしたことがある企業を対象とする。具体的には、以下の①～⑤の手順で抽出した企業を対象とする。

① 過去 5 年間(2005 年～2009 年)の公開特許公報を全件抽出する。

② 上記①の公報に含まれる全出願人を抽出する。

③ 上記②の出願人毎に、代理人単位で上記①の公開特許件数を集計する。

④ 上記③において、平成 14 年度より前に新規登録された弁理士と、平成 14 年度以降に新規弁理士登録されかつ特許事務所・法律事務所に所属する弁理士との両方を含む出願人を抽出する。新規弁理士登録が平成 14 年度以降かそれより前かの判断は、「弁理士ナビ」による弁理士登録番号の値で推定する。

⑤ 上記④の出願人のうち、上記「大企業」として抽出された企業・団体及びそれらの関連企業に属さない国内 500 社を、公開特許件数上位から抽出する。なお、関連企業かどうかの判断は目視で行う。

3.2 アンケートの実施及び回収

表 3-1 アンケート実施概要

	弁理士向け	ユーザー向け
件名	弁理士試験に関するアンケート	弁理士試験に関するアンケート
実施期間	平成 22 年 11 月 1 日～11 月 30 日	平成 22 年 11 月 12 日～11 月 26 日
対象	日本弁理士会所属の全弁理士	大企業（日本知的財産協会正会員）、中小企業、大学
実施方法	郵送回収法。 全弁理士を対象に、日本弁理士会の連絡ルートを利用した。日本弁理士会を経由して調査会社に回付した。	郵送回収法。
発送数	8,700 人	大企業（日本知的財産協会正会員） 900 社 中小企業 500 社 大学・国研 20 校 計 1,420 団体
回収数	2,442 票	592 票
回収率	28.1%	41.7%

4. アンケート分析・仮説検証

本章では、アンケート結果を、その対象者（弁理士、ユーザー企業）ごとに示す（4.1、4.2）と共に、平成14年度以降の弁理士試験合格者の能力の変化について弁理士、ユーザー企業双方の認識から分析を行い（4.3）、併せて、アンケート実施にあたって設定した仮説の検証を行う（4.4）。

なお、単純集計結果は末尾の参考資料編に示す。

4.1 弁理士を対象としたアンケートの集計結果

4.1.1 回答者の属性

(1) 弁理士業務に従事した累積期間

回答者の弁理士業務に従事した累積期間をたずねた結果を以下に示す。従事累積期間が8年未満の回答者が過半数を占めている。

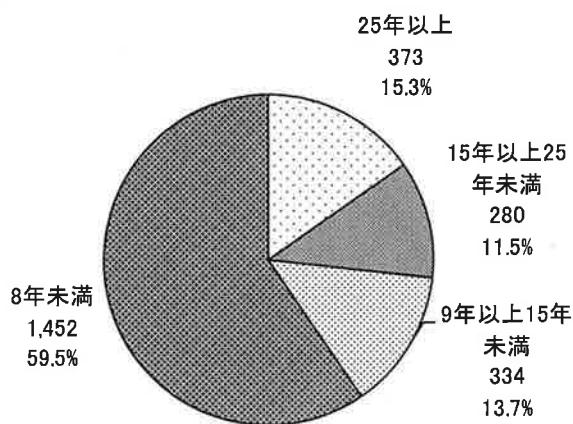


図 4-1 弁理士業務に従事した累積期間（弁理士向けアンケート質問 A-1）

(2) 弁理士試験合格年

回答者の弁理士試験合格年をたずねた結果を以下に示す。平成14年度以降の弁理士試験合格者が回答者が過半数を占めている。

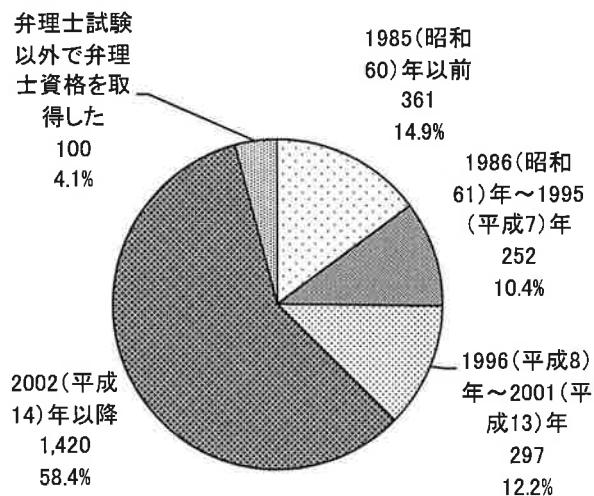


図 4-2 弁理士試験合格年（弁理士向けアンケート質問 A-4）

(3) 勤務形態

回答者の勤務形態をたずねた結果を以下に示す。特許事務所勤務が最も多く、回答者全体の40.3%を占めており、次いで特許事務所経営が29.5%、企業・研究機関知的財産権担当部門勤務が23.1%となっている。

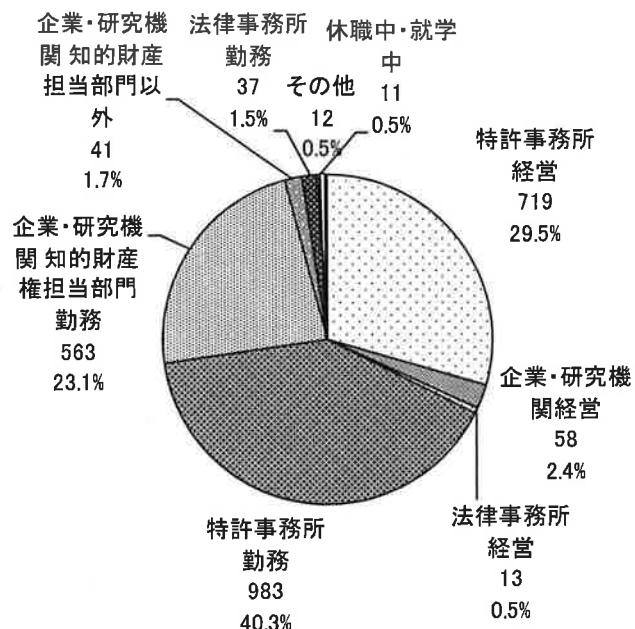
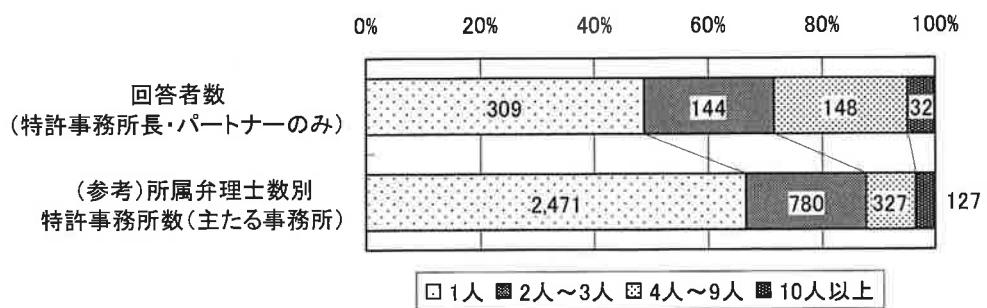


図 4-3 アンケート回答時点での勤務形態（弁理士向けアンケート質問 A-2）

(4) 特許事務所の規模（特許事務所経営者のみ）

回答者のうち特許事務所経営者（共同経営の場合、代表者1名）を対象に、特許事務所の弁理士資格保有者数をたずねた結果を以下に示す。いわゆる1人事務所が回答の半数近くを占めている。ただし、全ての特許事務所（回答母数）と比較すると、いわゆる1人事務所からの回答が少なく、4人以上の特許事務所からの回答が多い。



(注) 所属弁理士数別特許事務所数（主たる事務所）は2010年11月30日現在（日本弁理士会調べ）。

図 4-4 特許事務所の弁理士資格保有者数（2010年1月1日時点）

（弁理士向けアンケート質問 E-1、特許事務所長のみ回答）

4.1.2 弁理士試験合格年の差異による弁理士試験に対する考え方

(1) 弁理士試験受験理由

弁理士のうち弁理士試験で弁理士資格を取得した者を対象に、弁理士試験を受験した理由をたずねたところ、弁理士試験合格年度が直近の者ほど、「独立して弁理士業務を行うため」との回答が少なく、「特許事務所に勤務して弁理士業務に携わるため」や「企業・研究機関（大学法人、独立行政法人を含む）への就職・転職を有利にするため」、「特許事務所への就職を有利にするため」との回答が多い傾向があった。これは、近年の合格者ほど、勤務弁理士としての道を得るために弁理士試験を受験している者が多いことを示唆している。

また、「自己研鑽、または、自己の能力を試すため」との回答も弁理士試験合格年度が直近の者ほど多い傾向があった。

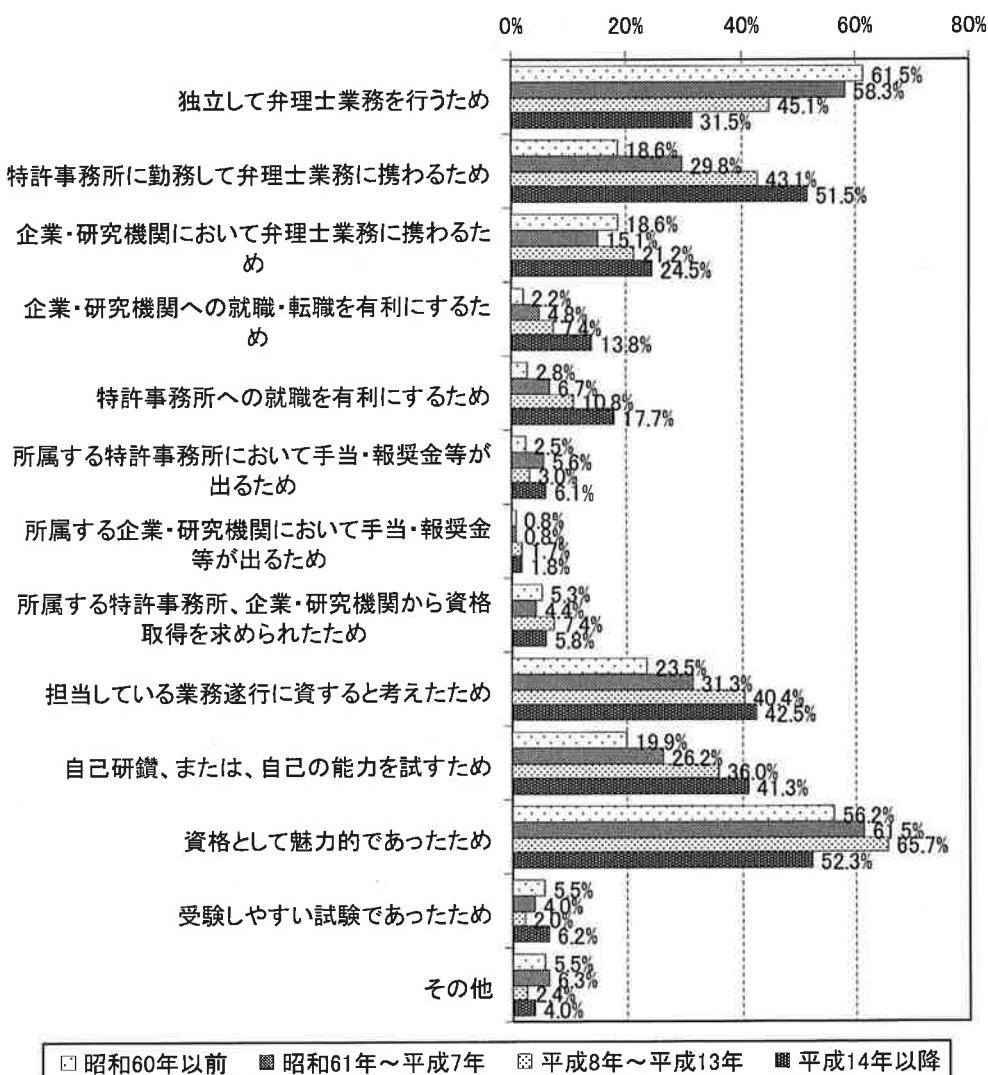


図 4-5 弁理士試験受験理由
(弁理士向けアンケート質問 A-5、弁理士試験による資格取得者のみ)

(2) 弁理士登録時期

弁理士のうち弁理士試験で弁理士資格を取得した者を対象に、弁理士試験に最終合格をした日（2008（平成20）年度以降合格者は実務修習を修了した日）から弁理士登録までの期間をたずねたところ、弁理士試験合格年に関わらず90%以上が1年以内に登録を行っていた。また、試験合格年による顕著な差異は見られなかった。

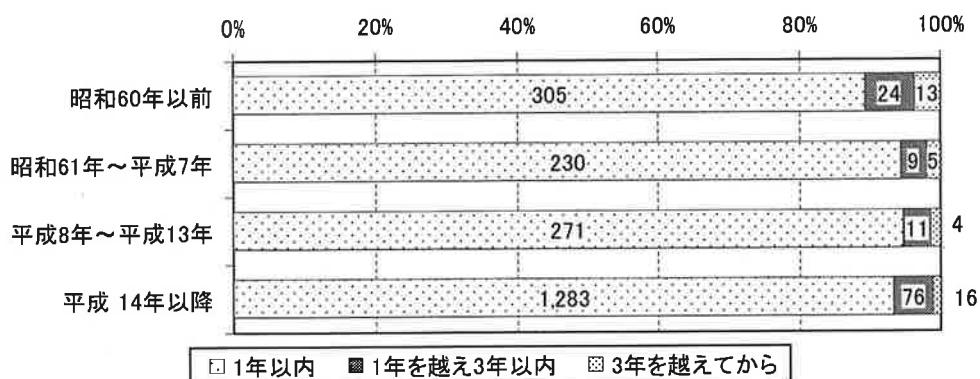


図 4-6 弁理士登録時期

（弁理士向けアンケート質問 A-6、弁理士試験合格年層別、弁理士試験による資格取得者のみ）

(3) 弁理士試験制度の改定や試験制度の運用についての考え方

弁理士を対象に、弁理士試験制度の改定や試験制度の運用についての考えをたずねたところ、多くの改定点や運用状況で、平成13年以前の弁理士試験合格者の方が平成14年以後の合格者に比べ「問題である」と回答した割合が大きかった。中でも、「論文式試験から条約に関する独立した科目が削除された」ことは平成13年以前の弁理士試験合格者の80%以上が「問題である」としていた。

また、「短答式試験合格者がその後2年間、短答式試験が免除されることとなっている」、「論文式試験のうち必須科目合格者がその後2年間、同じ科目が免除されることとなっている」については、全ての層で「問題である」との回答が50%を超えていた。これらの制度は、その制度を活用した者においても問題視されていると考えられる。

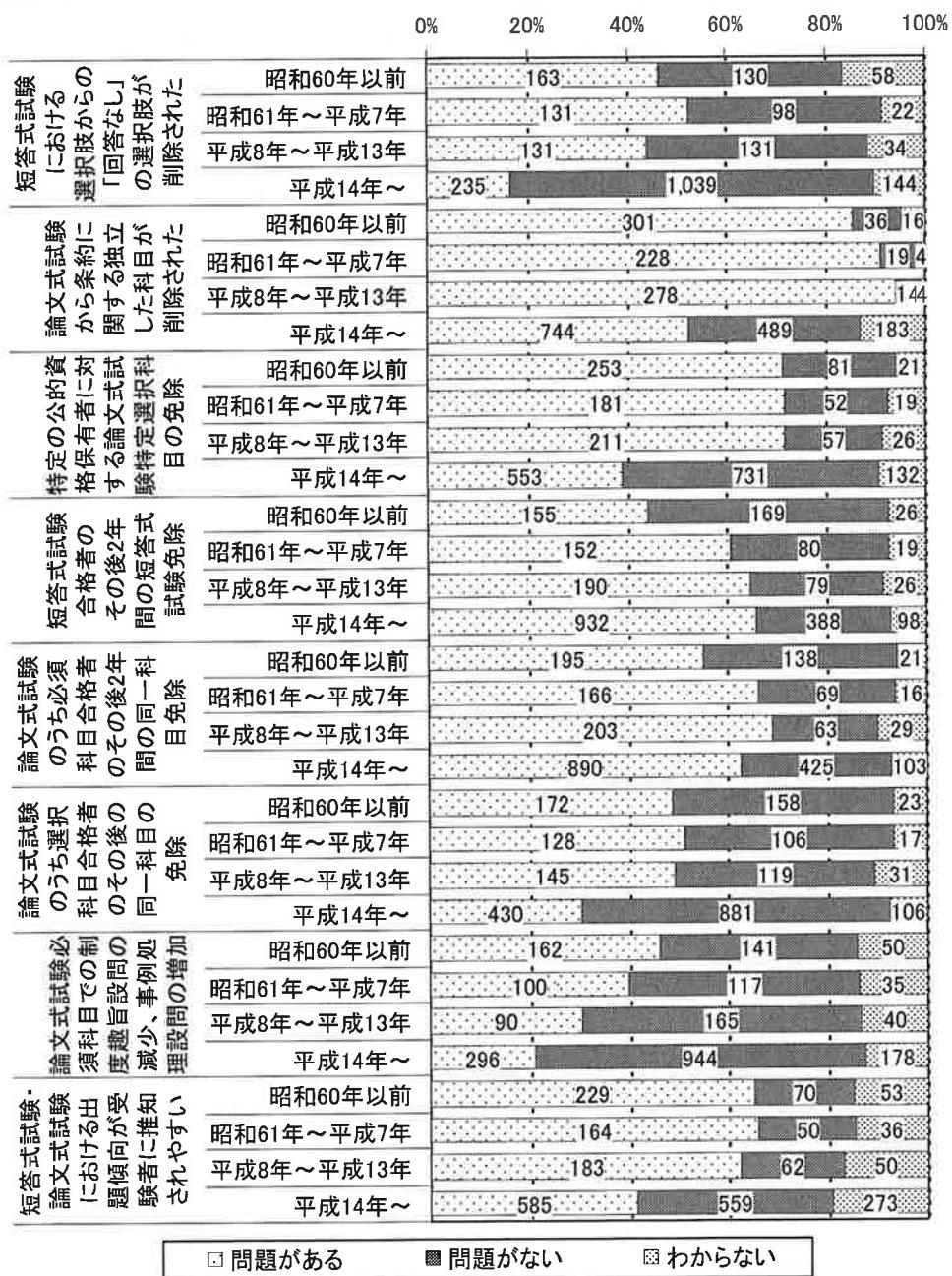


図 4-7 弁理士試験制度の改定や試験制度の運用についての考え方

(弁理士向けアンケート質問 A-4×B-4、弁理士試験合格年層別)

4.1.3 弁理士に必要な能力とその習得状況

弁理士に必要な能力として、以下の 14 の能力を示し、それぞれについて、業務における重要性、合格時での必要性、回答者における弁理士試験合格前後での習得状況等をたずねた。

- ・日本国内の産業財産権法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）に関する知識
- ・日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力
- ・産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）に関する知識
- ・産業財産権周辺法の内容を解釈し活用する力
- ・産業財産権に係る条約に関する知識
- ・産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力
- ・外国の産業財産権制度に関する知識
- ・技術を理解する力
- ・企業経営や会計を理解する力
- ・コミュニケーション力（説明力、会話力）
- ・論理的思考力およびそれに基づく文書表現力
- ・課題発見能力および状況判断能力
- ・論点把握を的確に行う読解力
- ・外国語語学力

(1) 現在行っている弁理士業務における各能力の重要性

弁理士を対象に、現在行っている弁理士業務における各能力の重要性をたずねたところ、「産業財産権周辺法に関する知識」、「産業財産権周辺法の内容を解釈し活用する力」、「企業経営や会計を理解する力」を除く能力のいずれもにおいて、試験合格年に関わらず80%以上が「重要」「やや重要」と回答していた。

中でも、「日本国内の産業財産権法に関する知識」、「日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力」、「技術を理解する力」、「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」、「論点把握を的確に行う読解力」は、いずれも試験合格年に関わらず80%以上が「重要」と回答しており、これらの能力が弁理士業務において根幹となる能力であることが示唆される。

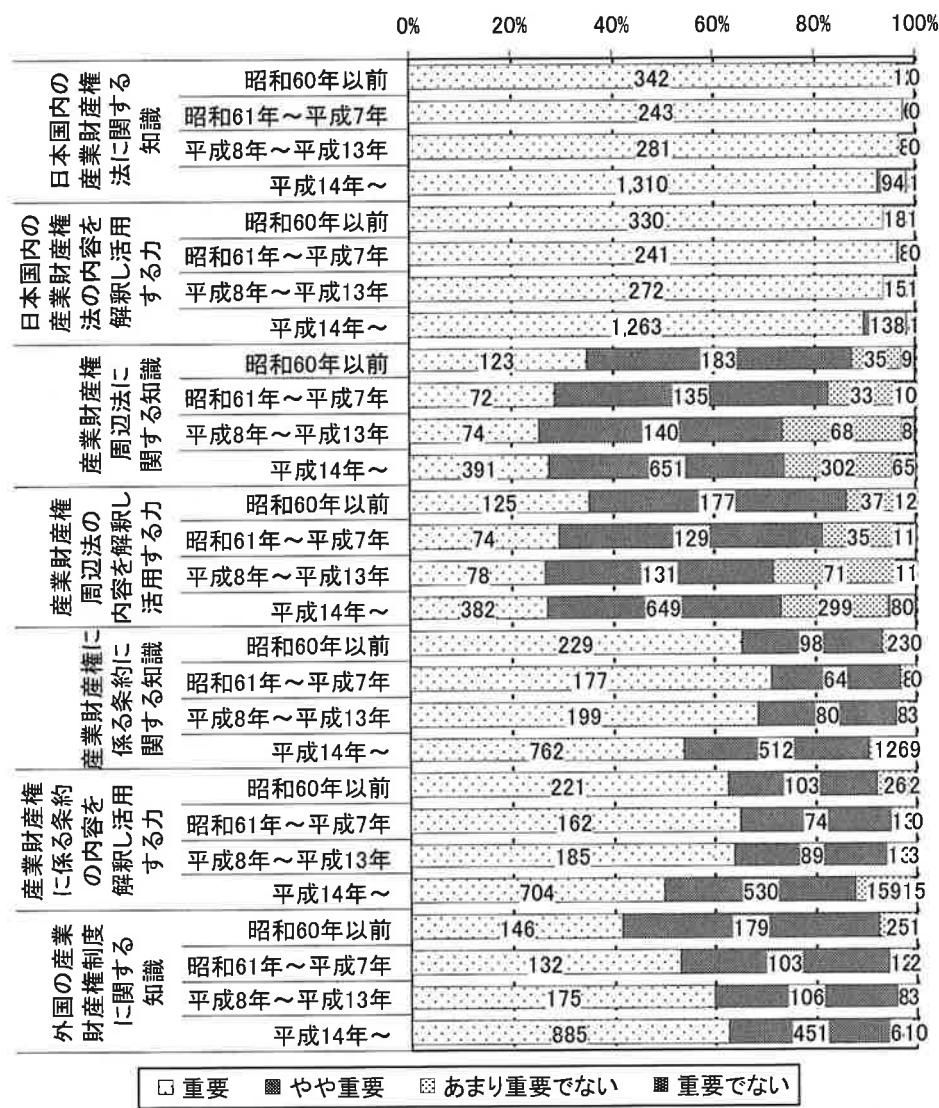


図 4-8 現在行っている弁理士業務における各能力の重要性
 (弁理士向けアンケート質問 A-4×B-3、弁理士試験合格年層別) (1/2)

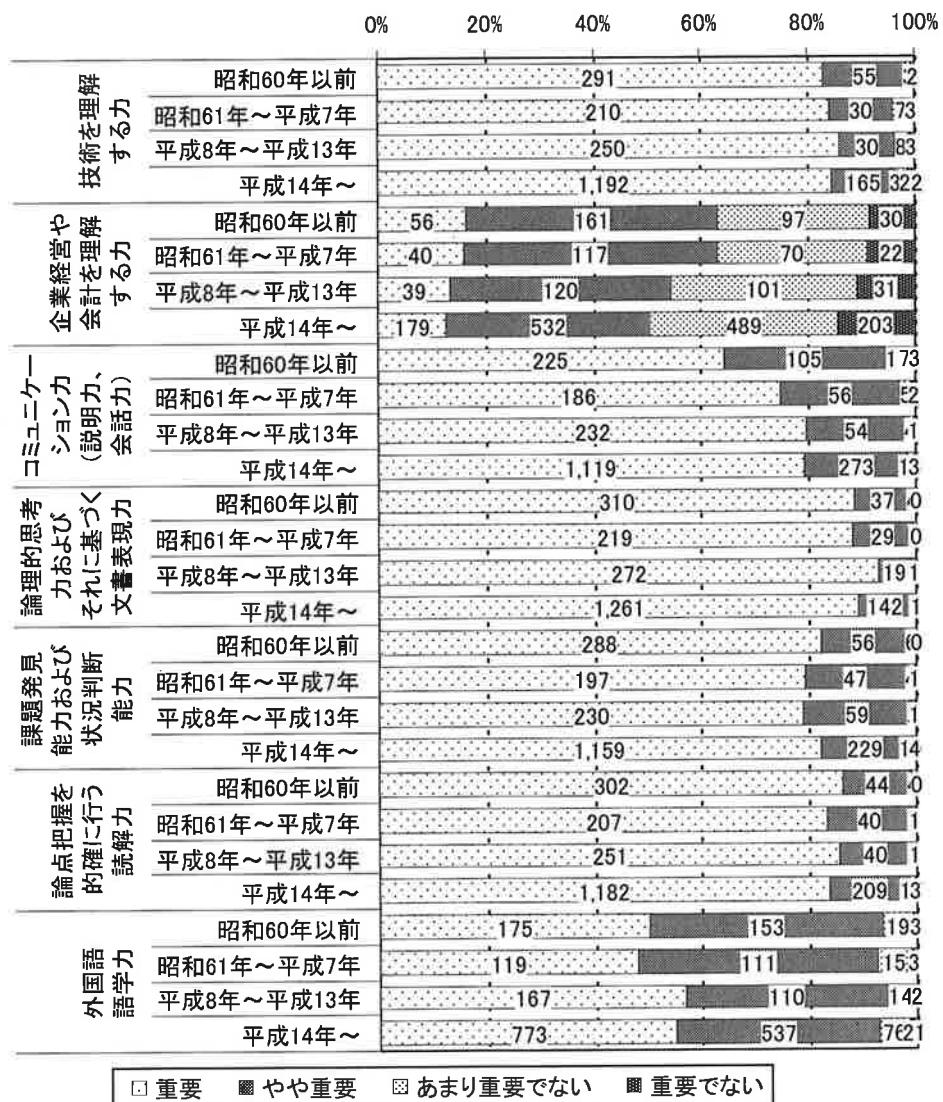


図 4-9 現在行っている弁理士業務における各能力の重要性
(弁理士向けアンケート質問 A-4×B-3、弁理士試験合格年層別) (2/2)

(2) 弁理士試験合格者に合格時において必要な能力

弁理士を対象に、弁理士試験合格者に合格時において必要な能力をたずねたところ、その回答は弁理士試験合格年代層別に見ても大きな差は無く、認識は弁理士内ではほぼ共通しているものと言える。

中でも弁理士業務において重要な能力と考えられる（4.1.3（1）参照）、「日本国内の産業財産権法に関する知識」、「日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力」、「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」はいずれの層においても、また、「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」は平成13年以前の弁理士試験合格者層で、80%以上が「必要不可欠」と回答した。

他方、「産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力」や、「技術を理解する力」については、それぞれ論文式試験から条約に関する独立した科目が削除されたこと、論文式試験のうち必須科目（技術系科目含む）の合格者がその後2年間、同じ科目が免除されること、および、特定の公的資格保有者に対する論文式試験における特定選択科目（技術科目含む）の免除が行われていることを受け、試験における重要性の低下を反映しているためか、平成14年以降の合格者において「必要不可欠」と回答した割合が他の層に比べて少ない。

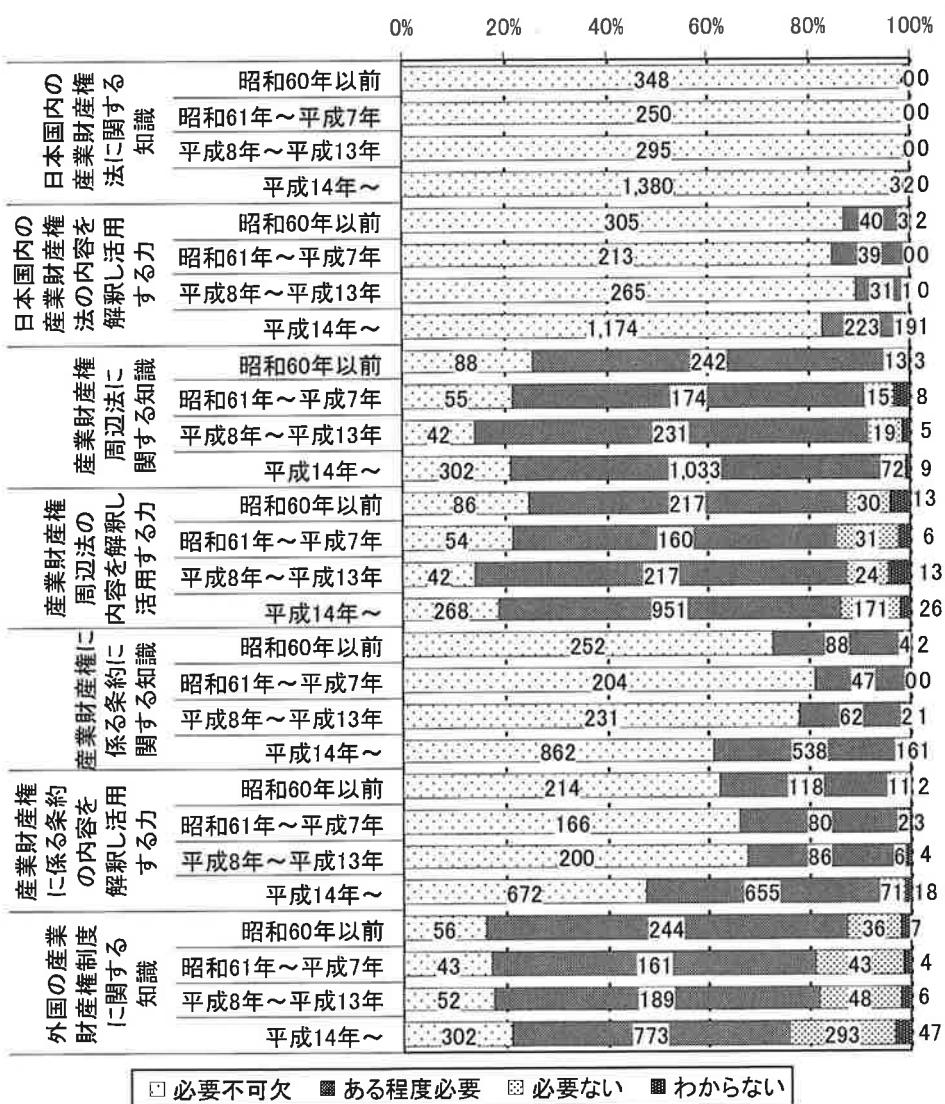


図 4-10 弁理士試験合格者に合格時において必要な能力
(弁理士向けアンケート質問 A-4 × B-1、弁理士試験合格年層別) (1/2)

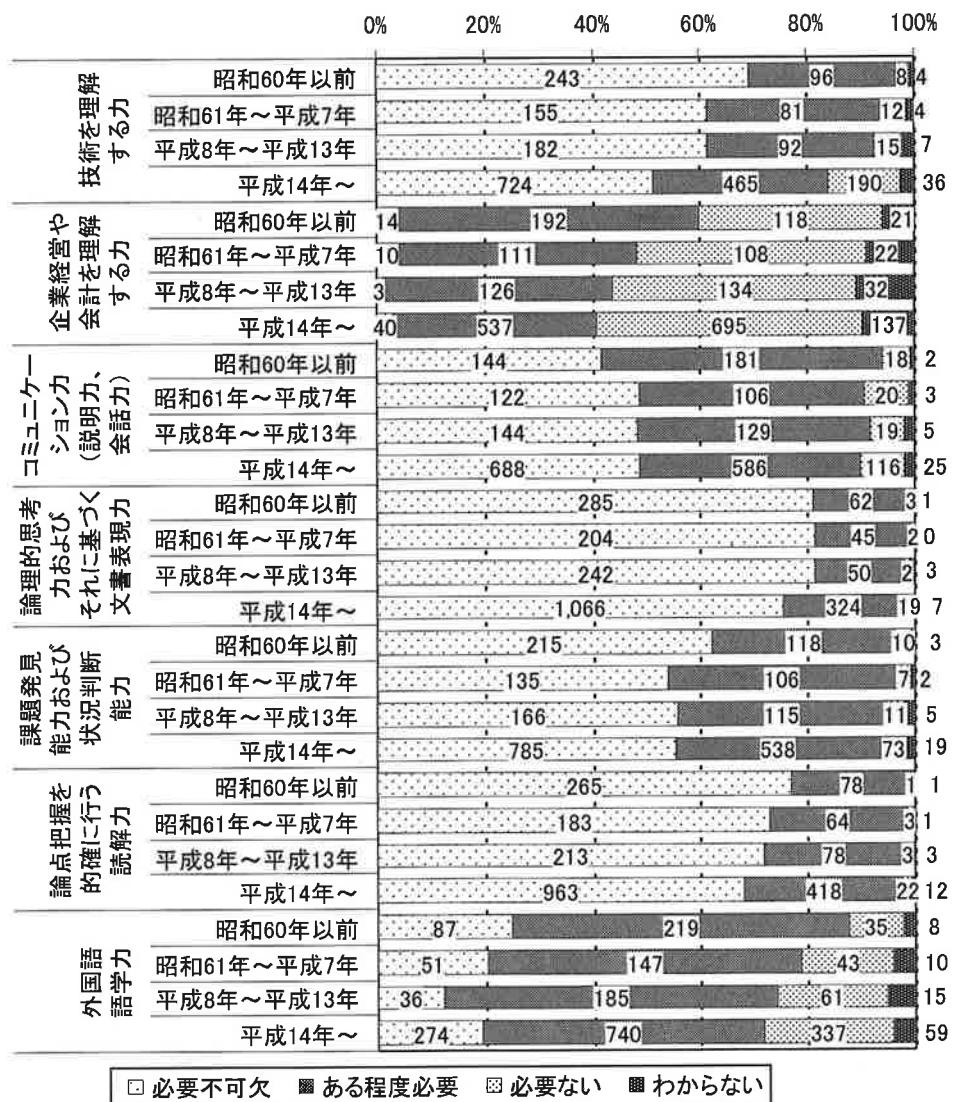


図 4-11 弁理士試験合格者に合格時において必要な能力
(弁理士向けアンケート質問 A-4×B-1、弁理士試験合格年層別) (2/2)

(3) 弁理士試験合格後に身につけた能力

弁理士を対象に、弁理士試験合格前に比べて、合格後に身につけた比率の高い能力をたずねたところ、弁理士試験出題範囲の対象外である「外国の産業財産権制度に関する知識」や「外国語語学力」が試験合格年にかかわらず合格後に身につけた比率が高いとの回答が最も多かった。

試験合格年別に傾向を見ると、「日本国内の産業財産権法に関する知識」「産業財産権に係る条約に関する知識」、「産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力」、「技術を理解する力」を除く全ての能力で合格後に身につけた比率が高いとの回答が平成14年以降の合格者層において最低であった。この中には、「産業財産権周辺法に関する知識」や「産業財産権周辺法の内容を解釈し活用する力」のように短答式試験における産業財産権周辺法科目の追加による影響と考えられるものもあるが、その他の能力については、試験合格までに十分身につけていると解釈できる可能性もあるが、他方で、現在もそれぞれの能力の習得途上であることを示唆している可能性や、さらには、OJTなどの機会が十分でなく能力の習得に困難が生じている可能性があるとも解釈する余地もある。

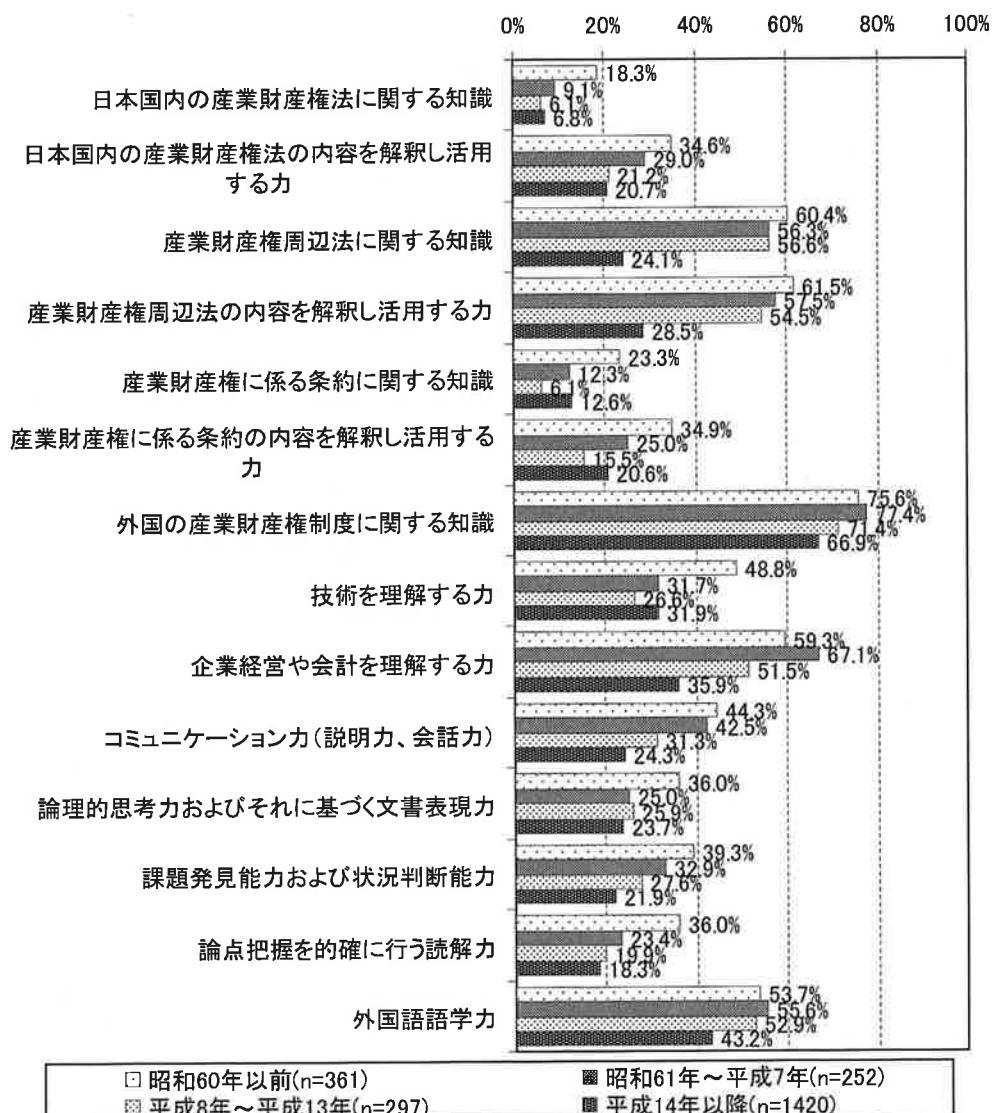


図 4-12 弁理士試験合格後に身につけた比率の高い能力
(弁理士向けアンケート質問 A-4×B-2(ア)、弁理士試験合格年層別)

(4) 弁理士試験合格前に身につけるべき能力

弁理士を対象に、合格後に身につけた能力のうち、合格前に身につけておいたほうが望ましいと思うものをたずねたところ、「日本国内の産業財産権法に関する知識」が全ての試験合格年層で最も望ましいとの回答が多く、次いで、「産業財産権に係る条約に関する知識」が望ましいとの回答がいずれの試験合格年層においても多かった。

とくに「産業財産権に係る条約に関する知識」は、弁理士業務において重要な能力として認識されている一方（4.1.3 (1) 参照）、平成14年度以降、論文試験において独立した科目となっていないところであり、しかも、平成14年度の弁理士試験合格者において弁理士試験合格後に身につけた能力として「産業財産権に係る条約に関する知識」を挙げた者が12%に留まること（4.1.3 (3)）を鑑みると、今後、受験者において産業財産権に係る条約に関する知識獲得の機会が確保されることが望ましいと考えられる。

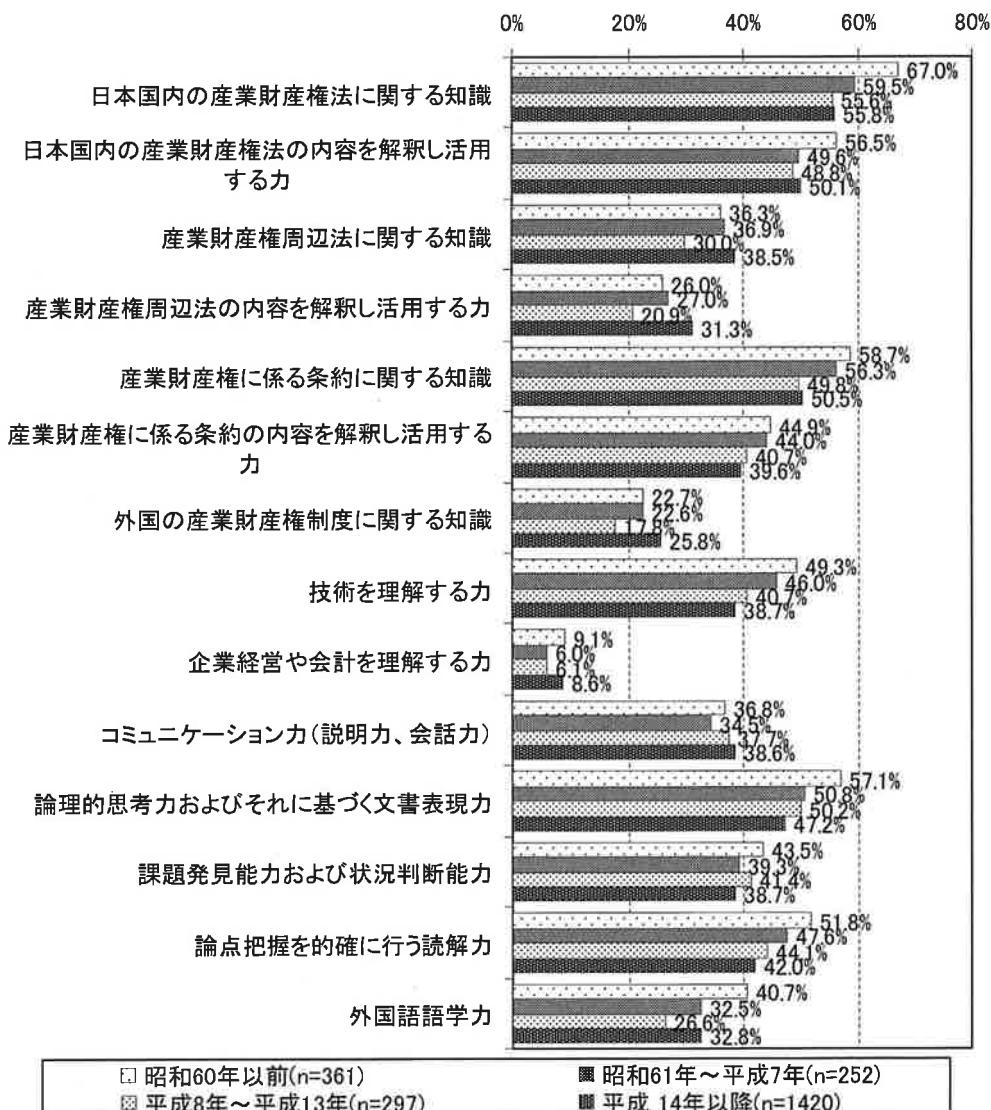


図 4-13 弁理士試験合格時に身につけているべき能力
(弁理士向けアンケート質問 A-4 × B-2(イ)、弁理士試験合格年層別)

(5) 平成 14 年以降の弁理士試験合格者の能力に対する評価

(a) 平成 13 年以前の弁理士試験合格者からの評価

平成 13 年以前に弁理士試験に合格した弁理士を対象に、平成 14 年以降の弁理士試験に合格し弁理士となった者の能力が、それ以前に弁理士試験に合格して弁理士となった者と比べたときに一般的にどのように変化したと考えるかについてたずねたところ、「産業財産権周辺法に関する知識」を除く全ての能力において、回答者の試験合格年を問わず「やや低下している」と「低下している」の回答数が、「向上している」と「やや向上している」の回答数を上回っていた。

中でも、「産業財産権に係る条約に関する知識」、「産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力」については、「わからない」との回答を除く全回答の 50%以上を「低下している」が全ての試験合格年層において占めている一方、「向上している」「やや向上している」との回答はほとんど見られない（図 4-16 参照）。条約に関する能力が低下しているとの認識が平成 13 年以前に弁理士試験に合格した弁理士に存在すると考えられる。

また、「日本国内の産業財産権法に関する知識」、「日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力」、「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」、「課題発見能力および状況判断能力」、「論点把握を的確に行う読解力」についても、「わからない」との回答を除く全回答の 50%以上を「やや低下している」「低下している」が全ての試験合格年層において占めている。

なお、「産業財産権周辺法に関する知識」、「産業財産権周辺法の内容を解釈し活用する力」は「向上している」と「やや向上している」の回答数が相対的に多い（ただし、「産業財産権周辺法の内容を解釈し活用する力」に関する平成 8 年～平成 13 年の弁理士試験合格者層を除き、「やや低下している」と「低下している」の回答数の方が多い）。これは、短答式試験における産業財産権周辺法科目的追加の効果と考えられる。

表 4-1 平成 14 年以降の弁理士試験合格者の能力の変化に対する
平成 13 年以前の弁理士試験合格者からの評価の評価（まとめ）

	向上した能力として評価している回答者が相対的に多いもの (=回答者の 15%以上が「向上している」「やや向上している」と回答)	低下した能力として評価している回答者が顕著に多いもの (=回答者の 50%以上が「やや低下している」「低下している」と回答)
弁理士試験合格年に 関わらず共通	<ul style="list-style-type: none">・産業財産権周辺法に関する知識（注 2）・産業財産権周辺法の内容を解釈し活用する力（注 3）	<ul style="list-style-type: none">・<u>産業財産権に係る条約に関する知識</u>・<u>産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力</u>・日本国内の産業財産権法に関する知識・日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力・論理的思考力およびそれに基づく文書表現力・課題発見能力および状況判断能力・論点把握を的確に行う読解力

(注 1) 下線を付した能力は「低下している」の割合が「わからない」との回答を除く全回答の 50%以上を占めたもの。

(注 2) ただし、全ての試験合格年層において「やや低下している」、「低下している」の回答数の方が、「向上している」、「やや向上している」の回答数を上回っている。

(注 3) ただし、平成 8 年～平成 13 年の弁理士試験合格者層を除き、「やや低下している」、「低下している」の回答数の方が、「向上している」、「やや向上している」の回答数を上回っている。

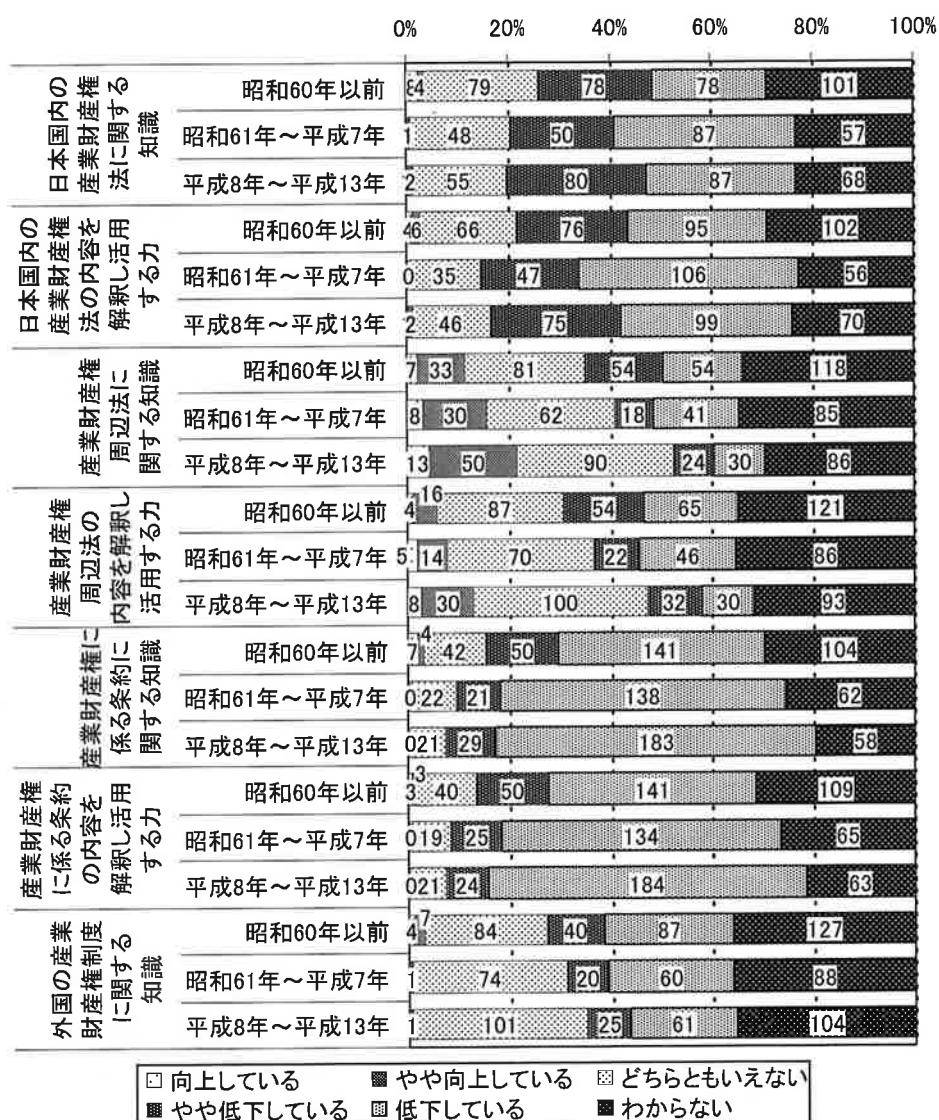


図 4-14 平成 14 年以降の弁理士試験合格者の能力に対する評価
(弁理士向けアンケート質問 A-4×B-5、弁理士試験合格年層別、
平成 13 年以前弁理士試験合格者のみ) (1/2)

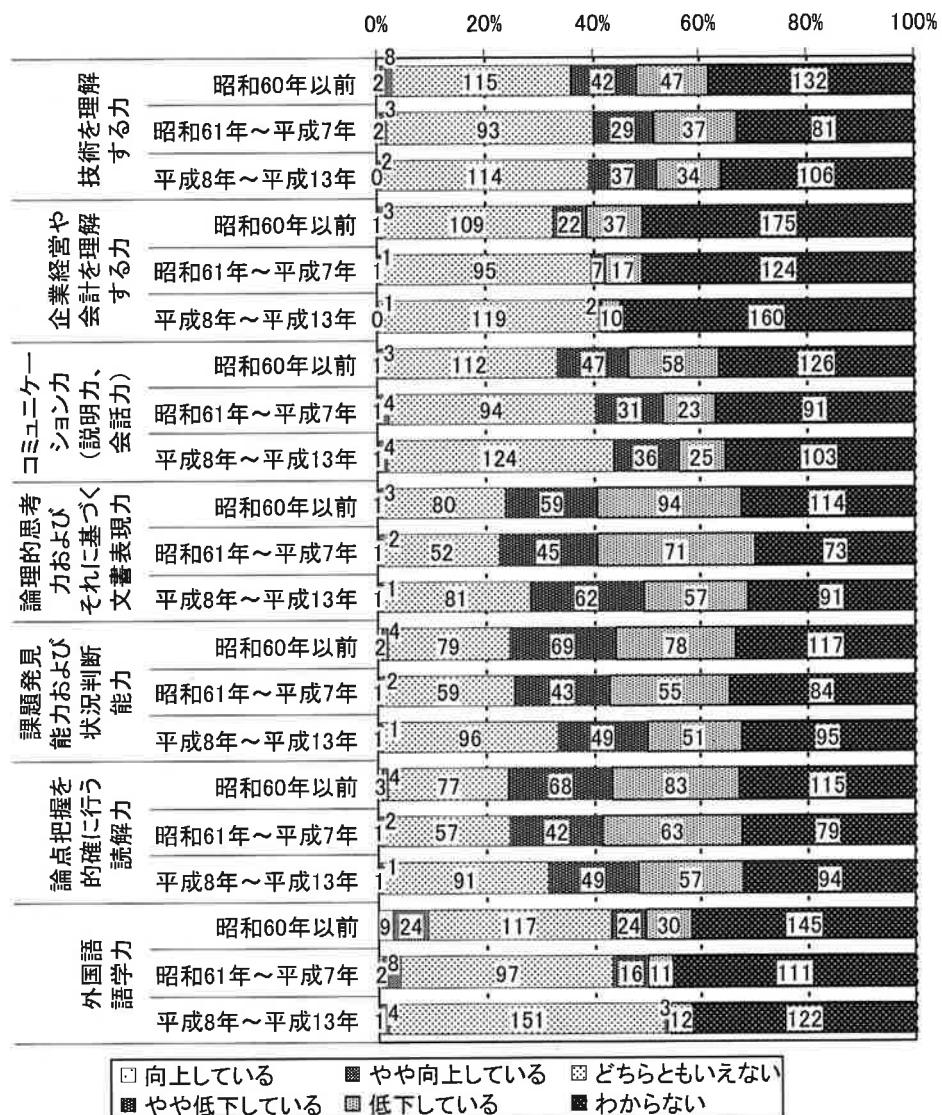


図 4-15 平成 14 年以降の弁理士試験合格者の能力に対する評価
(弁理士向けアンケート質問 A-4×B-5、弁理士試験合格年層別、
平成 13 年以前弁理士試験合格者のみ) (2/2)

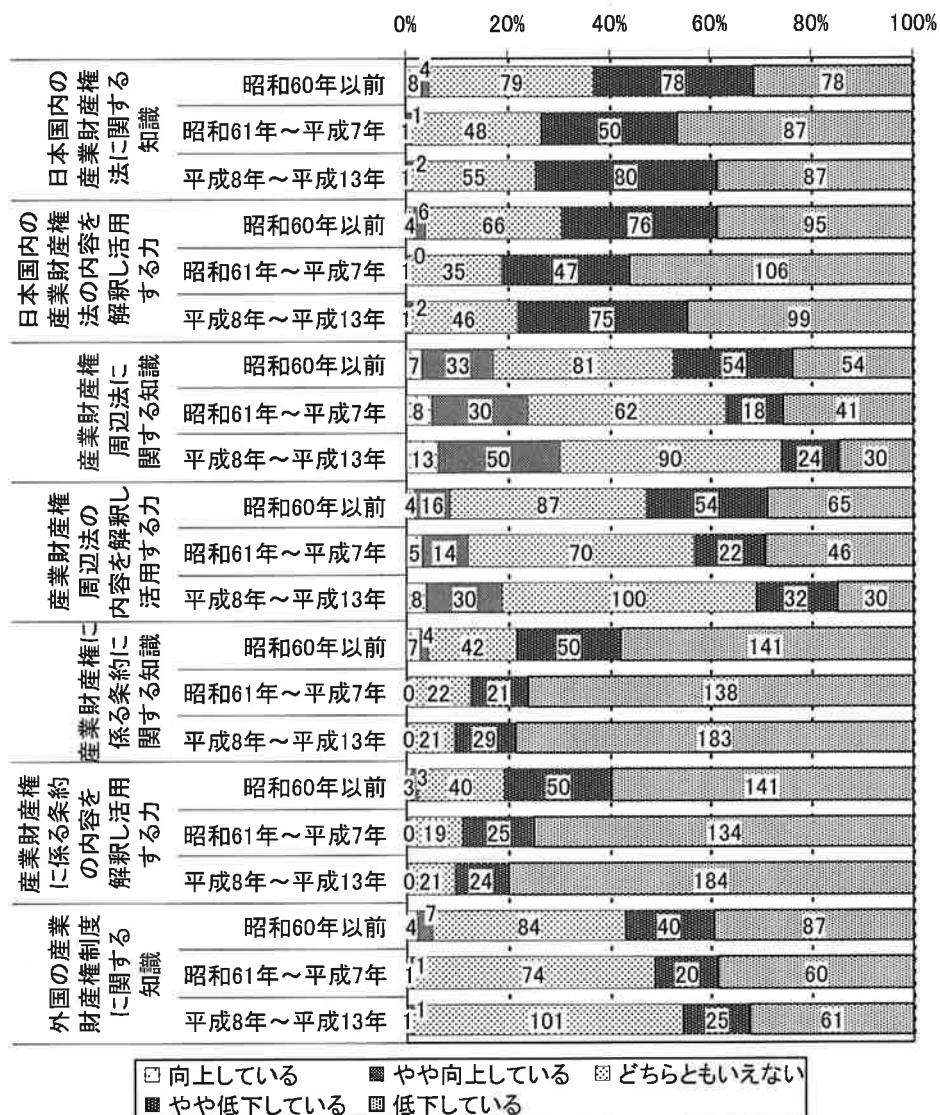


図 4-16 (参考) 平成 14 年以降の弁理士試験合格者の能力に対する評価
 (弁理士向けアンケート質問 A-4 × B-5、弁理士試験合格年層別、
 平成 13 年以前弁理士試験合格者のみ、「わからない」を除く) (1/2)

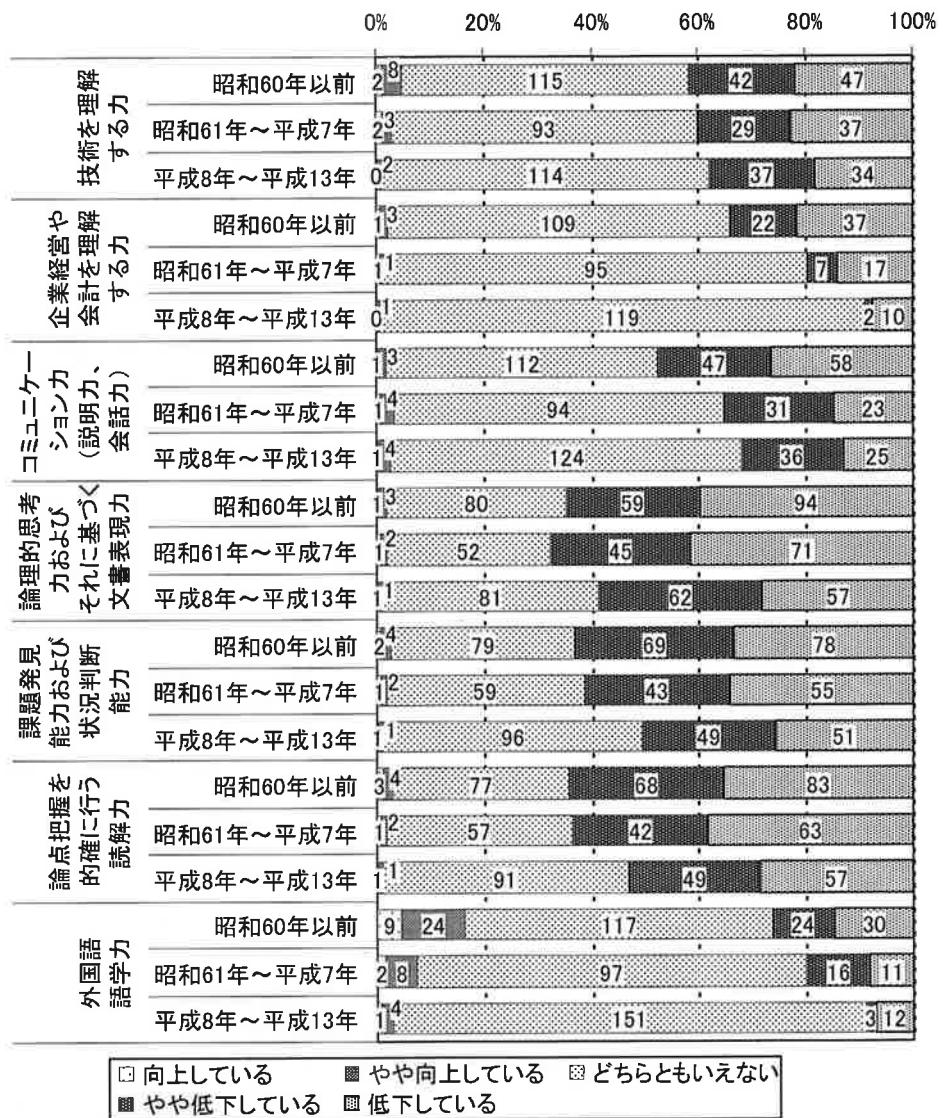


図 4-17 (参考) 平成 14 年以降の弁理士試験合格者の能力に対する評価
 (弁理士向けアンケート質問 A-4 × B-5、弁理士試験合格年層別、
 平成 13 年以前弁理士試験合格者のみ、「わからない」を除く) (2/2)

(b) 特許事務所長・パートナー、特許事務所管理職からの評価

弁理士のうち特許事務所長・パートナー、特許事務所管理職を対象に、事務所に所属する平成14年以降の弁理士試験合格者（複数名が所属している場合はその中で平均的な能力の者）の能力は、他の所属弁理士の平均的な能力に比べどのような能力が不足していると感じているかたずねたところ、「産業財産権に係る条約に関する知識」、「産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力」が不足しているとの回答が最も多く、次いで「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」、「日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力」の不足が指摘されていた。

また、回答者を特許事務所長・パートナーに限定して、特許事務所規模（弁理士資格保有者数）との関係で分析すると、弁理士資格保有者数が2~9人の特許事務所では「外国の産業財産権制度に関する知識」が不足している能力として挙げる回答が相対的に多い傾向にあった。

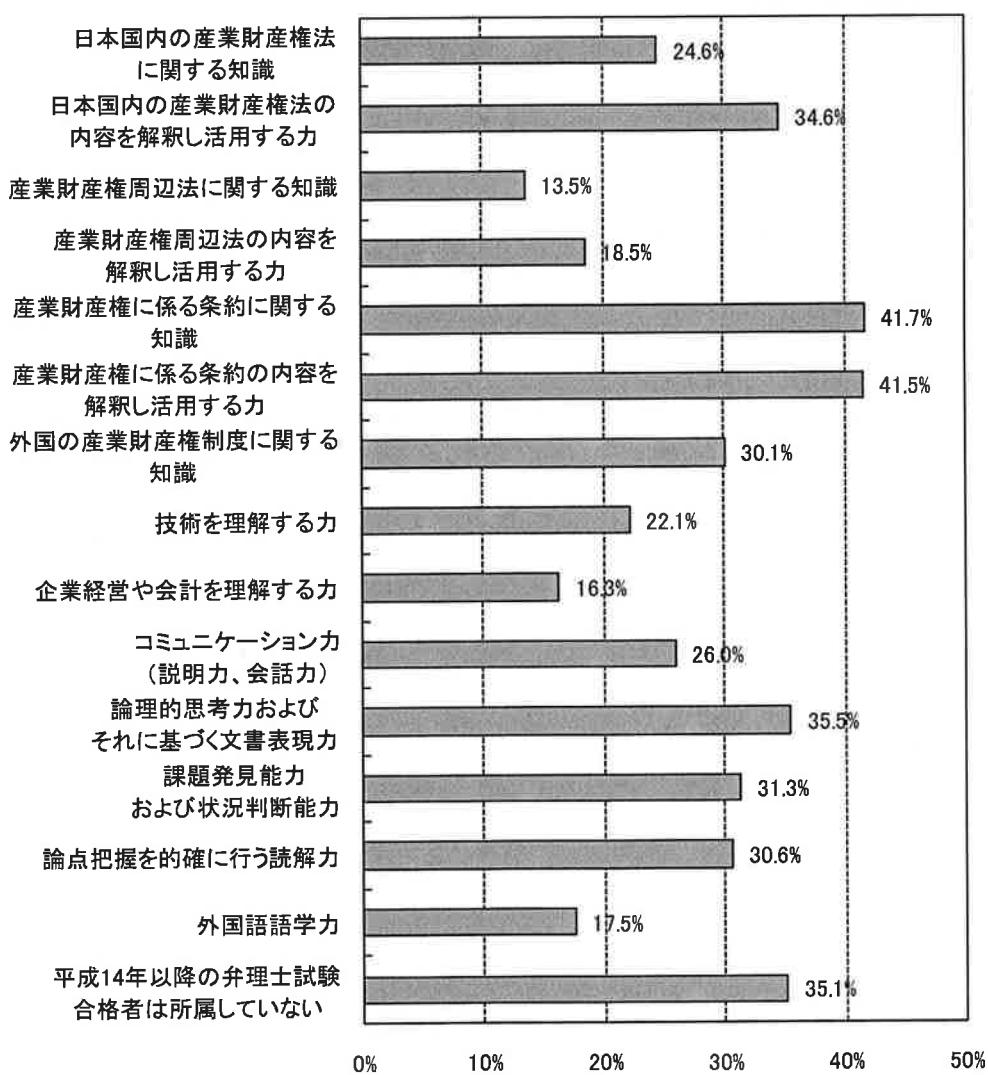
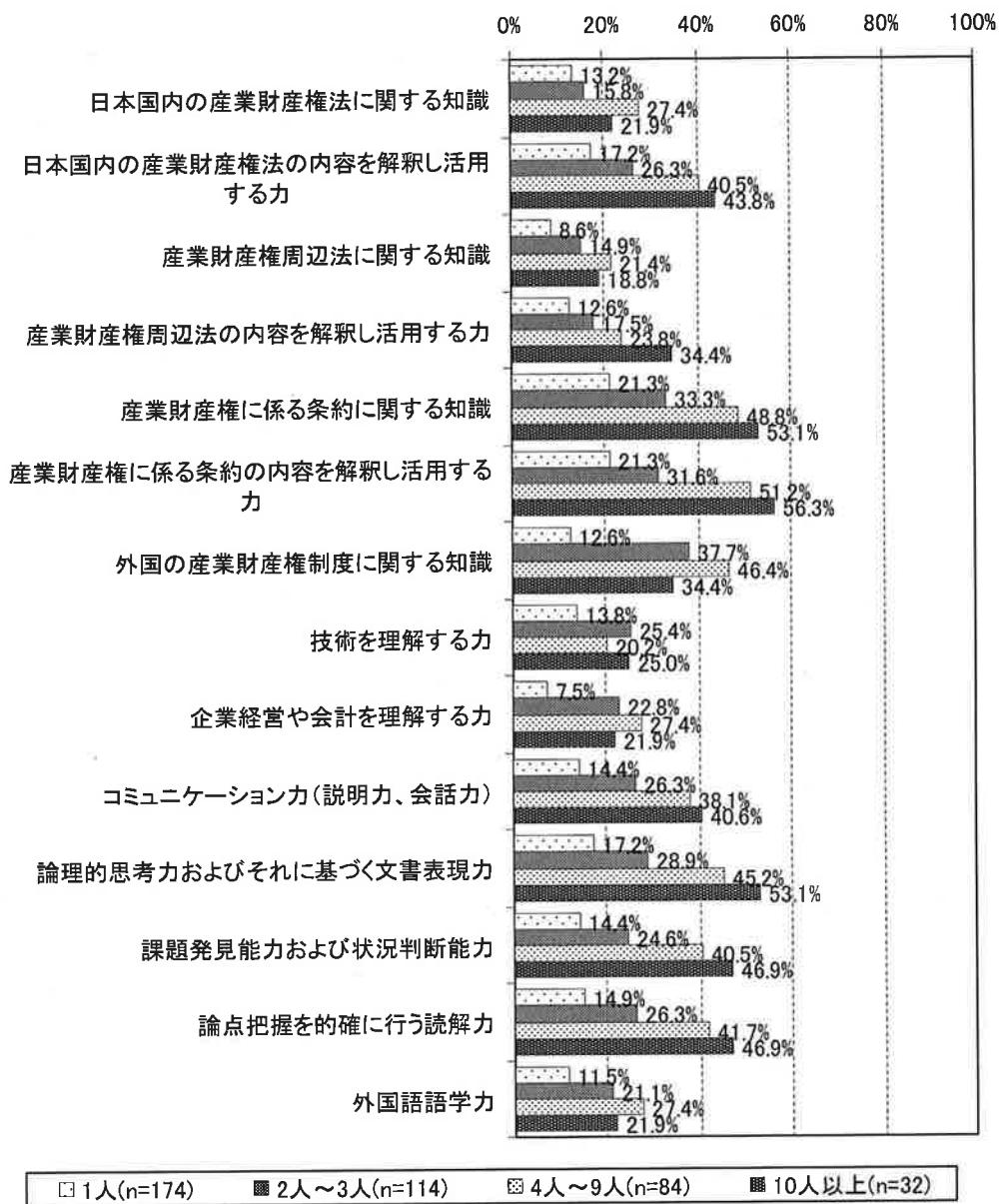


図 4-18 平成14年度以降の弁理士試験合格者の能力の不足点
(弁理士向けアンケート質問E-4、特許事務所長・パートナー・特許事務所管理職のみ回答)



(注) 母数は特許事務所の弁理士資格保有者数で当該保有者数層に回答した者の数から「平成14年以降の弁理士試験合格者は所属していない」との回答を行った者の数を除いた数。無回答であった場合も母数に含まれている。

図 4-19 平成14年度以降の弁理士試験合格者の能力の不足点

(弁理士向けアンケート質問E-1×質問E-4、

特許事務所の弁理士資格保有者数別、特許事務所長・パートナーのみ回答)

(6) 平成 14 年以降の弁理士試験合格者の能力の変化の要因

平成 13 年以前に弁理士試験に合格した弁理士を対象に、平成 14 年以降の弁理士試験に合格し弁理士となった者の能力それぞれの変化の要因として考えられる弁理士試験制度の改定や運用をたずねた。

「向上した」「やや向上した」と回答した能力の変化の要因については、「産業財産権周辺法に関する知識」、「産業財産権周辺法の内容を解釈し活用する力」では「短答式試験における産業財産権周辺法科目の追加」が回答母数（平成 14 年以降の弁理士試験に合格し弁理士となった者）の 70% を超えていた。

他方、「やや低下した」「低下した」と回答した能力の変化の要因については、全ての能力において、「弁理士試験合格者数の増加にともなう多様な背景を持つ合格者の増加」が最も多いか、または、2 番目に多かった。

この他に、複数の能力の低下の要因として指摘されているものとして、「論文式試験の必須科目における制度趣旨を問う設問（いわゆる「一行問題」）の減少と、事例の処理を問う設問（いわゆる「事例問題」）の増加」は、「日本国内の産業財産権法に関する知識」、「日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力」、「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」、「論点把握を的確に行う読み解力」において、それぞれ「やや低下した」「低下した」主な要因の一つとして挙げられていた。

表 4-2 平成 14 年以降の弁理士試験合格者の能力が「向上した」「やや向上した」要因
(弁理士向けアンケート質問 B-5×B-6、平成 13 年以前弁理士試験合格者のみ)

	弁理士試験合格者数の増加にともなう多様な背景を持つ合格者の増加。	特許事務所におけるOJTの質の変化	短答式試験における産業財産権周辺法科目の追加	短答式試験における選択肢からの「なし」の削除	論文式試験からの条約に関する独立した科目的削除	特定の公的資格保有者に対する論文式試験における特定選択科目の免除	論文式試験の必須科目における制度趣旨を問う設問の減少と、事例の処理を問う設問の増加	短答式試験・論文式試験における出題傾向が受験者に推奨されやすいものとなっている	その他	わからない
産業財産権周辺法に関する知識 (n=141)	5.7%	2.8%	78.7%	0.7%	0.7%	0.7%	1.4%	1.4%	2.1%	5.0%
産業財産権周辺法の内容を解釈し活用する力 (n=77)	5.2%	1.3%	71.4%	1.3%	1.3%	0.0%	3.9%	2.6%	3.9%	7.8%
外国語語学力 (n=48)	27.1%	22.9%	0.0%	2.1%	0.0%	2.1%	0.0%	2.1%	6.3%	35.4%

(注) 各能力の変化の要因として回答数が多かった上位 3 つを太字で示した。（回答母数の 25% を下回るものを除く）

表 4-3 平成 14 年以降の弁理士試験合格者の能力が「やや低下した」「低下した」要因
(弁理士向けアンケート質問 B-5×B-6、平成 13 年以前弁理士試験合格者のみ)

	弁理士試験合格者数の増加にともなう多様な背景を持つ合格者の増加。	特許事務所におけるOJTの質の変化	短答式試験における産業財産権周辺法科目の追加	短答式試験における選択肢からの「回答なし」の削除	論文式試験からの条約に関する独立した科目的削除	特定の公的資格保有者に対する論文式試験における特定期間の免除	論文式試験の必須科目における制度趣旨を問う設問の減少と、事例の処理を問う設問の増加	短答式試験・論文式試験における出題傾向が受験者に谁知されやすいものとなっている	その他	わからない
日本国内の産業財産権法に関する知識(n=460)	63.3%	5.9%	3.5%	37.4%	17.2%	20.9%	34.1%	33.9%	10.4%	2.8%
日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力(n=498)	57.8%	9.2%	4.2%	30.9%	15.3%	19.5%	36.1%	28.9%	9.0%	5.8%
産業財産権周辺法に関する知識(n=221)	45.7%	5.4%	14.5%	23.5%	14.9%	21.7%	17.2%	20.4%	7.7%	12.7%
産業財産権周辺法の内容を解釈し活用する力(n=249)	43.0%	7.2%	14.5%	21.3%	15.7%	18.5%	18.9%	18.1%	6.8%	12.4%
産業財産権に係る条約に関する知識(n=562)	28.3%	3.9%	2.0%	12.8%	75.8%	11.2%	10.5%	11.2%	3.6%	3.4%
産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力(n=558)	28.7%	4.5%	2.0%	12.0%	73.1%	10.6%	10.6%	11.1%	3.8%	5.0%
外国の産業財産権制度に関する知識(n=293)	32.1%	9.6%	2.4%	9.2%	47.4%	11.6%	9.6%	8.5%	7.2%	13.7%
技術を理解する力(n=226)	38.9%	6.6%	0.9%	7.1%	8.4%	44.2%	9.3%	7.1%	8.4%	10.2%
企業経営や会計を理解する力(n=95)	44.2%	7.4%	1.1%	7.4%	8.4%	10.5%	7.4%	5.3%	8.4%	17.9%
コミュニケーション力(説明力、会話力)(n=220)	44.1%	8.6%	1.8%	5.5%	5.9%	10.5%	12.3%	8.2%	7.7%	20.9%
論理的思考力およびそれに基づく文書表現力(n=388)	45.9%	7.5%	0.8%	9.0%	7.5%	14.7%	30.9%	20.9%	10.3%	11.1%
課題発見能力および状況判断能力(n=345)	47.8%	7.8%	0.9%	10.1%	5.8%	15.7%	23.8%	19.7%	10.7%	14.2%
論点把握を的確に行う詰解力(n=362)	48.6%	6.4%	0.8%	10.5%	6.4%	14.6%	26.5%	17.7%	10.5%	12.7%
外国語語学力(n=96)	41.7%	4.2%	1.0%	6.3%	10.4%	9.4%	8.3%	5.2%	9.4%	19.8%

(注) 各能力の変化の要因として回答数が多かった上位 3 つを太字で示した。(回答母数の 25% を下回るもの除外)

4.1.4 特許事務所の経営環境

(1) 業務経験のない弁理士の新規雇用数

弁理士のうち特許事務所経営者（共同経営の場合、代表者 1 名）を対象に、事務所における 2005 年から 2009 年までの弁理士資格保有者の新規雇用数をたずねたところ、業務経験のない弁理士資格保有者の新規雇用者数は 2006 年に減少し、その後 2008 年まで増加し、2009 年に再び減少した。とくに、2009 年には弁理士試験合格者数は 813 名と 2008 年の 574 名から急増したにもかかわらず、新規雇用数は 25% 以上も減少している。

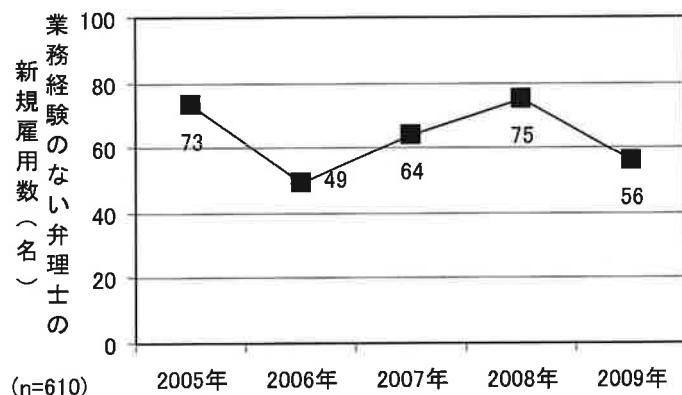


図 4-20 業務経験のない弁理士の新規雇用数（回答積み上げ）
(弁理士向けアンケート質問 E-2、特許事務所長のみ回答)

(2) 今後の弁理士資格保有者雇用意向

弁理士のうち特許事務所経営者（共同経営の場合、代表者 1 名）を対象に、事務所における今後の弁理士資格保有者の雇用意向をたずねたところ、雇用者数を減らす予定の事務所は回答者全体の 6% に留まり、大多数が雇用者を増やすか、維持する予定であることがわかった。とくに、弁理士資格保有者数の多い事務所ほど、今後雇用者数を増やす予定である傾向がうかがえた。

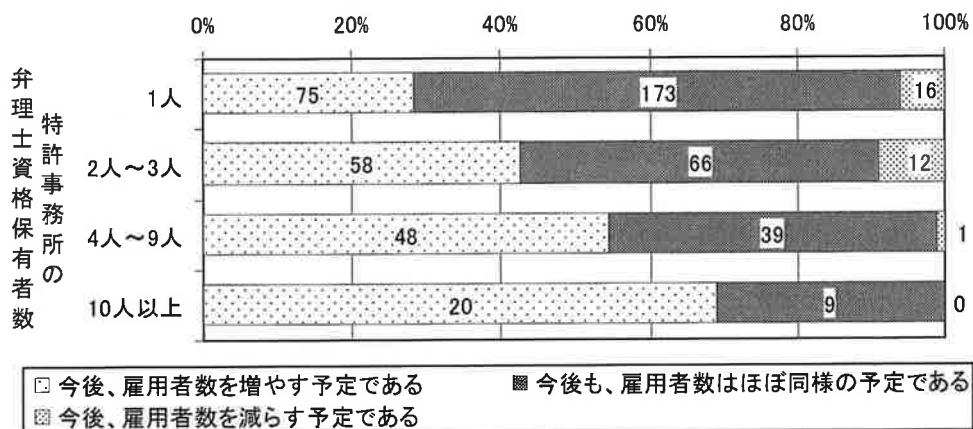
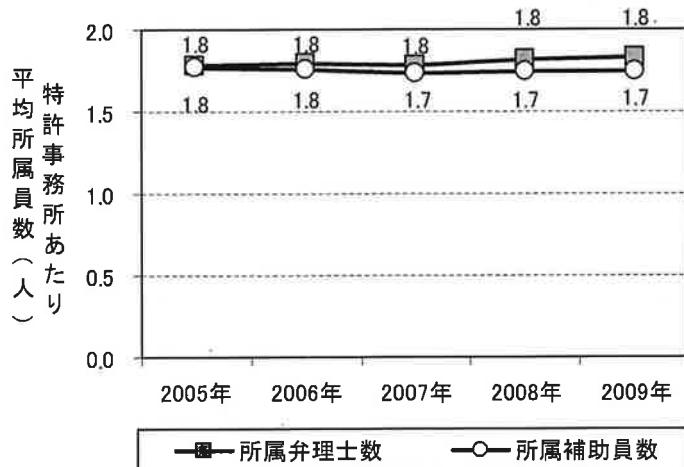


図 4-21 今後の弁理士資格保有者雇用意向（弁理士向けアンケート質問 E-1 × 質問 E-3、
特許事務所の弁理士資格保有者数別、特許事務所長のみ回答）

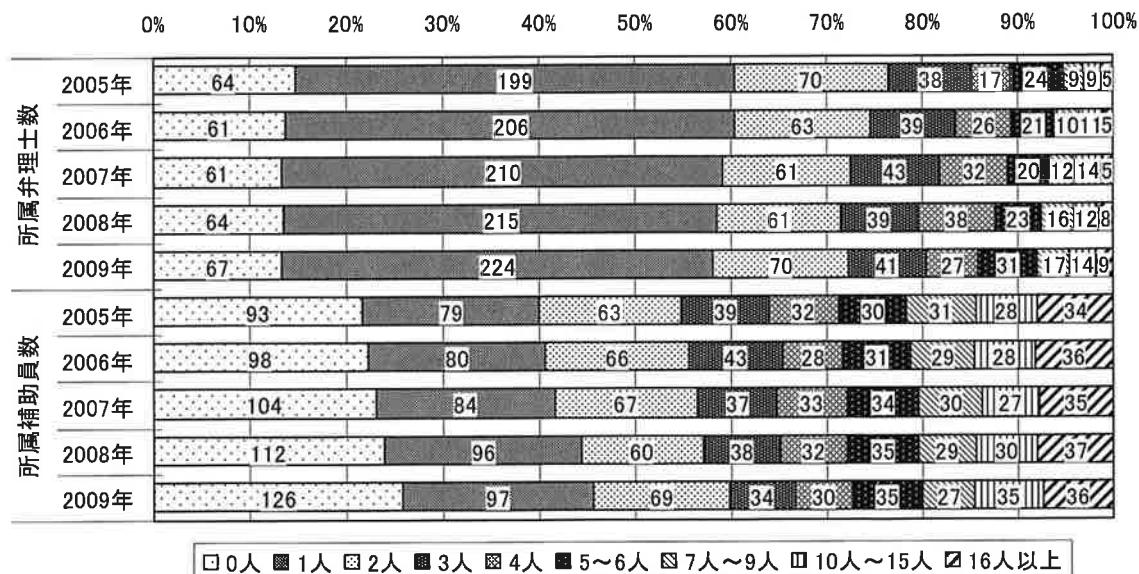
(3) 特許事務所における所属弁理士数、補助員の雇用数の推移

弁理士のうち特許事務所経営者（共同経営の場合、代表者 1 名）を対象に、事務所における 2005 年から 2009 年の各 1 月 1 日時点での所属弁理士数、補助員数をたずねたところ、所属弁理士数、補助員数とも、各年の平均は 1.8 人程度であった（図 4-22 参照）。また、補助員数については、近年わずかに減少傾向にある。補助員数が 0 人の事務所の割合が年々増加していることから、特に小規模の特許事務所において経営環境が悪化していることが示唆される（図 4-23 参照）。



（注）有効な回答の積み上げ値を有効回答数で除した値を平均値とした。

図 4-22 特許事務所における弁理士資格保有者、補助員の雇用数の推移
(弁理士向けアンケート質問 F-2、特許事務所長のみ回答)



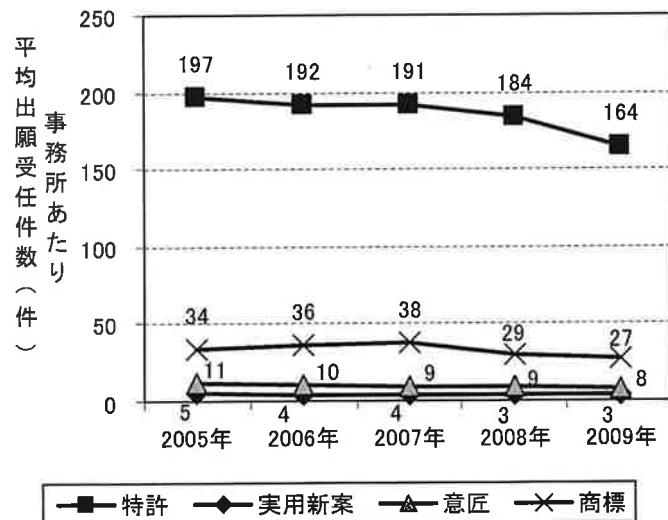
（注）所属弁理士数が 0 との回答は、特許事務所経営者を除くものとして回答したものと推測される。

図 4-23 特許事務所における弁理士資格保有者、補助員の雇用数の推移
(弁理士向けアンケート質問 F-2、特許事務所長のみ回答)

(4) 特許事務所における受任件数の推移

弁理士のうち特許事務所経営者（共同経営の場合、代表者 1 名）を対象に、事務所における 2005 年から 2009 年の年間の産業財産権出願の受任件数をたずねたところ、1 事務所あたりの平均受任件数は特許、実用新案、意匠、商標のいずれも減少傾向にあることがわかった（図 4-24 参照）。

受任件数の多い特許と商標について、特許事務所規模（弁理士資格保有者数）別に見ると、弁理士資格保有者が 4 人以上の事務所においては 2005 年に比べて特許、商標とも 10%程度、3 人以下の小規模の事務所においても 20%以上、受任件数が減少している（図 4-26、図 4-28 参照）。特に小規模の特許事務所を中心として経営環境が極めて厳しいものとなっていることが示唆される。



（注）有効な回答の積み上げ値を有効回答数で除した値を平均値とした。

図 4-24 特許事務所における出願受任件数の推移
(弁理士向けアンケート質問 F-3、特許事務所長のみ回答)

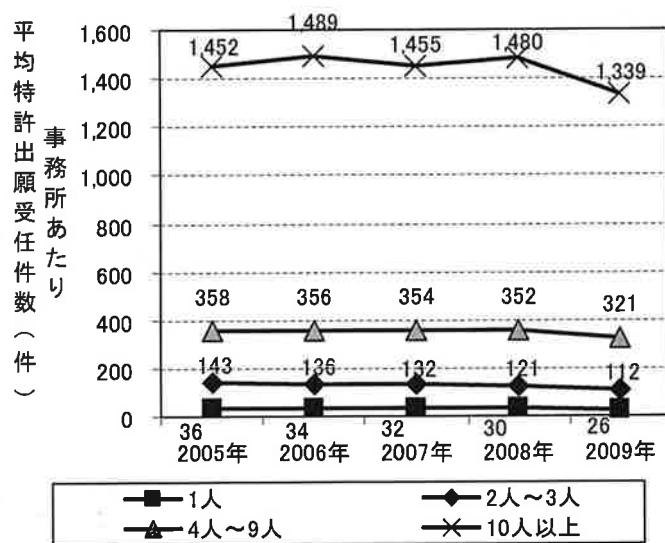


図 4-25 特許事務所における特許出願受任件数の推移
(弁理士向けアンケート質問 E-1×F-3、特許事務所の弁理士資格保有者数別、特許事務所長のみ回答)

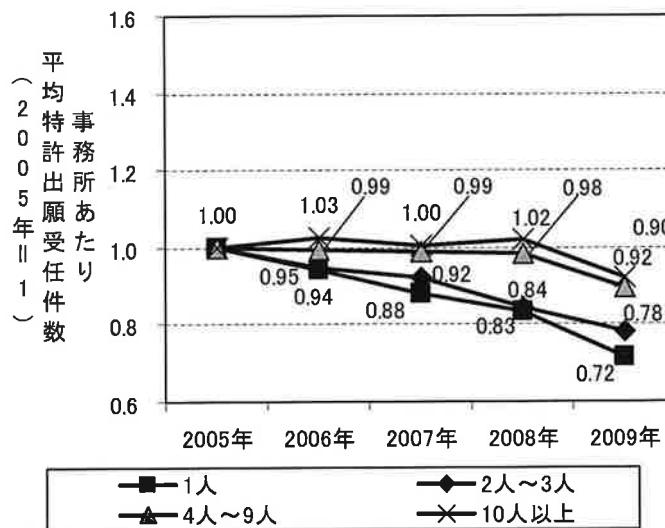


図 4-26 特許事務所における特許出願受任件数の推移（2005 年を 1 とした指数の推移）
(弁理士向けアンケート質問 E-1×F-3、特許事務所の弁理士資格保有者数別、特許事務所長のみ回答)

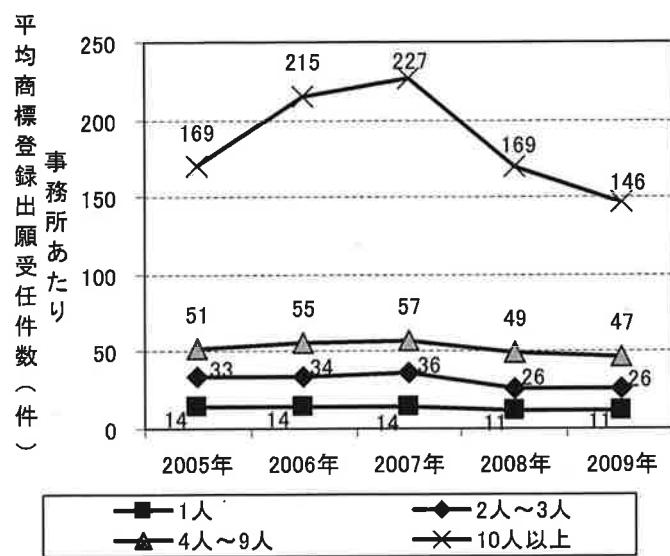


図 4-27 特許事務所における商標登録出願受任件数の推移
(弁理士向けアンケート質問 E-1 × F-3、特許事務所の弁理士資格保有者数別、特許事務所長のみ回答)

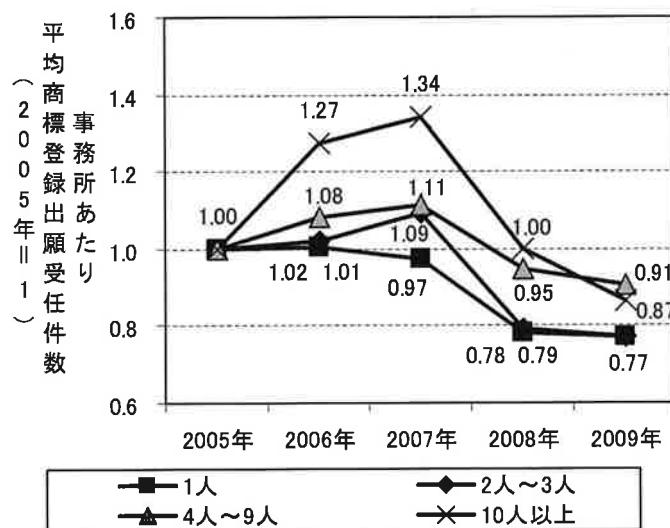
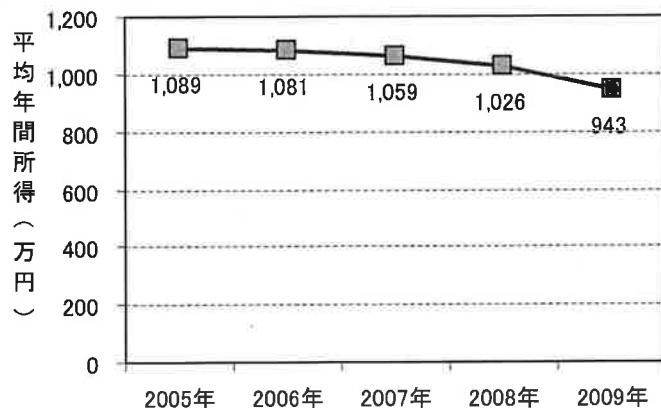


図 4-28 特許事務所における商標登録出願受任件数の推移 (2005 年を 1 とした指数の推移)
(弁理士向けアンケート質問 E-1 × F-3、特許事務所の弁理士資格保有者数別、特許事務所長のみ回答)

(5) 年間所得の推移

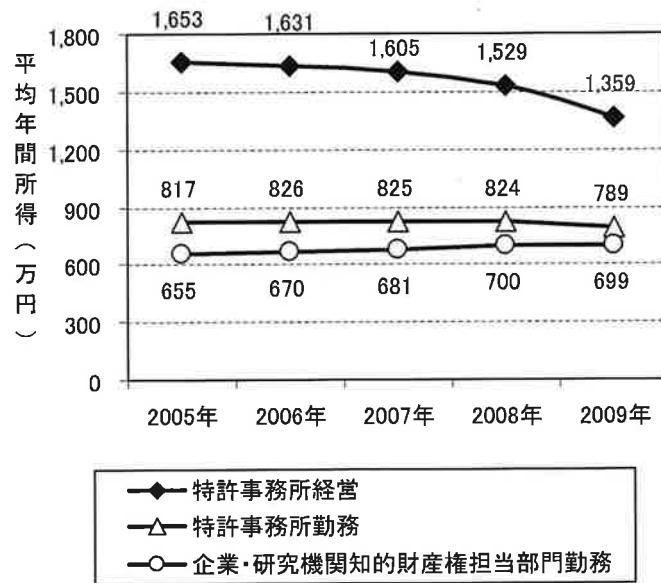
弁理士を対象に、2005年から2009年それぞれの年間所得をたずねたところ、近年減少傾向にあることがわかった。回答区分の中央値に基づき平均年間所得を推計すると、2009年には943万円と、2005年から13.5%もの減少をしていることがわかった（図4-29参照）。

勤務形態別に見ると、特許事務所経営者では、2005年の1,653万円から2009年には1,359万円と、17.8%も年間所得が減少していた。特許事務所の経営環境の悪化が顕著に表れている。もっとも、特許事務所勤務者では2005年から2009年にかけての年間所得の減少は3.5%に留まっており、経営環境に伴う負担を事務所経営者が主に負担していることがうかがえる（図4-30参照）。



（注）回答区分（選択式）の中央値により推計（1億円以上は12,500万円として扱った）。

図4-29 弁理士の平均年間所得（推計値）の推移（弁理士向けアンケート質問F-1）



（注）回答区分（選択式）の中央値により推計（1億円以上は12,500万円として扱った）。

図4-30 弁理士の平均年間所得（推計値）の推移（主要な勤務形態別）
(弁理士向けアンケート質問A-2×F-1)

4.1.5 OJT の実態

(1) OJT の重要性

弁理士を対象に、特許事務所や企業・研究機関等における実務を通じた弁理士業務の教育・訓練(OJT)の重要性について、弁理士試験合格までに行う勉強との比較でどのように考えるかをたずねたところ、いずれの弁理士試験合格年層においても「OJT と弁理士試験合格までに行う勉強の双方が同程度に重要である」との回答が最も多かった。

「OJT の充実が、弁理士業務の遂行能力に大きく影響する」との回答は、平成 14 年以降の弁理士試験合格者の回答の 40.1% を占めており、他の試験合格年層に比べて相対的に多かった。

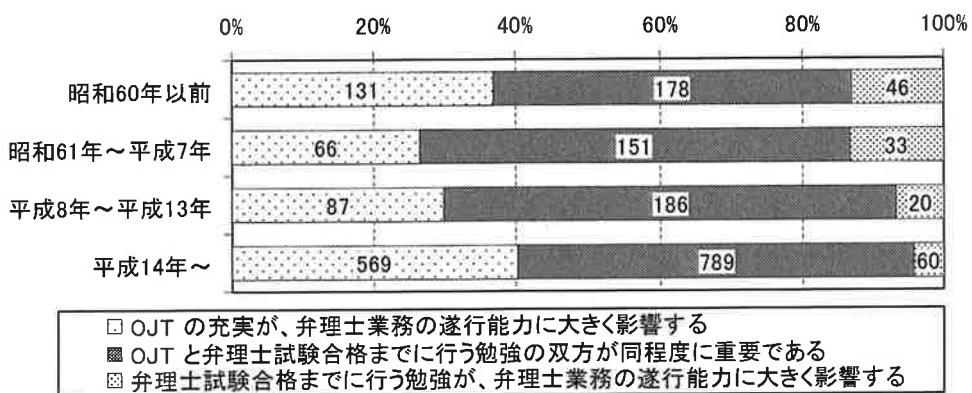


図 4-31 OJT の重要性（弁理士向けアンケート質問 A-4×C-1、弁理士試験合格年層別）

(2) 自身が受けた OJT の十分さ

(a) 自身が受けた OJT の十分さ

弁理士を対象に、自身が受けた OJT の十分さをたずねたところ、いずれの弁理士試験合格年層においても「十分な OJT を受けている（受けてきた）と感じる」との回答が 50%以上を占めており、弁理士業界において OJT が機能してきたことを示唆している。

もっとも、「特許事務所に勤務した経験が無い」を除く回答の中で見ると、平成 14 年以降の弁理士試験合格者のうち特許事務所勤務経験者の 36.5%が「十分な OJT を受けていると感じない」と回答しており、平成 8 年～平成 13 年の弁理士試験合格者の 28.0%と比べ顕著に増加している。このことは、近年 OJT が十分に機能していない実例が増えつつあることを示唆している。

平成 14 年以降の弁理士試験合格者では、他の弁理士試験合格年層に比べ OJT が重視されている傾向にあることを鑑みると、OJT が十分に機能していないとすれば問題であると考えられる。

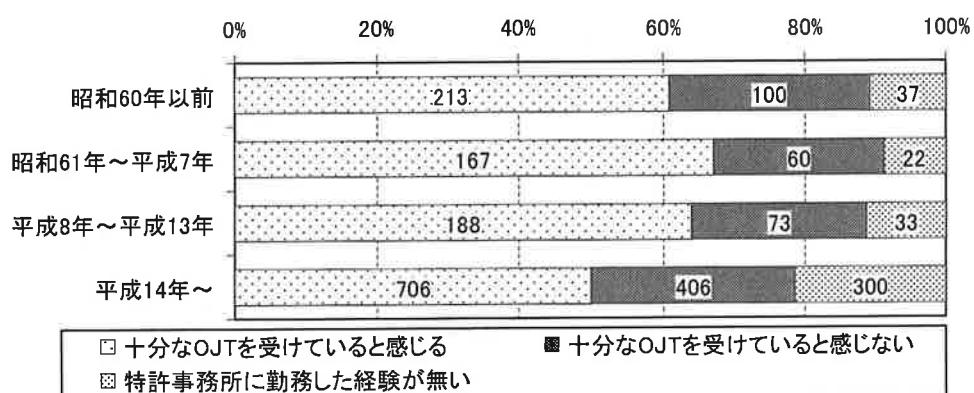


図 4-32 自身が受けた OJT の十分さ
(弁理士向けアンケート質問 A-4×C-2、弁理士試験合格年層別)

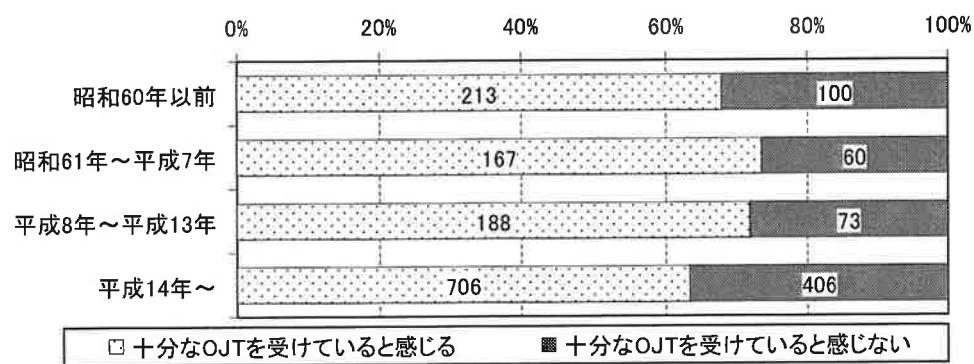


図 4-33 (参考) 自身が受けた OJT の十分さ (弁理士向けアンケート質問 A-4×C-2、
弁理士試験合格年層別、「特許事務所に勤務した経験が無い」を除く)

(b) 特許事務所経営者から見たOJTの実施状況

弁理士のうち特許事務所長・パートナー、特許事務所管理職を対象に、事務所に所属する弁理士を単独で依頼人と折衝が出来、かつ、審査官面接に対応出来る段階に至るまでにOJTは十分に実施できているかたずねたところ、「十分なOJTを実施できている」との回答は、「十分なOJTを実施できていない」との回答を上回った。「OJTの対象となる弁理士を雇用していない」との回答を除くと、「十分なOJTを実施できている」の割合は61.8%に上っていた。

また、回答者を特許事務所長・パートナーに限定して、特許事務所規模（弁理士資格保有者数）との関係で分析すると、弁理士資格保有者数を2名以上擁する事務所においては60%以上が「十分なOJTを実施できている」と回答した。このことは、弁理士側においても「十分なOJTを受けている（受けてきた）と感じる」との回答が多かったこと（4.1.5 (2) (a)参照）と一致しており、特許事務所においてOJTが機能してきたことを表している。

また、事務所の所属弁理士資格保有者数が多い程、OJTが十分に実施できているとの回答が増える傾向があった。

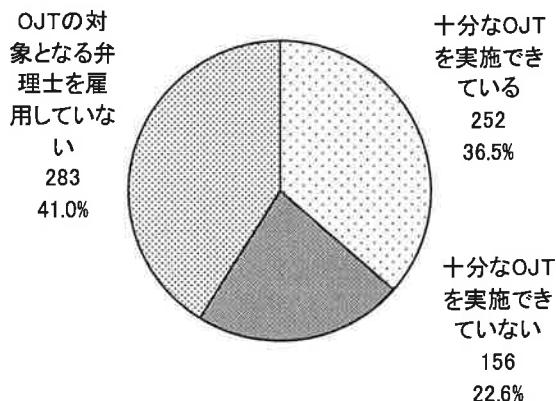
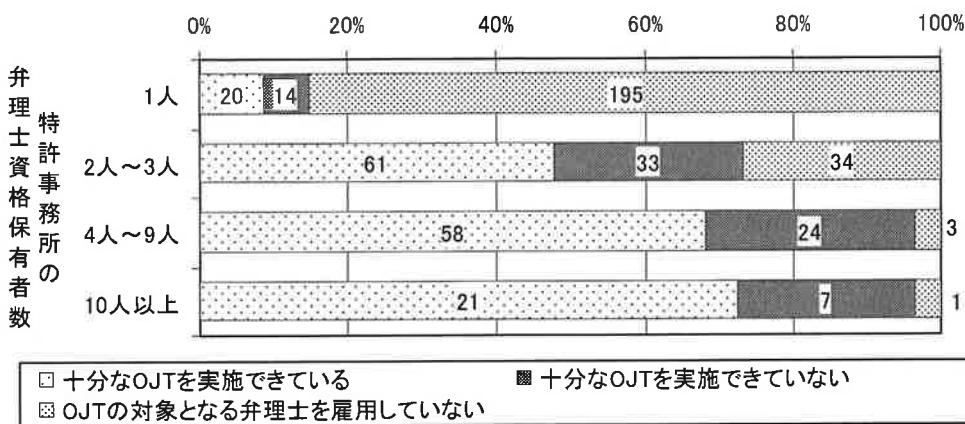


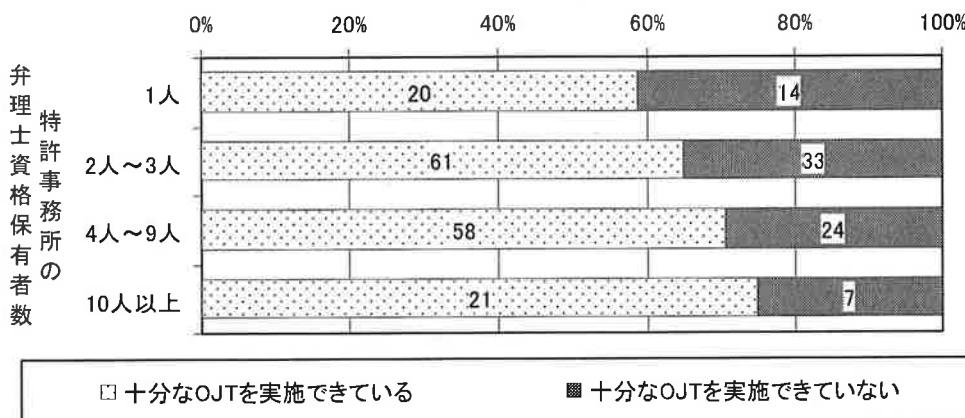
図 4-34 OJT の実施状況

（弁理士向けアンケート質問E-5、特許事務所長・パートナー・特許事務所管理職のみ回答）



(注) 弁理士資格保有者数が1人と回答した特許事務所においてOJTの実施について回答が見られるものの中には、かつて所属していた弁理士資格保有者に対するOJTの実施状況について回答したもののが含まれると推測される。

図4-35 OJTの実施状況（弁理士向けアンケート質問E-1×質問E-5、
特許事務所の弁理士資格保有者数別・特許事務所長・パートナーのみ回答）



(注) 弁理士資格保有者数が1人と回答した特許事務所においてOJTの実施について回答が見られるものの中には、かつて所属していた弁理士資格保有者に対するOJTの実施状況について回答したもののが含まれると推測される。

図4-36（参考）OJTの実施状況（弁理士向けアンケート質問E-1×質問E-5、
特許事務所の弁理士資格保有者数別・特許事務所長・パートナーのみ回答、
「OJTの対象となる弁理士を雇用していない」を除く）

(3) OJTが不十分な場合におけるその理由

(a) 自身が受けたOJTが十分と感じない理由

自身が受けた(受けている)OJTについて「十分なOJTを受けていると感じない」と回答した弁理士を対象に、その理由をたずねたところ、全ての弁理士試験合格年層で「特許事務所においてOJTの仕組みが確立されていない」との回答が最も多かった。特に、昭和61年以降の弁理士試験合格者においては回答の65%を超えていた。

次いで、「特許事務所が受任している業務量が多いために余裕がない、または、業務量が少なくOJTの機会が十分に確保できていない」との回答が全ての弁理士試験合格年層で多く、中でも平成14年以降の弁理士試験合格者においては他の試験合格年層に比べ回答割合がやや高く、43.6%に至っていた。このことは、近年の特許事務所の経営環境の変化を受けて、十分なOJTの実施が困難になっている可能性を示唆している。

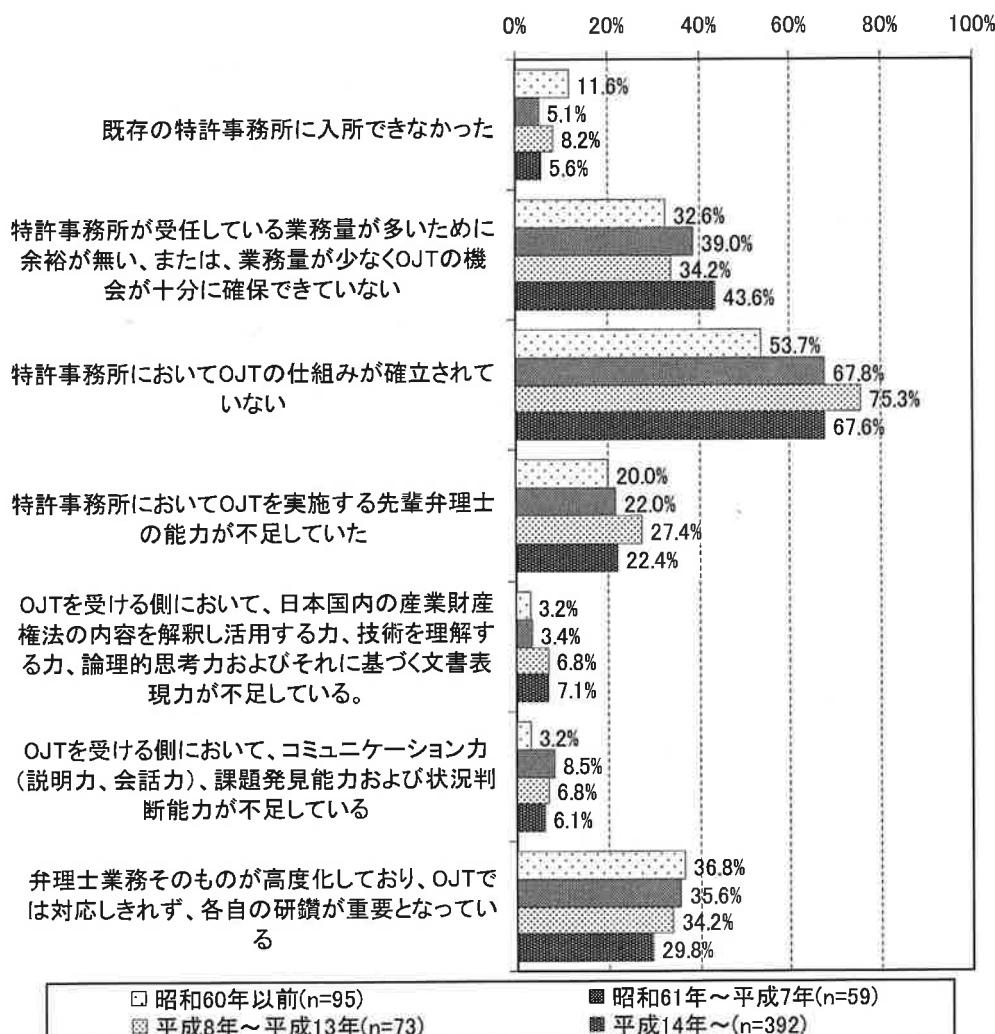


図4-37 自身が受けたOJTが十分と感じない理由
(弁理士向けアンケート質問A-4×C-3、弁理士試験合格年層別)

(b) 特許事務所において十分なOJTを実施できていない理由

弁理士のうち特許事務所長・パートナー、特許事務所管理職で、事務所において「十分なOJTを実施できていない」と回答した者を対象に、その理由をたずねたところ、「所属する特許事務所が受任している業務量が多いために余裕が無くOJTに時間を割くことができていない、または、特許事務所が受任している業務量が少なくOJTの機会が十分に確保できていない」との近年の特許事務所の経営環境の変化を要因とする回答が58.2%と最多であった。

また、回答者を特許事務所長・パートナーに限定して、特許事務所規模（弁理士資格保有者数）との関係で分析すると、所属する弁理士資格保有者数が3人以下の特許事務所においては、「所属する特許事務所が受任している業務量が多いために余裕が無くOJTに時間を割くことができない、または、特許事務所が受任している業務量が少なくOJTの機会が十分に確保できていない」との近年の特許事務所の経営環境の変化を要因とする回答が最も多く50%を超えていた。

一方、所属する弁理士資格保有者数が10人以上の大規模な特許事務所においては、「OJTを受ける側において、コミュニケーション力（説明力、会話力）、課題発見能力および状況判断能力が不足している」ことや「弁理士業務そのものが高度化しており、OJTでは対応しきれず、各自の研鑽が重要となっている」ことを挙げる回答が70%を超えており、OJTを受ける者において研鑽することの必要性が指摘されていた（ただし、回答母数が少なく、統計上の誤差が大きいことには留意が必要である）。

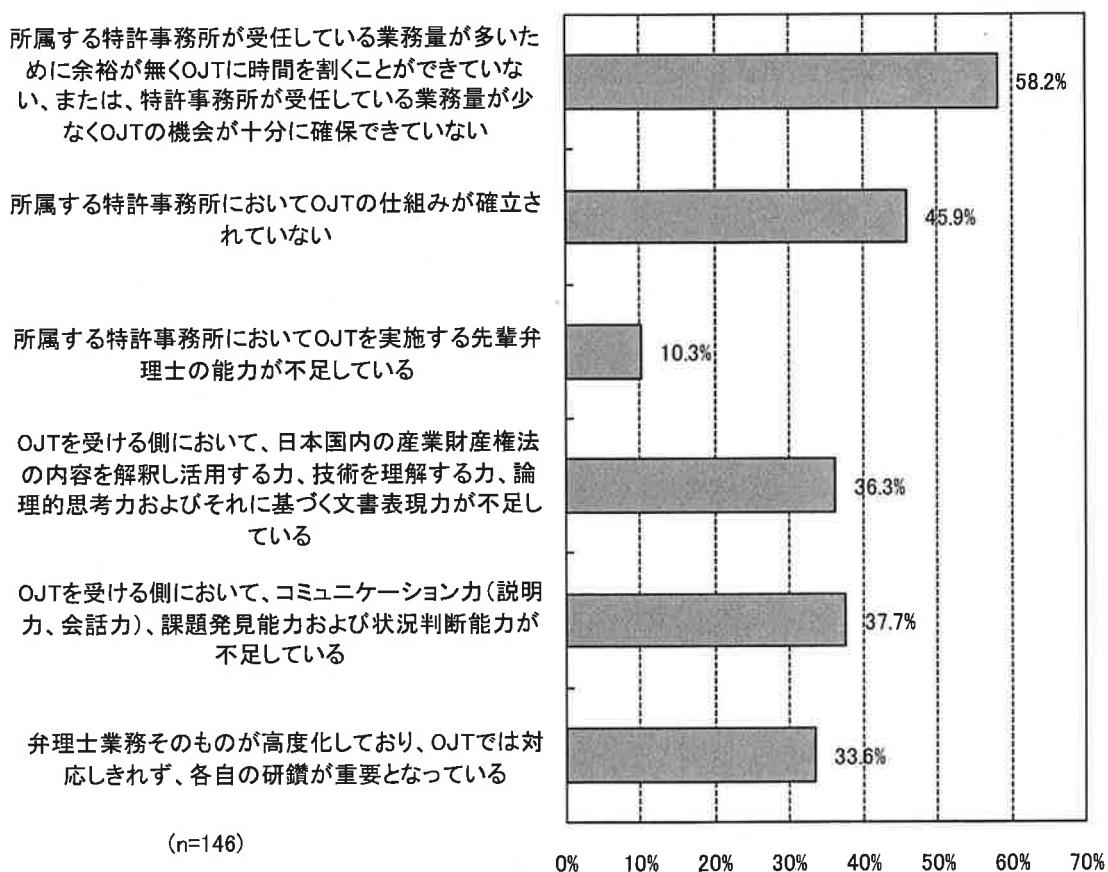


図 4-38 十分なOJTを実施できていない理由
(弁理士向けアンケート質問E-8、特許事務所長・パートナー・特許事務所管理職のみ回答)

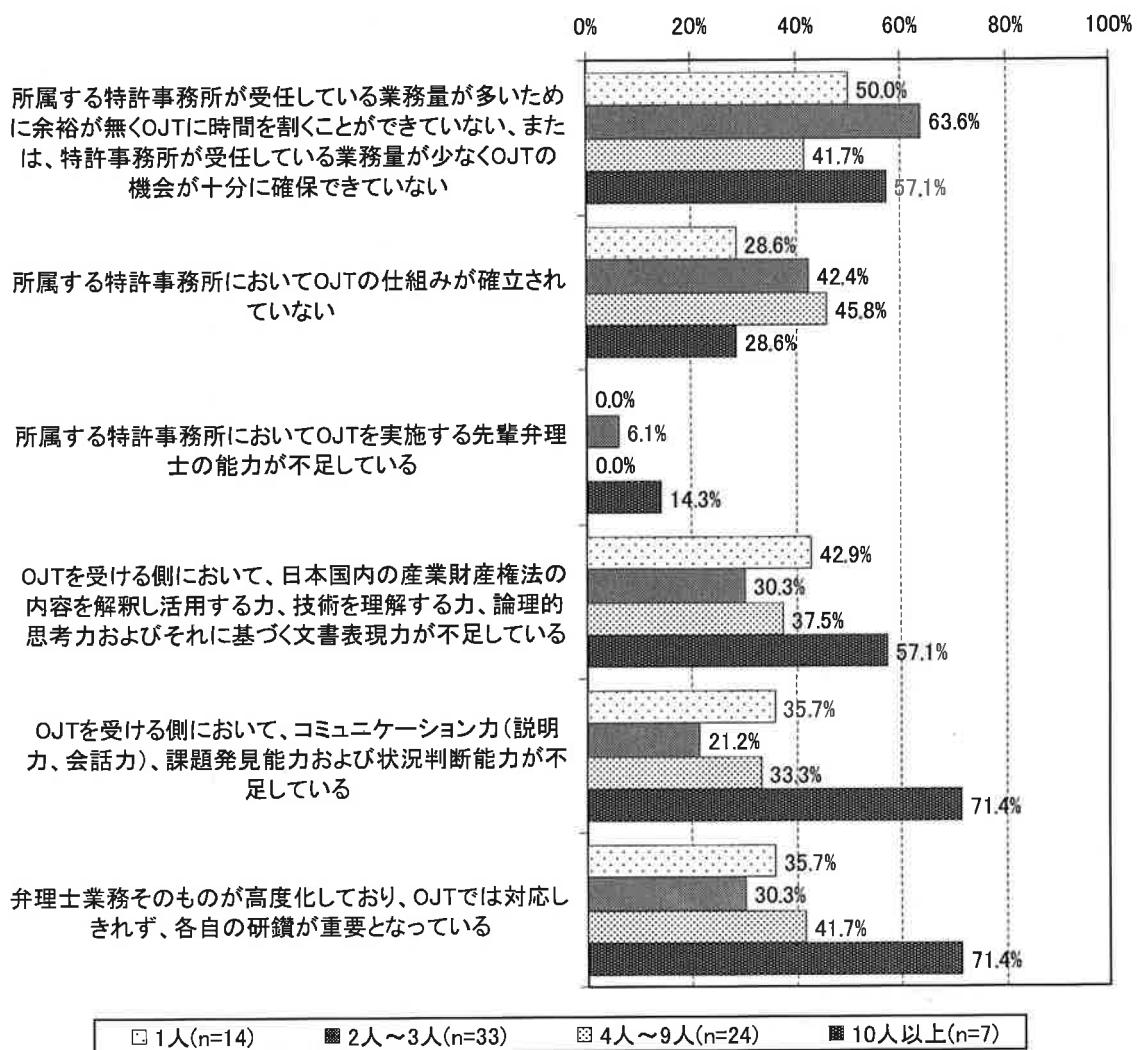


図 4-39 十分な OJT を実施できていない理由（弁理士向けアンケート質問 E-1 × 質問 E-8、特許事務所の弁理士資格保有者数別、特許事務所長・パートナーのみ回答）

(4) OJT に必要な労力

(a) 必要な OJT 年数

弁理士のうち特許事務所長・パートナー、特許事務所管理職で、事務所において OJT の対象となる弁理士を雇用していない者以外を対象に、弁理士業務を経験したことがない新人弁理士を、単独で依頼人と折衝が出来、かつ、審査官面接に対応出来る段階に至るまでに養成する場合、一人当たり何年程度の OJT が必要と考えるかたずねたところ、「3 年程度」が最も多く、次いで「5 年程度」との回答であった（平均 3.5 年）。

また、回答者を特許事務所長・パートナーに限定して、特許事務所規模（弁理士資格保有者数）との関係で分析すると、弁理士資格保有者数に関わらず、平均して 3.3 年～3.5 年との回答が得られた。

ただし、10 人以上の弁理士資格保有者を有する特許事務所の 17.9% は「1 年程度」と回答しており、9 人以下の弁理士資格保有者を有する特許事務所に比べて「1 年程度」との回答比率が高い。一定程度の規模がある特許事務所においては、体系的な育成が出来ている、あるいは、業務の専門分化により要請する能力を絞り込んでいる可能性がうかがえる。

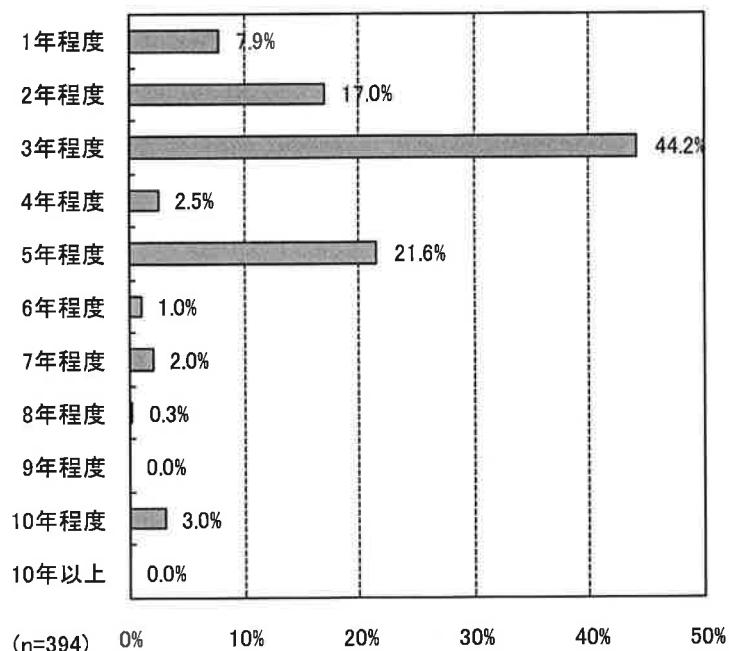
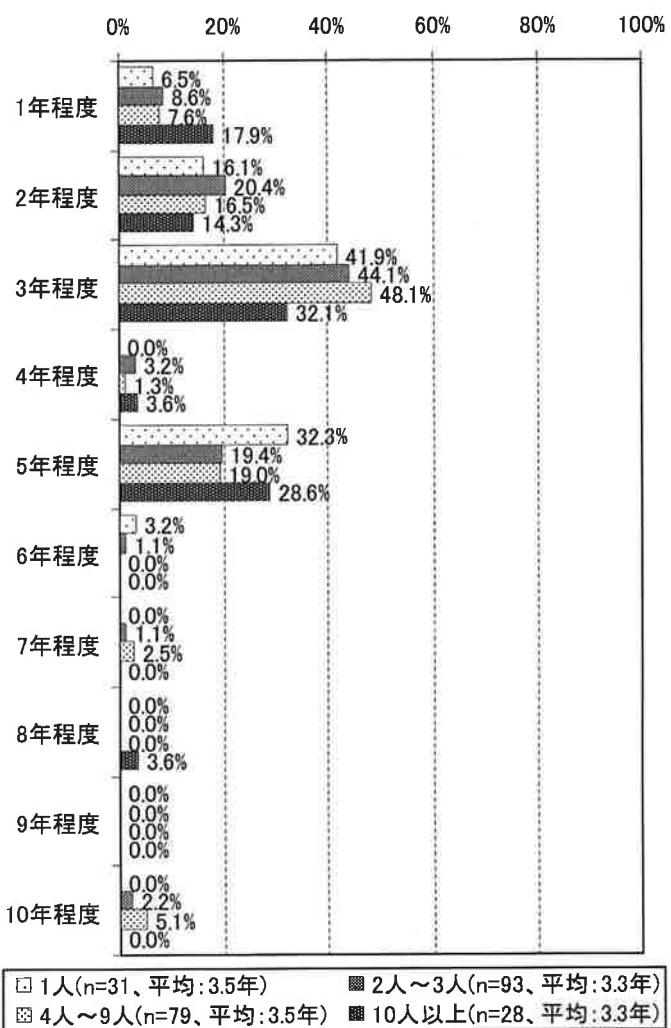


図 4-40 必要な OJT 年数（弁理士向けアンケート質問 E-6、
特許事務所長・パートナー・特許事務所管理職のみ回答）



(注) 「10年以上」との回答は見られなかった。

図 4-41 必要なOJT年数（弁理士向けアンケート質問E-1×質問E-6、
特許事務所長・パートナーのみ回答）

(b) 現在の OJT の労力の 10 年前からの変化

弁理士のうち特許事務所長・パートナー、特許事務所管理職で、事務所において OJT の対象となる弁理士を雇用していない者以外を対象に、弁理士業務を経験したことがない新人弁理士を OJT により養成する際の労力は、10 年前に比べて増しているかたずねたところ、「増している」との回答が最も多く、「わからない・比較できない」との回答を除くと 71.0%が「増している」と感じていることがわかった。

また、回答者を特許事務所長・パートナーに限定して、特許事務所規模（弁理士資格保有者数）との関係で分析すると、「増している」との回答が弁理士資格保有者数に関わらず最も多く、特に弁理士資格保有者数が 9 人未満の特許事務所においては「増している」との回答が 60%を超えていた。

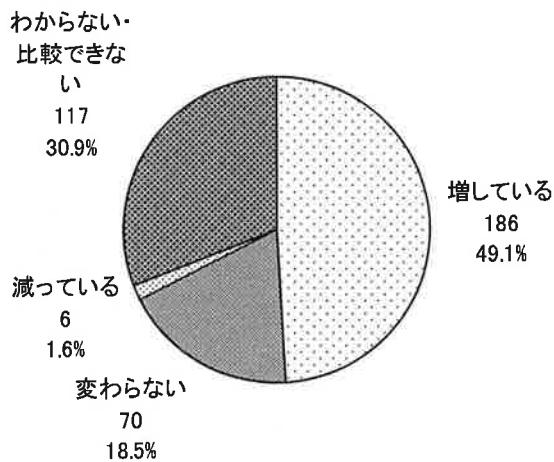


図 4-42 現在の OJT の労力の 10 年前からの変化

（弁理士向けアンケート質問 E-7、特許事務所長・パートナー・特許事務所管理職のみ回答）

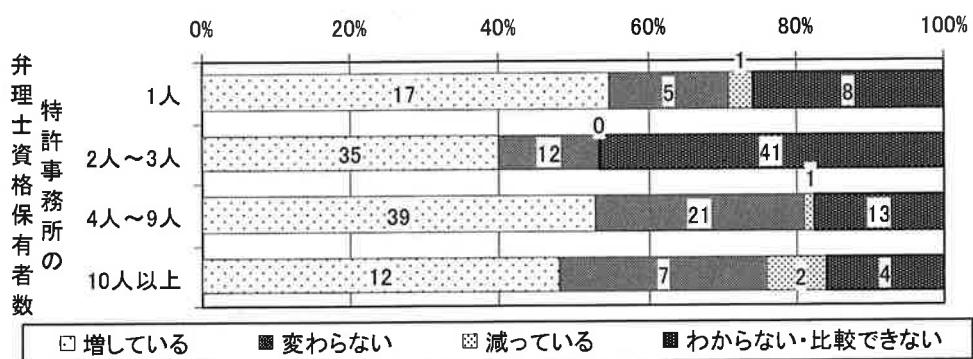


図 4-43 現在の OJT の労力の 10 年前からの変化（弁理士向けアンケート質問 E-1 × 質問 E-7、特許事務所の弁理士資格保有者数別、特許事務所長・パートナー・特許事務所管理職のみ回答）

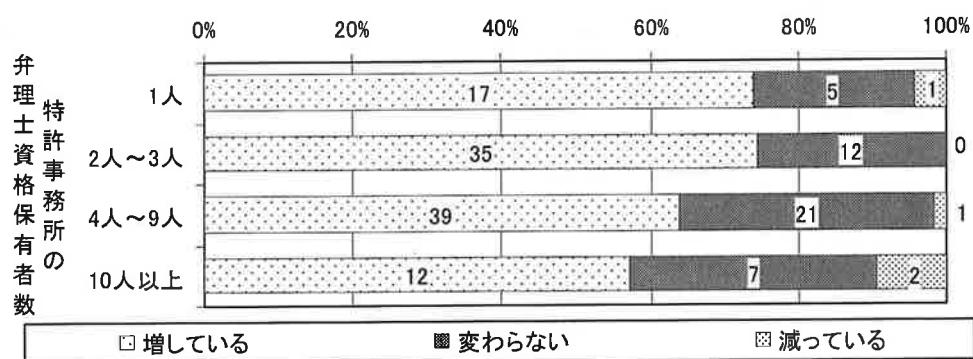


図 4-44 (参考) 現在の OJT の労力の 10 年前からの変化（弁理士向けアンケート質問 E-1 × 質問 E-7、特許事務所の弁理士資格保有者数別、特許事務所長・パートナーのみ回答、「わからない・比較できない」を除く）

4.1.6 弁理士の専権業務に対する考え方

(1) 専権業務を遂行しようと努めることに対する考え方

弁理士を対象に、弁理士の専権業務（弁理士法七十五条）を遂行しようと努めることは、弁理士の社会的な役割の一つであると思うかをたずねたところ、80%以上が「弁理士の社会的な役割の一つ」と認識していることがわかった。ただし、合格年代層別に見ると平成14年以降の合格者では他の層に比べ「どちらともいえない」との回答の割合がわずかに多い傾向がある。

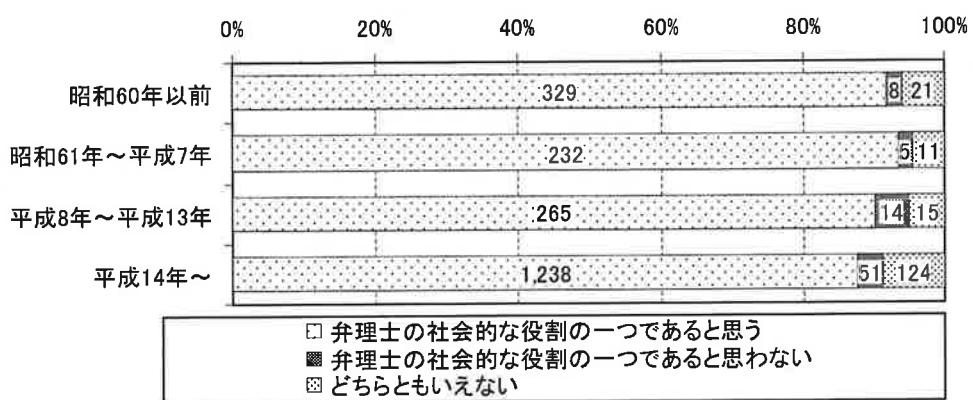


図 4-45 専権業務を遂行しようと努めることに対する考え方（弁理士向けアンケート質問 A-4×D-1、
弁理士試験合格年層別）

(2) 弁理士の社会的な役割についての認識を欠く弁理士試験合格者に対する考え方

弁理士の専権業務を遂行しようと努めようとの認識を欠く者が、弁理士試験を受験し合格するケースが増加していたとすると、こうした状況をどのように考えるかたずねたところ、平成13年以前の弁理士試験合格者においては「受験することは構わないが、合格することについては、望ましくない状況である」との回答が最も多く、それぞれの層の回答の40%以上を占めていた。他方、平成14年以降の合格者では「受験することも合格することも、特に問題はない」とする回答が最も多く、平成14年以降の合格者全体の50.0%に至っていた。

専権業務を遂行しようと努めることは弁理士の社会的な役割の一つとの認識は弁理士試験合格年に関わらず共有されていること(4.1.6(1))を踏まえると、そのような社会的な役割を果たそうと努めない者に対して、平成13年以前の弁理士試験合格者の多くは弁理士試験段階での選別が出来ていることを望んでいるのに対し、平成14年以降の弁理士試験合格者の半数は試験段階の選別は不要と考えていることが示唆される。

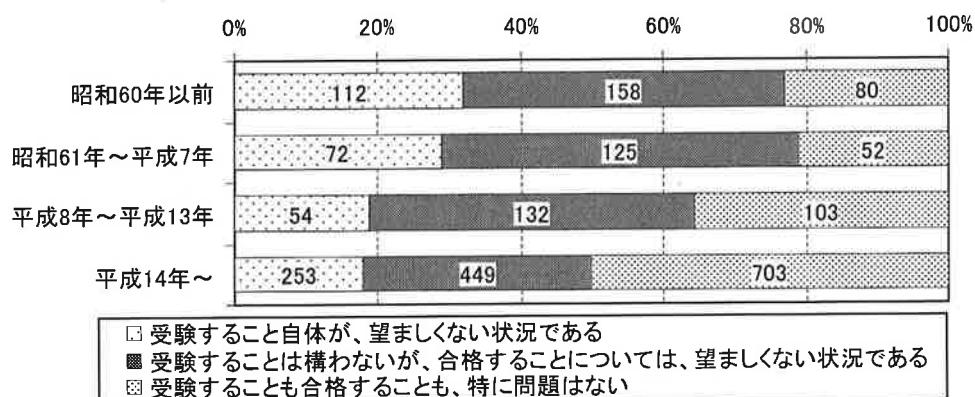


図 4-46 弁理士の社会的な役割についての認識を欠く弁理士試験合格者に対する考え方
(弁理士向けアンケート質問 A-4×D-2、弁理士試験合格年層別)

(3) 弁理士の社会的な役割についての認識を欠く弁理士試験合格者の存在は望ましくない理由

弁理士のうち、弁理士の専権業務を遂行しようと努めようとの認識を欠く者が弁理士試験を「受験すること自体が、望ましくない状況である」、または、「受験することは構わないが、合格することについては、望ましくない状況である」と回答した者を対象に、弁理士の社会的な役割についての認識を欠く弁理士試験合格者の存在は望ましくない理由をたずねたところ、弁理士試験合格年に関わらず「弁理士試験を合格した者への信頼が損なわれるため」との回答が最多であった。また、ほぼ同じ程度に、「そのような者が弁理士試験に合格し登録されると、依頼者に損害を与える可能性があるため」との、依頼者、ひいては、社会への影響を懸念していることもうかがえた。

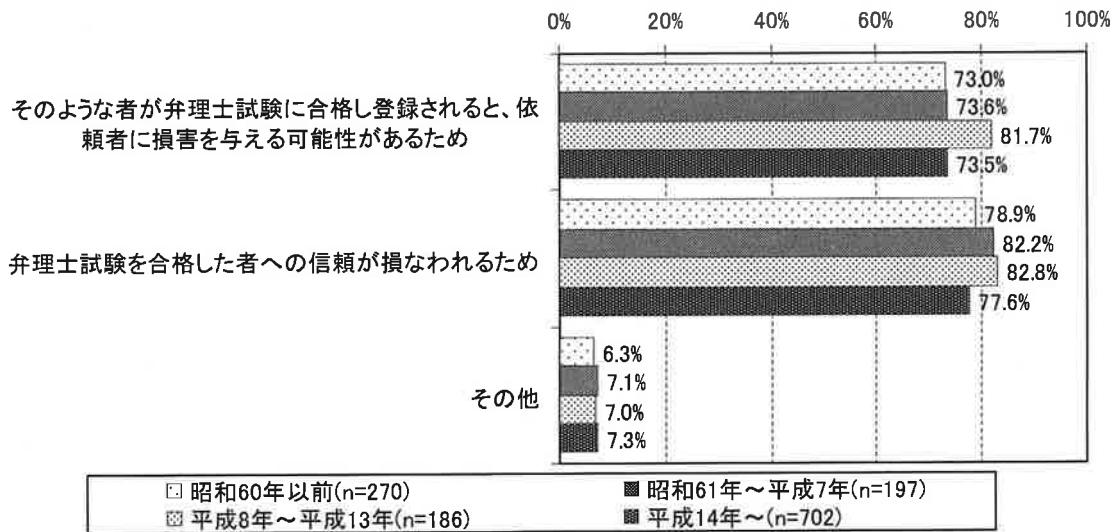


図 4-47 弁理士の社会的な役割についての認識を欠く弁理士試験合格者の存在は望ましくない理由
(弁理士向けアンケート質問 A-4 × D-2、弁理士試験合格年層別)

(4) 弁理士の社会的な役割についての認識を欠く弁理士試験合格者の存在は問題がない理由

他方、弁理士のうち、弁理士の専権業務を遂行しようと努めようとの認識を欠く者が弁理士試験を「受験することも合格することも、特に問題はない」と回答した者を対象に、その理由をたずねたところ、「弁理士試験の受験、弁理士登録は個人の自由であると考えられるため」との回答が弁理士試験合格年に関わらず最も多く、65%を超えていた。

ただし、平成14年度以降の弁理士試験合格者に限定すると、「門戸が広い方が、優秀な人材が選抜されるため」、「弁理士業務の多様性が高まっており、従来と異なる背景を持つ弁理士の増加が望ましいため」との回答が他の弁理士試験合格年層より多い。特に、「弁理士業務の多様性が高まっており、従来と異なる背景を持つ弁理士の増加が望ましいため」との回答は平成14年度以降の弁理士試験合格者の回答母数の50.8%に至っている。

このことは、平成14年度以降の弁理士試験合格者の約25% (=50.0%)（「受験することも合格することも、特に問題はない」）×50.8%（「弁理士業務の多様性が高まっており、従来と異なる背景を持つ弁理士の増加が望ましいため」）は、社会的な役割を果たそうと努めない者を試験段階で排除する事は、多様化する弁理士へのニーズへの対応にとって好ましくないと考えていることを示唆する。

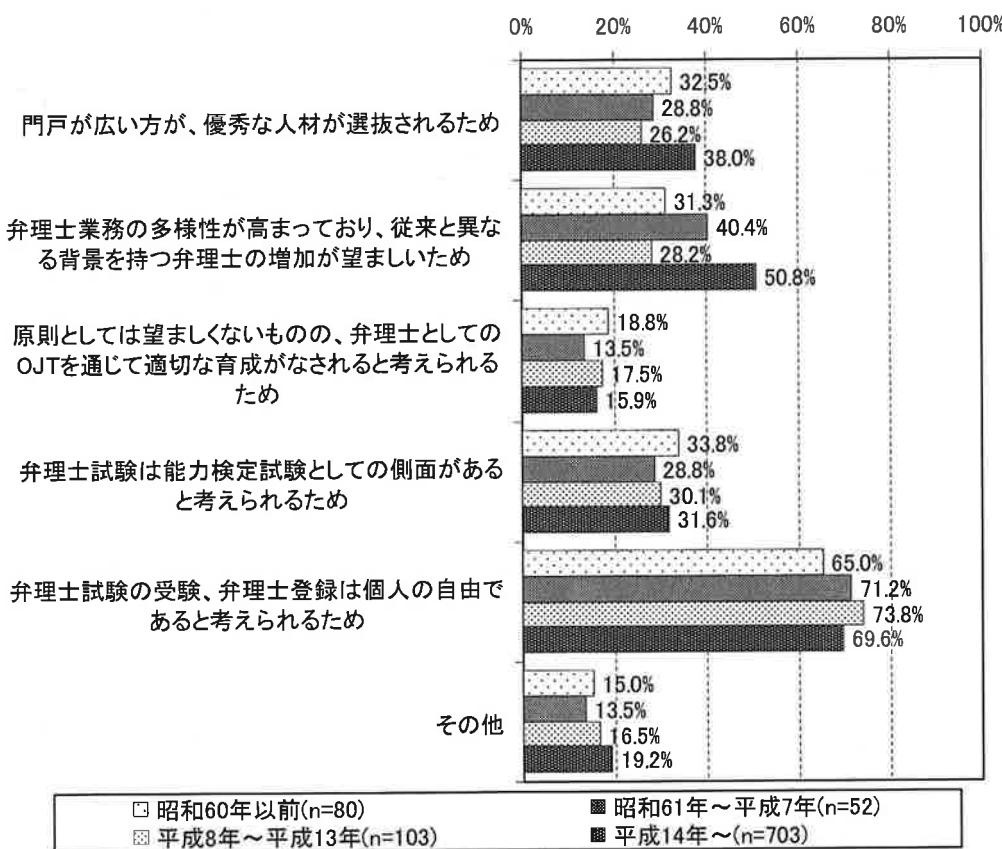


図 4-48 弁理士の社会的な役割についての認識を欠く弁理士試験合格者の存在は望ましくない理由
(弁理士向けアンケート質問 A-4×D-2、弁理士試験合格年層別)

4.2 ユーザー企業を対象としたアンケートの集計結果

4.2.1 回答者の属性

(1) 業種

回答者の業種は以下の通りである。電気機器製造業、化学製造業、その他製品製造業の順に多く、これら3業種の回答者数全体に占める割合は41.0%である。

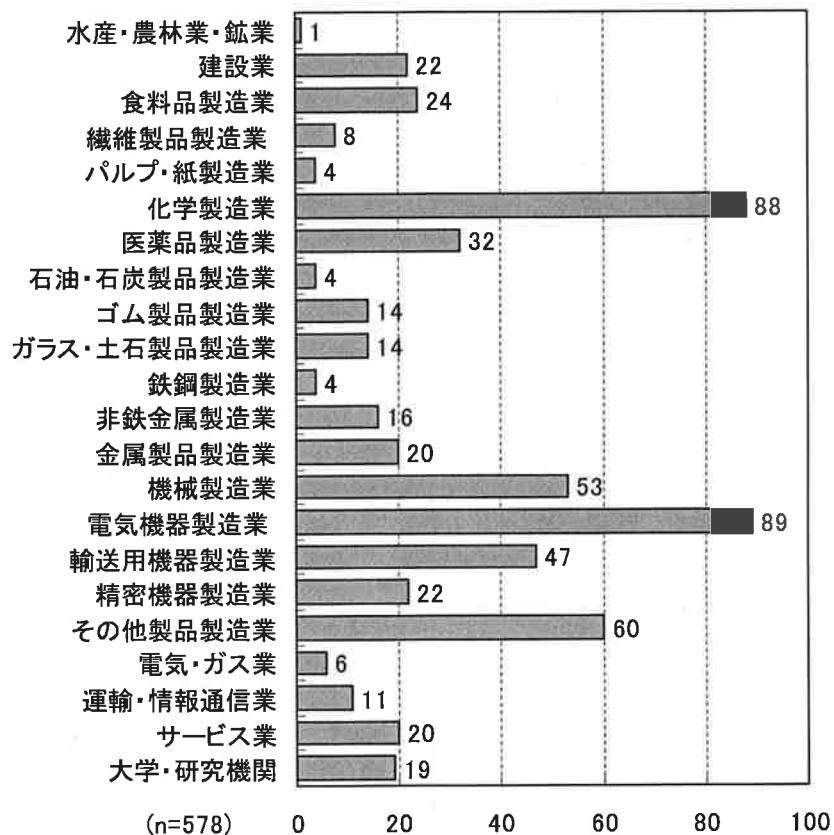


図 4-49 ユーザー企業向けアンケート回答者属性（ユーザー企業向けアンケート質問 A-1）

(2) 従業員数

回答者の従業員数は以下の通りである。299人以下の従業員数を有する（製造業の場合、中小企業基本法にいう中小企業に該当する）回答者の割合は17.4%、300人～1,999人の回答者の割合は47.3%、2,000人以上の回答者の割合は35.3%であった。以下の分析では従業員数を企業規模の代理指標として取り扱う。

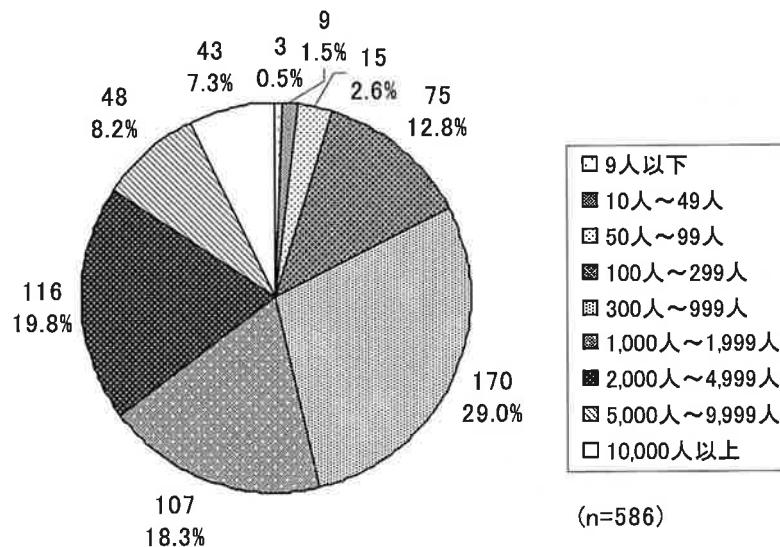


図 4-50 ユーザー企業向けアンケート回答者属性（ユーザー企業向けアンケート質問 A-2）

4.2.2 ユーザー企業から見た弁理士の能力

(1) ユーザー企業が社外の弁理士に期待する事項

ユーザー企業を対象に、社外の弁理士に主に期待する事項をたずねたところ、ユーザー企業は企業規模（従業員数）に関わらず、一致して「日本国内における特許、実用新案、意匠、商標の明細書作成をはじめとする出願手続きや中間処理（拒絶査定への対応等）において質の高い成果の提供」を社外弁理士に期待していることがわかった（回答者の97%以上が期待している事項として挙げていた）。

また、企業規模が大きいほど、「海外における特許、実用新案、意匠、商標の明細書作成をはじめとする出願手続きや中間処理」への対応を期待していることが明らかとなった。

他方、「知的財産戦略立案の支援」や「研究開発・技術開発・商品開発の支援」については、他の弁理士の専権業務に比べると、その期待はやや小さいことがわかった。ただし、企業規模が小さいほど期待するとの回答が多く、中小企業の振興の観点からは、弁理士が「知的財産戦略立案の支援」や「研究開発・技術開発・商品開発の支援」を担う必要性が示唆される。

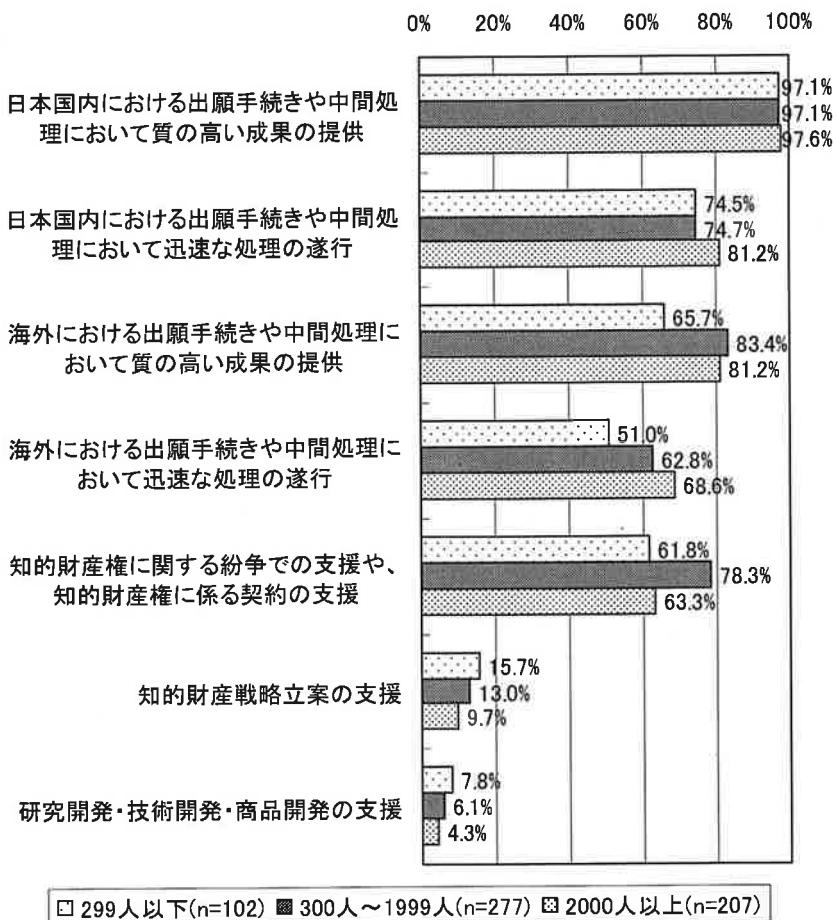


図 4-51 社外の弁理士に期待する事項（ユーザー企業向けアンケート質問 A-2×質問 B-1、従業員規模別）

(2) ユーザー企業が業務を依頼しようとする弁理士の能力の重要性

ユーザー企業を対象に、業務を依頼しようとする弁理士について、提示された能力の重要性をたずねたところ、「日本国内の産業財産権法に関する知識」、「日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力」、「技術を理解する力」、「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」、「論点把握を的確に行う読解力」は企業規模にかかわらず回答者の95%以上が「重要」「やや重要」と回答しているうえ、「重要」の回答の割合は75%を超えていた。これらの能力は、重要な能力として共通に認識されていると評価出来る。

また、「産業財産権に係る条約に関する知識」、「産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力」、「コミュニケーション力（説明力、会話力）」、「課題発見能力および状況判断能力」も企業規模にかかわらず回答者の80%以上が「重要」「やや重要」と答えており、これらの能力が重要なものとしておおむね共通に認識されていると評価出来る。

次に、企業規模別の傾向の差異を見ると、300人以上の従業員を有する企業では「外国の産業財産権制度に関する知識」は回答者の90%以上が「重要」「やや重要」と答えていることも注目される。また、「外国語語学力」も300人以上の従業員を有する回答者の80%以上が「重要」「やや重要」と答えている。さらに、「重要」との回答の割合のみに着目すると、「コミュニケーション力（説明力、会話力）」「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」は従業員数が多いほど重視されている傾向もわかる。

他方、「産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）の内容を解釈し活用する力」は従業員数の少ない回答者ほど「重要」「やや重要」と回答する割合が多く、80%を超えている。

以上をまとめると、以下の表の通りに整理できる。

表 4-4 業務を依頼しようとする弁理士の能力の重要性に対するユーザー企業の評価（まとめ）

	重要な能力として共通に認識されている (=回答者の95%以上が「重要」「やや重要」、かつ、75%以上が「重要」と回答)	重要な能力としておおむね共通に認識されている (=回答者の80%以上が「重要」「やや重要」と回答)	その他
企業規模に 関わらず共通	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内の産業財産権法に関する知識 ・日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力 ・技術を理解する力 ・論理的思考力およびそれに基づく文書表現力(注) ・論点把握を的確に行う読解力 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権に係る条約に関する知識 ・産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力 ・コミュニケーション力（説明力、会話力）(注) ・課題発見能力および状況判断能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）に関する知識 ・企業経営や会計を理解する力
従業員数300人以上 の企業で「重要」「や や重要」の割合が高 い傾向があるもの	—	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の産業財産権制度に関する知識 ・外国語語学力 	—
従業員数299人以下 の企業で「重要」「や や重要」の割合が高 い傾向があるもの	—	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権周辺法の内容を解釈し活用する力 	—

(注) 従業員数が多いほど「重要」とする回答割合が高いもの。

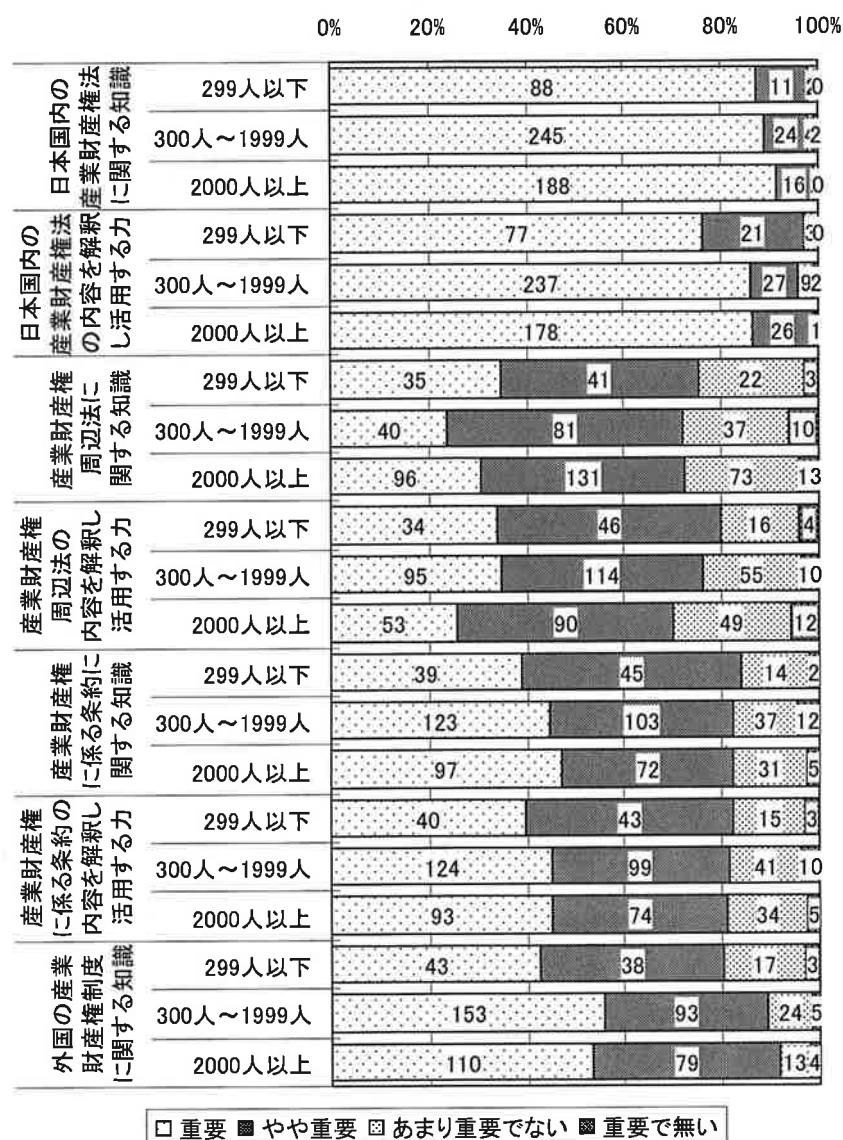


図 4-52 業務を依頼しようとする弁理士の能力の重要性
(ユーザー企業向けアンケート質問 A-2 × 質問 B-2、従業員数別) (1/2)

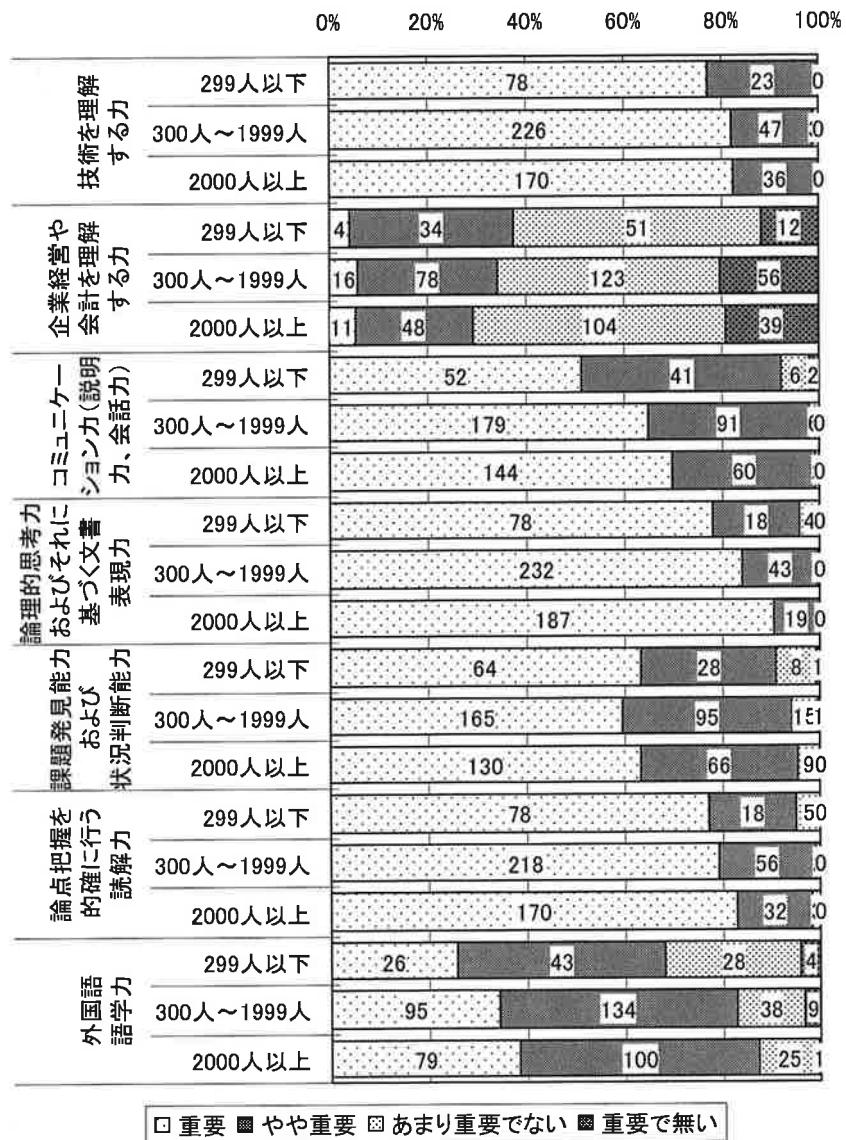


図 4-53 業務を依頼しようとする弁理士の能力の重要性
(ユーザー企業向けアンケート質問 A-2 × 質問 B-2、従業員数別) (2/2)

(3) 最近弁理士試験に合格して弁理士となった者の能力の変化

ユーザー企業を対象に、最近弁理士試験に合格して弁理士となった者（おおむね、平成17年以降に弁理士試験に合格した弁理士）について提示されたそれぞれの能力について、それ以前に弁理士試験に合格して弁理士となった者に比べて一般的に言って変化したか否かをたずねたところ¹、企業規模が大きくなるほど、「やや低下している」「低下している」との回答の割合が多くなる傾向がほぼ全ての能力に共通して存在した。

企業規模にかかわらず「向上している」「やや向上している」との回答が15%を超えていたものは「外国語語学力」であった。また、従業員数300人以上の回答者において「向上している」「やや向上している」との回答が15%を超えていたものは「産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）に関する知識」、従業員数1,999人以下の回答者において「向上している」「やや向上している」との回答が15%を超えていたものは「コミュニケーション力（説明力、会話力）」であった。

他方、企業規模にかかわらず「やや低下している」「低下している」との回答が15%を超えていたものは「企業経営や会計を理解する力」、「コミュニケーション力（説明力、会話力）」、「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」、「論点把握を的確に行う読解力」、弁理士試験で直接問われるものよりも、弁理士業務の基礎となる能力について低下しているとユーザー側に評価されている可能性が示唆された。

また、「日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力」、「産業財産権に係る条約に関する知識」、「産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力」、「外国の産業財産権制度に関する知識」、「技術を理解する力」、「課題発見能力および状況判断能力」は従業員数300人以上の回答者において「やや低下している」「低下している」との回答が15%を超えていた。さらに、「日本国内の産業財産権法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）に関する知識」、「産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）に関する知識」、「産業財産権周辺法の内容を解釈し活用する力」は、従業員数2,000人以上の回答者において「やや低下している」「低下している」との回答が15%を超えていた。

以上をまとめると、以下の表の通りに整理できる。

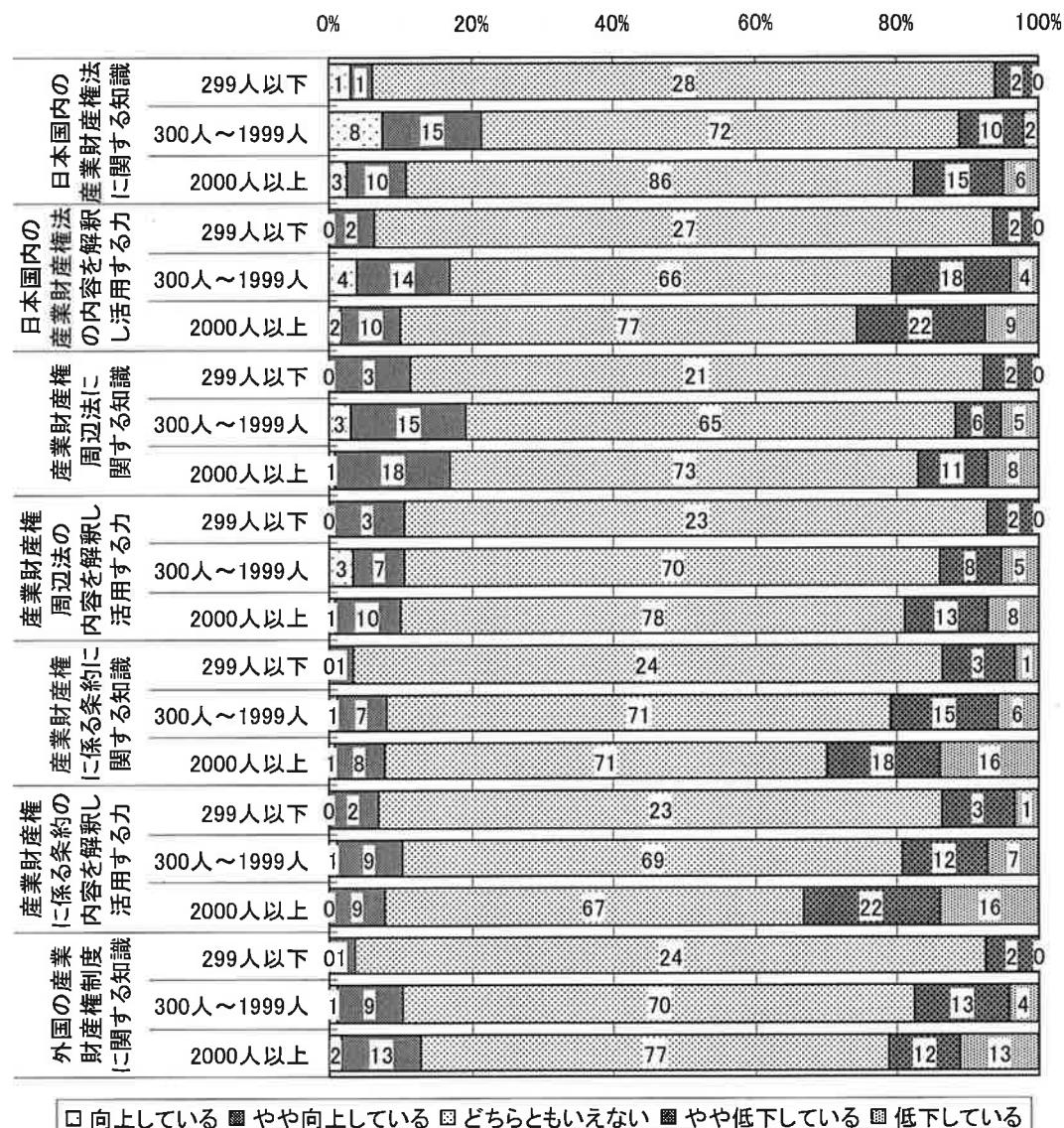
¹ なお、回答者において、最近弁理士試験に合格して弁理士となった者、または、それ以前に弁理士試験に合格して弁理士となった者との接点がなかった、等の理由により比較することが出来ない場合、「わからない」と回答をするよう求めている。

表 4-5 最近弁理士試験に合格して弁理士となった者の能力の変化に対するユーザー企業の評価
(まとめ)

	向上した能力として評価している回答者が比較的多いもの (=回答者の 15%以上が「向上している」「やや向上している」と回答)	低下した能力として評価している回答者が比較的多いもの (=回答者の 15%以上が「やや低下している」「低下している」と回答)
企業規模に 関わらず共通	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語語学力 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業経営や会計を理解する力 ・コミュニケーション力（説明力、会話力） (注 1) ・論理的思考力およびそれに基づく文書表現力 ・論点把握を的確に行う読み解き力 ・（日本国内の産業財産権法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）に関する知識） (注 2) ・日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力 ・（産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）に関する知識） (注 2) ・（産業財産権周辺法の内容を解釈し活用する力） (注 2) ・産業財産権に係る条約に関する知識 ・産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力 ・外国の産業財産権制度に関する知識 ・技術を理解する力 ・課題発見能力および状況判断能力
従業員数が多いほど そのように評価され ている傾向があるも の	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）に関する知識 	
従業員数が少ないほ どそのように評価さ れている傾向がある もの	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション力（説明力、会話力） (注 1) 	

(注 1) 「向上した能力として評価している回答者が比較的多いもの」「低下した能力として評価している回答者が比較的多いもの」に共通して「コミュニケーション能力」が位置づけられている。

(注 2) 従業員数 2,000 人以上の回答者のみの傾向



□ 向上している ■ やや向上している ▨ どちらともいえない ■ やや低下している ▨ 低下している

図 4-54 最近弁理士試験に合格して弁理士となった者の能力の変化
(ユーザー企業向けアンケート質問 A-2×質問 B-3、従業員数別、「わからない」を除く) (1/2)

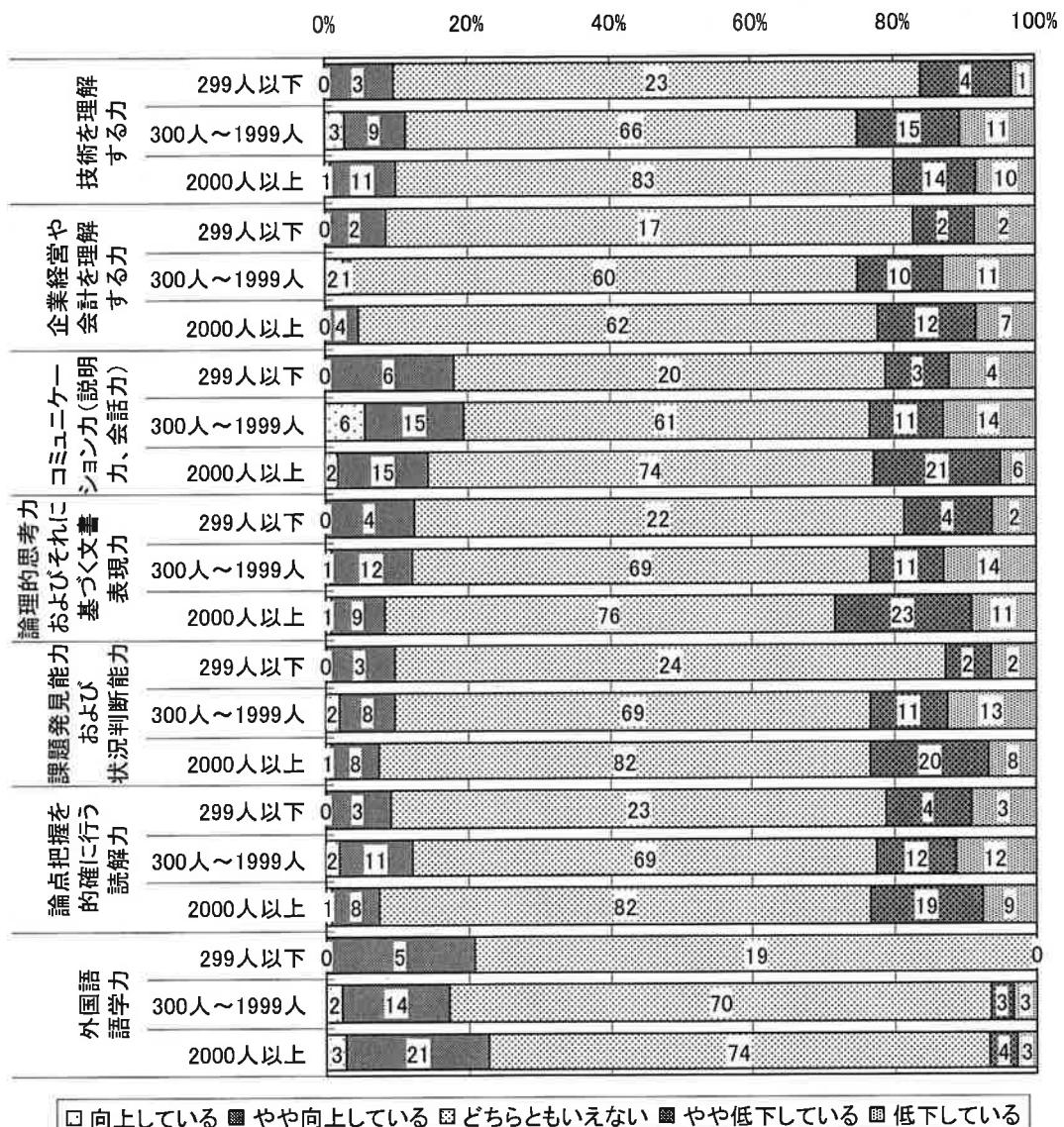


図 4-55 最近弁理士試験に合格して弁理士となった者の能力の変化
(ユーザー企業向けアンケート質問 A-2×質問 B-3、従業員数別、「わからない」を除く) (2/2)

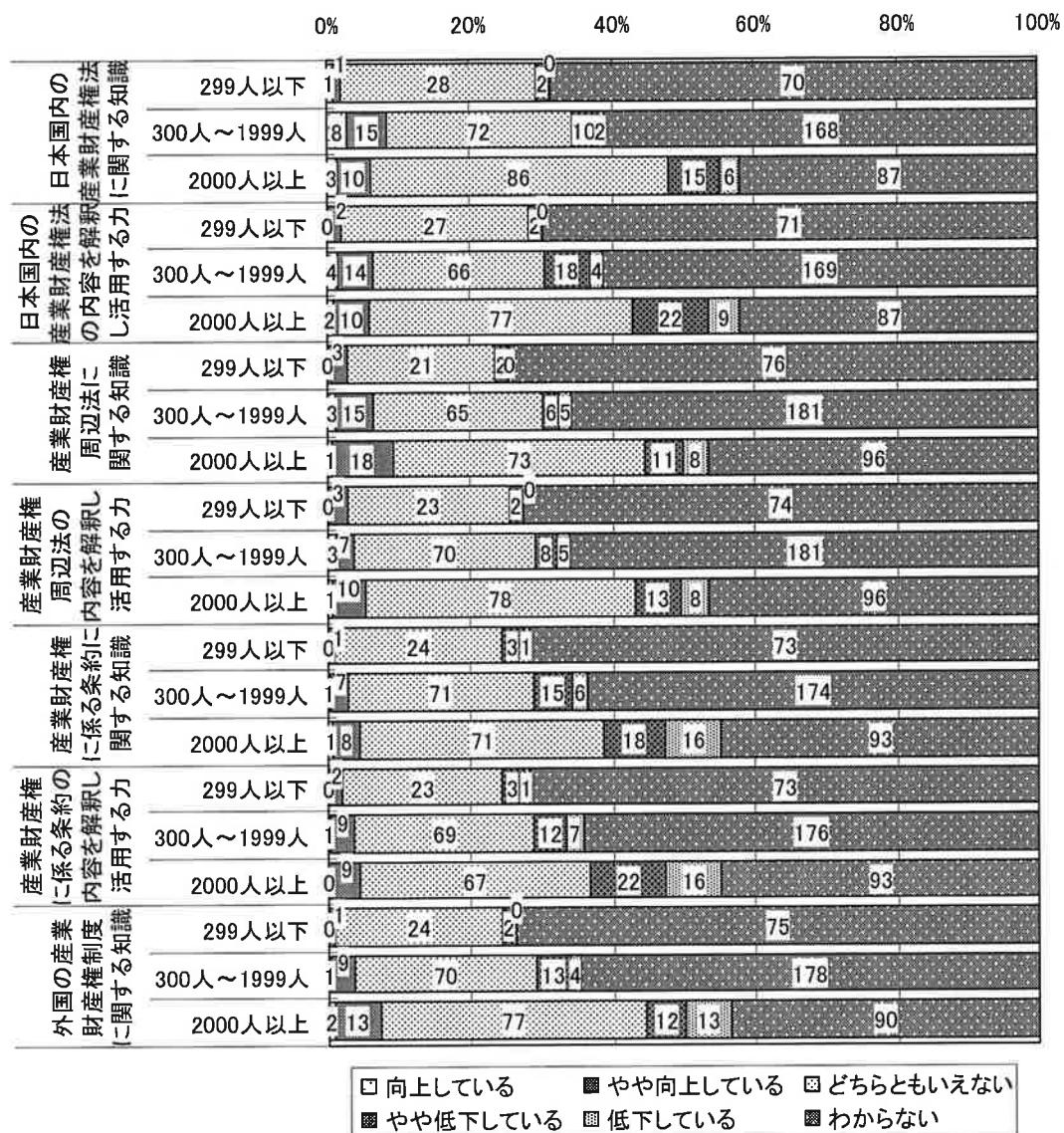


図 4-56 (参考) 最近弁理士試験に合格して弁理士となった者の能力の変化
(ユーザー企業向けアンケート質問 A-2×質問 B-3、従業員数別) (1/2)

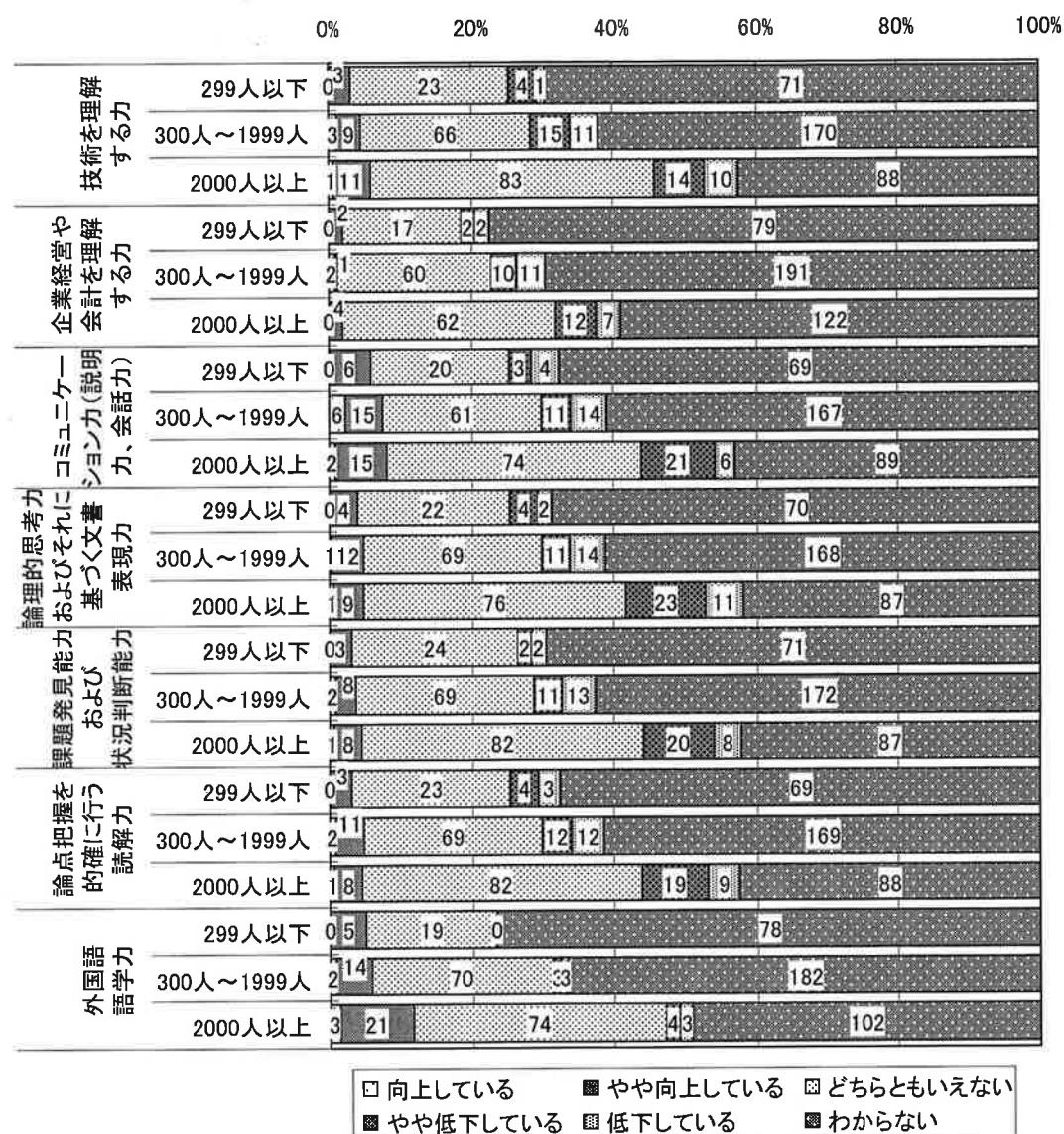


図 4-57 (参考) 最近弁理士試験に合格して弁理士となった者の能力の変化
(ユーザー企業向けアンケート質問 A-2×質問 B-3、従業員数別) (2/2)

(4) これまでに業務を依頼したことがない弁理士の能力を評価することの容易さ

ユーザー企業を対象に、これまでに業務を依頼したことがない弁理士に依頼する必要が生じたと仮定した場合に、業務を依頼する弁理士についてそれぞれの能力を評価することの容易さについてたずねたところ、「技術を理解する力」、「コミュニケーション力（説明力、会話力）」、「論理的思考力およびそれに基づく文書」を除く全ての能力でこれを評価することが「やや困難」「困難」とする回答が企業規模にかかわらず回答者の40%以上であった。

とりわけ、「産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）の内容を解釈し活用する力」、「産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力」については、これを評価することが「やや困難」「困難」とする回答が企業規模にかかわらず60%を超えており、「容易」「やや容易」との回答は25%を下回っており、外部からの評価が著しく困難であることがうかがわれる。

また、上記を除いて、「やや困難」「困難」とする回答者の割合が40%以上であり、かつ、「容易」「やや容易」との回答者の割合を企業規模にかかわらず20%以上上回っている能力は、「産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）に関する知識」、「産業財産権に係る条約に関する知識」、「外国の産業財産権制度に関する知識」、「企業経営や会計を理解する力」であった。これらの能力も評価することが困難なものと解釈できる。

他方、「技術を理解する力」、「コミュニケーション力（説明力、会話力）」、「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」については、これを評価することが「容易」「やや容易」とする回答が企業規模にかかわらず40%を超えており、「やや困難」「困難」とする回答をいずれも上回っていた。

また、「論点把握を的確に行う読解力」については従業員数が300人以上の回答者において「容易」「やや容易」とする回答が40%を超えており、「やや困難」「困難」とする回答を上回っていた。

**表 4-6 これまでに業務を依頼したことがない弁理士の能力を評価することの容易さに対する
ユーザー企業の評価（まとめ）**

企業規模に 関わらず共通	<p>評価することが容易との回答が多いもの (=回答者の40%以上が「容易」「やや容易」と回答し、「やや困難」「困難」と回答を上回る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術を理解する力 ・コミュニケーション力（説明力、会話力） ・論理的思考力およびそれに基づく文書表現力 	<p>評価することが困難との回答が多いもの (=回答者の40%以上が「やや困難」「困難」と回答、かつ、「容易」「やや容易」の割合を20%以上上回る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）に関する知識 ・産業財産権に係る条約に関する知識 ・外国の産業財産権制度に関する知識 ・企業経営や会計を理解する力 	<p>評価することが困難との回答が顕著に多いもの (=回答者の60%以上が「やや困難」「困難」と回答し、「容易」「やや容易」との回答は25%を下回る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）の内容を解釈し活用する力 ・産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力
従業員数が多いほどそのように評価されている傾向があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・論点把握を的確に行う読解力 	—	
従業員数が少ないほどそのように評価されている傾向があるもの	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力 	

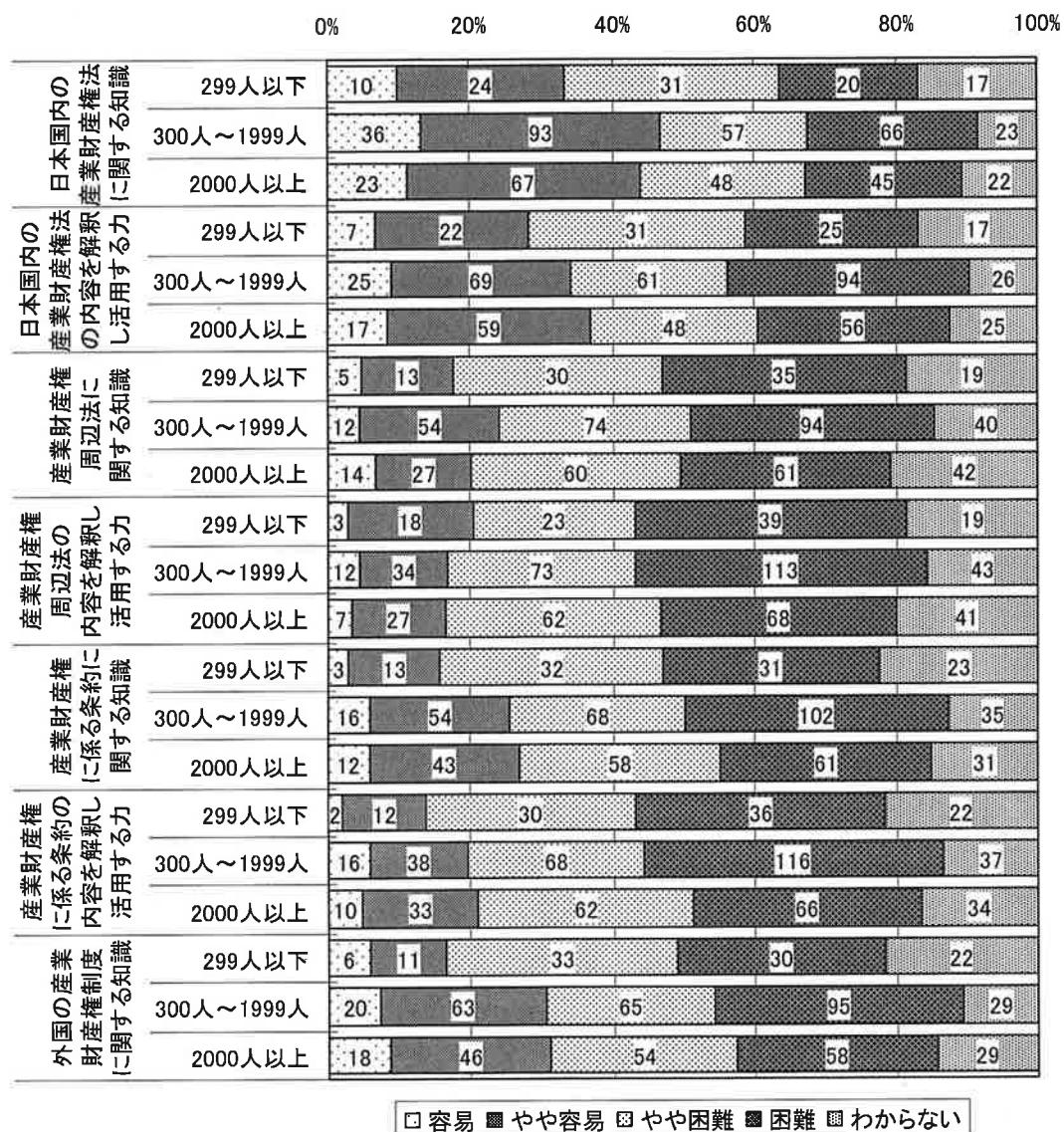


図 4-58 これまでに業務を依頼したことがない弁理士の能力を評価することの容易さ
(ユーザー企業向けアンケート質問 A-2 × 質問 B-4、従業員数別) (1/2)

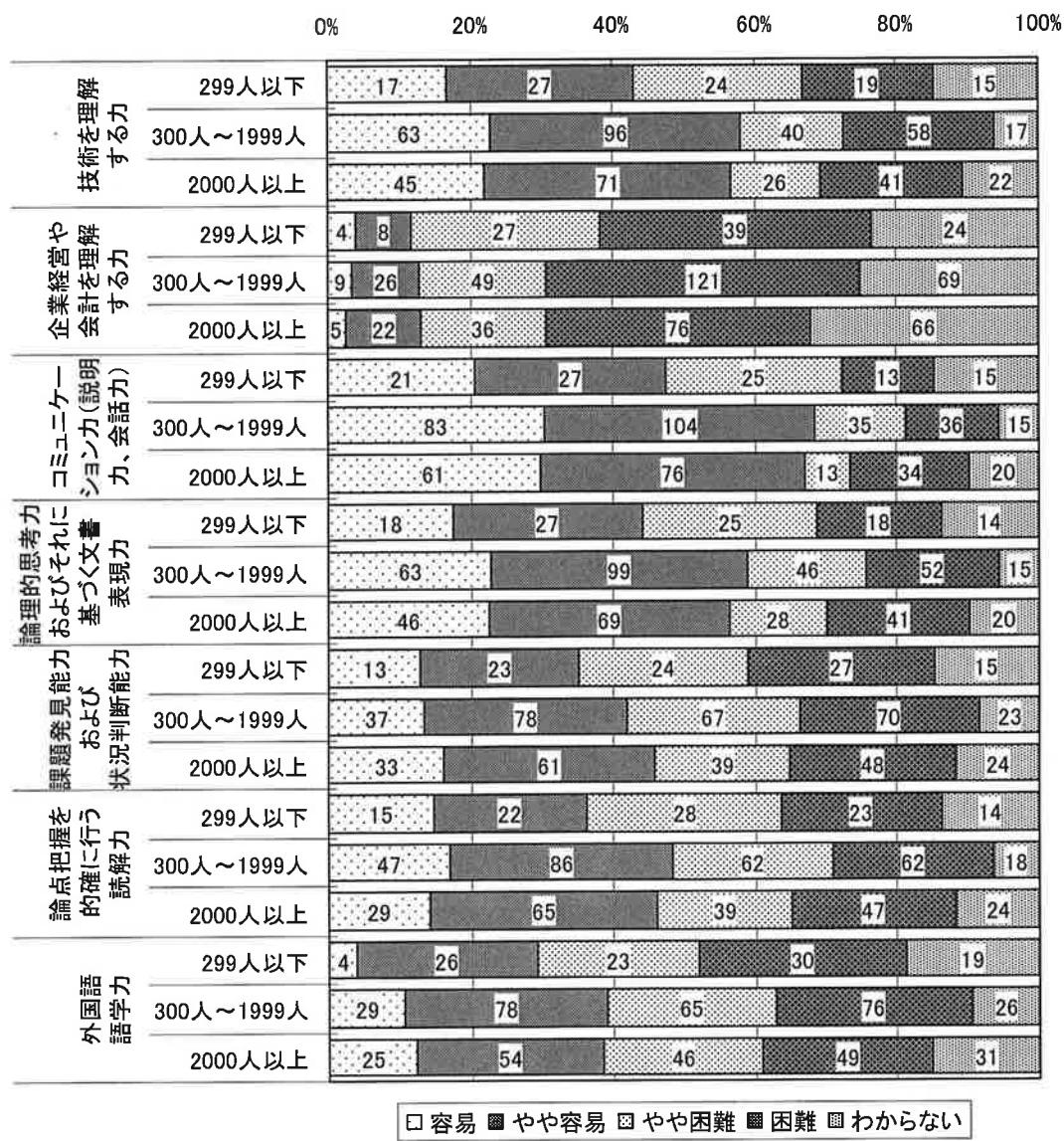
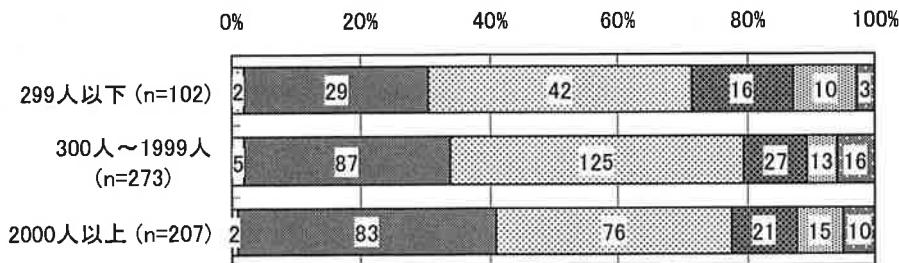


図 4-59 これまでに業務を依頼したことがない弁理士の能力を評価することの容易さ
(ユーザー企業向けアンケート質問 A-2 × 質問 B-4、従業員数別) (2/2)

(5) 弁理士試験合格後、直ちに独立開業をする弁理士に対する考え方

ユーザー企業を対象に、特許事務所等で弁理士業務に関する実務経験を十分に積まず、弁理士試験合格後、直ちに独立開業をする弁理士が登場しているとすればどのように考えるかについてたずねたところ、「問題である」とする回答は従業員数1,999人以下の回答者では55%を超えており、従業員数2,000人以上の回答者においても「問題である」とする回答が「問題ではない」とする回答を上回っていた。

なお、「問題ではない」とする回答は従業員数が多くなるほど増える傾向にあった。



- 問題ではない。弁理士試験で十分な選抜が出来ていると考えられること、また、日本弁理士会が実施する実務修習が充実していると考えられることから、それらの弁理士には十分な弁理業務遂行能力があるはずであるため。
- 問題ではない。弁理士業務遂行能力は十分ではないかも知れないが、そのような弁理士に対して依頼するつもりがないため。
- 問題である。弁理士の資格を信用して業務を依頼しているところ、実務経験が十分でない弁理士が独立して業務を遂行することは依頼者である自社や自社の取引先に不測の損害を与える可能性があるため。
- 問題である。実務経験を積む機会が保証されないことで優秀な人材が弁理士を目指さなくなることが想定され、将来、質の高い代理業務を依頼することができる代理人が減る恐れがあるため。
- どちらともいえない、わからない。
- その他

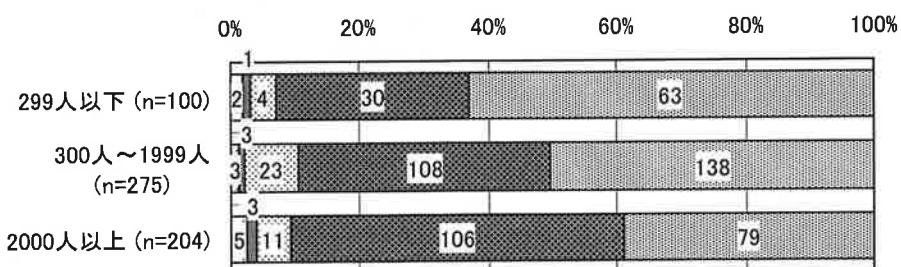
図 4-60 弁理士試験合格後、直ちに独立開業をする弁理士に対する考え方

(ユーザー企業向けアンケート質問A-2×質問B-5、従業員数別)

(6) 最近5年程度の間の業務の依頼先の弁理士の変更の有無とその理由

ユーザー企業を対象に、最近5年程度の間に、業務の依頼先の弁理士を変更（業務の依頼を停止）した経験、または、しようとしているかについてたずねたところ、従業員数が多い回答者層ほど、変更した経験、または、変更しようとしている割合が多く、従業員数2,000人以上の回答者では60%を超えていた。

ただし、最近弁理士試験に合格して弁理士となった者（おおむね、平成17年以降に弁理士試験に合格した弁理士）の能力や業務、あるいは、その者が担当であることが要因となって変更した、または、変更しようとしている例は少なく、いずれの従業員層でも全回答の5%に満たなかった。



- 最近弁理士試験に合格して弁理士となった者の能力または業務が原因となって変更した、または、変更を考えている。
- 産業財産権の出願件数を減らしたため業務の依頼先の絞り込みを行うにあたり、最近弁理士試験に合格して弁理士となった者が担当であることを判断基準の一つとして変更した、または、変更を考えている。
- 代理人手数料が原因で変更した、または、変更を考えている。
- 上記以外の原因で変更した、または、変更を考えている。
- 変更していないし、考えてもいない。

図 4-61 最近5年程度の間の業務の依頼先の弁理士の変更の有無とその理由
(ユーザー企業向けアンケート質問A-2×質問B-6、従業員数別)

4.2.3 ユーザー企業における社内弁理士に対する考え方

(1) 弁理士試験の受験に対する奨励・支援制度

ユーザー企業を対象に、弁理士試験の受験に対する奨励・支援制度の有無をたずねたところ、従業員数が多い回答者層ほど、奨励・支援制度を設けているか、奨励する慣習・社風・自発的活動があることがわかった。ただし、最も多い従業員数 2,000 以上の回答者においても、奨励・支援制度を設けているものは 20%に留まる。

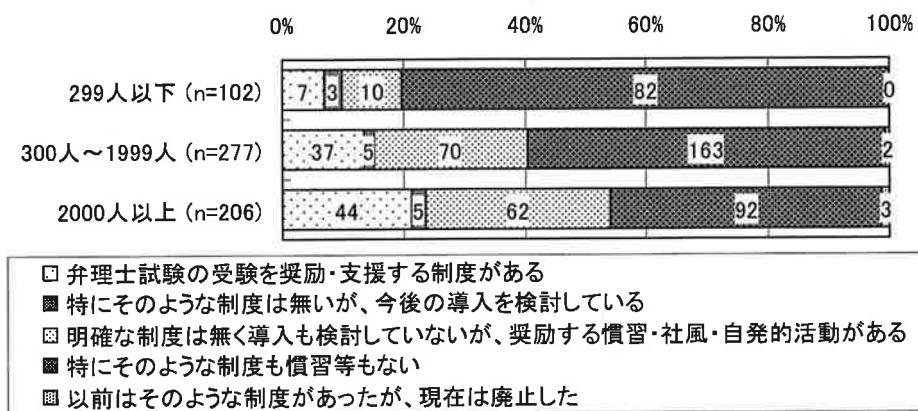


図 4-62 弁理士試験の受験に対する奨励・支援制度
(ユーザー企業向けアンケート質問 A-2 × 質問 C-1、従業員数別)

(2) 弁理士試験合格者の弁理士登録の支援

ユーザー企業を対象に、弁理士試験合格者の弁理士登録の支援の有無をたずねたところ、従業員数が多い回答者層ほど、登録費用を支援する制度を設けていることがわかった。従業員数 2,000 以上の回答者においては、登録費用支援制度を設けているものは回答者の 50%に迫っている一方、1,999 人以下の回答者においては 20%以下と顕著な差があることが特徴である。

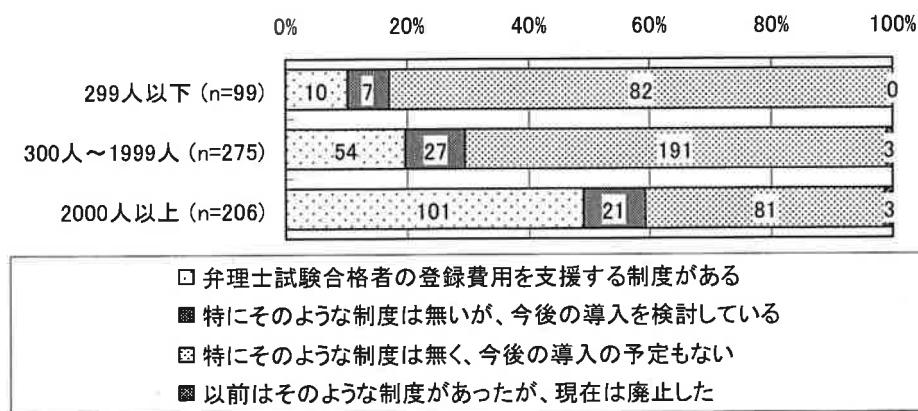


図 4-63 弁理士試験合格者の弁理士登録の支援
(ユーザー企業向けアンケート質問 A-2 × 質問 C-2、従業員数別)

(3) 社内弁理士の活用に対する考え方

ユーザー企業を対象に、社内弁理士の活用に対する考え方をたずねたところ、従業員数が多い回答者層ほど多くの社内弁理士が存在する（または従事業務を把握している社内弁理士が多い）傾向がある一方（図 4-64参照）、社内弁理士の活用については従業員数が少ない層ほど「弁理士業務に比重を置く方針」との回答が多いことがわかった（図 4-65参照）。

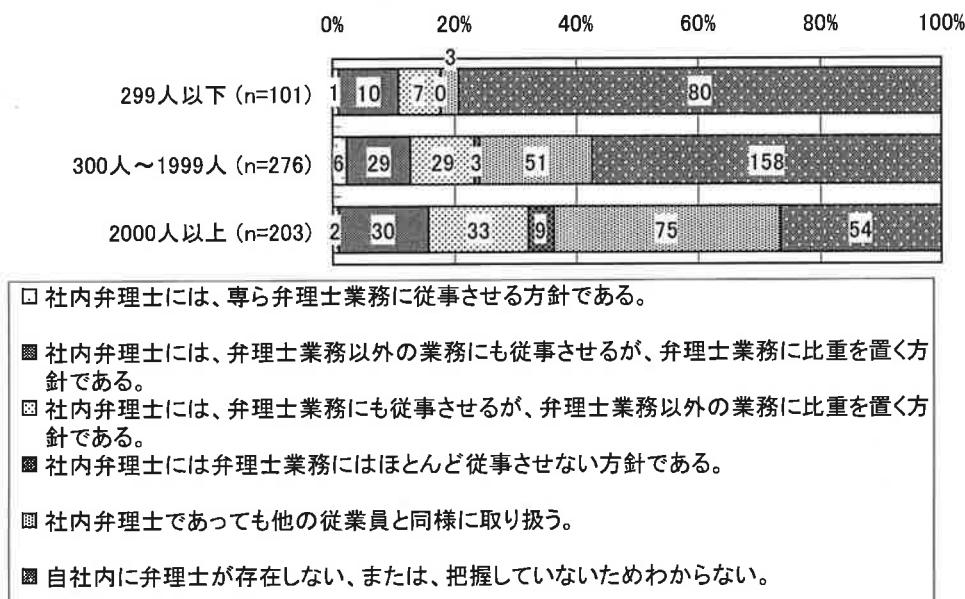


図 4-64 社内弁理士の活用に対する考え方（ユーザー企業向けアンケート質問 A-2×質問 C-3、従業員数別）

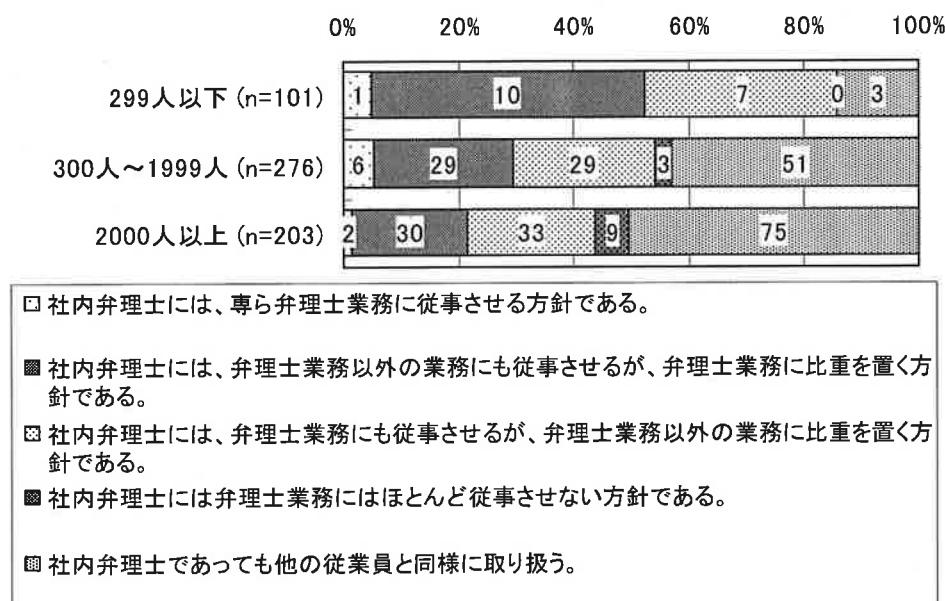


図 4-65 (参考) 社内弁理士の活用に対する考え方（ユーザー企業向けアンケート質問 A-2×質問 C-3、従業員数別、「自社内に弁理士が存在しない、または、把握していないためわからない」を除く）

(4) 社内弁理士を弁理士業務以外の業務に従事させるメリット

社内弁理士の活用に対する考え方についての質問で、「社内弁理士には、弁理士業務にも従事させるが、弁理士業務以外の業務に比重を置く方針である」、「社内弁理士には弁理士業務にはほとんど従事させない方針である」と回答した者を対象に、社内弁理士を弁理士業務以外の業務に従事させるメリットをたずねたところ、「弁理士業務ではないが重要なものとして位置づけられる知的財産関連業務を円滑に遂行が期待できる」との回答が企業規模にかかわらず共通して最多であり、とくに従業員数300人以上の回答者層においては回答者数の80%を超えていた。

他方、「共同研究契約等、知的財産権に関わらない契約においても対外的な交渉がし易い」との回答は従業員数の少ない回答者層ほど多く、中小企業と大企業において社内弁理士に求める役割の差異が存在することが示唆される。

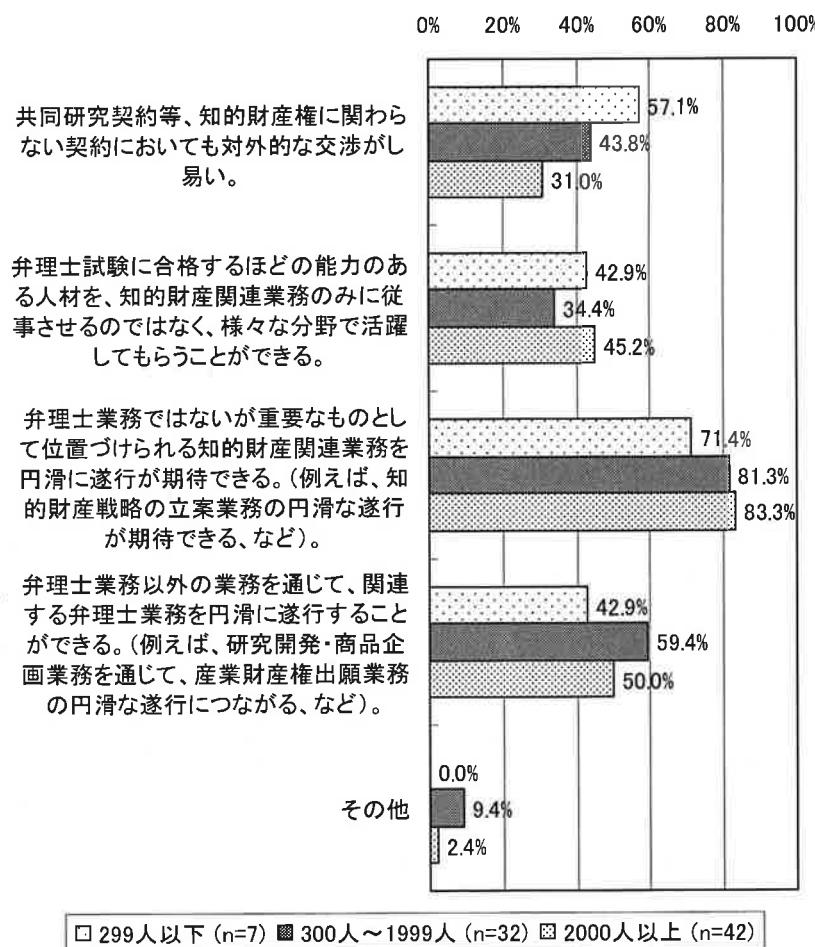


図 4-66 社内弁理士を弁理士業務以外の業務に従事させるメリット
(ユーザー企業向けアンケート質問 A-2×質問 C-4、従業員数別)

(5) 社内弁理士を弁理士業務に従事させない理由

社内弁理士の活用に対する考え方についての質問で、「社内弁理士には、弁理士業務にも従事させるが、弁理士業務以外の業務に比重を置く方針である」、「社内弁理士には弁理士業務にはほとんど従事させない方針である」と回答した者を対象に、社内弁理士を弁理士業務に従事させない理由をたずねたところ、「人材育成の観点から、弁理士業務に専ら比重を置くべきでないと考えている」、「弁理士試験合格者を弁理士業務以外の業務に従事させることのメリットを重視している」との回答が企業規模にかかわらず共通して多く回答者の40%を超えていた。

一方、「弁理士試験に合格しただけでは明細書作成等、弁理士業務の遂行能力に乏しいと考えている」との回答が従業員数300人～1,999人の回答層では43.8%と顕著に多く、特異な傾向を示していた。ただし、回答母数が32と少ない点に留意が必要である。

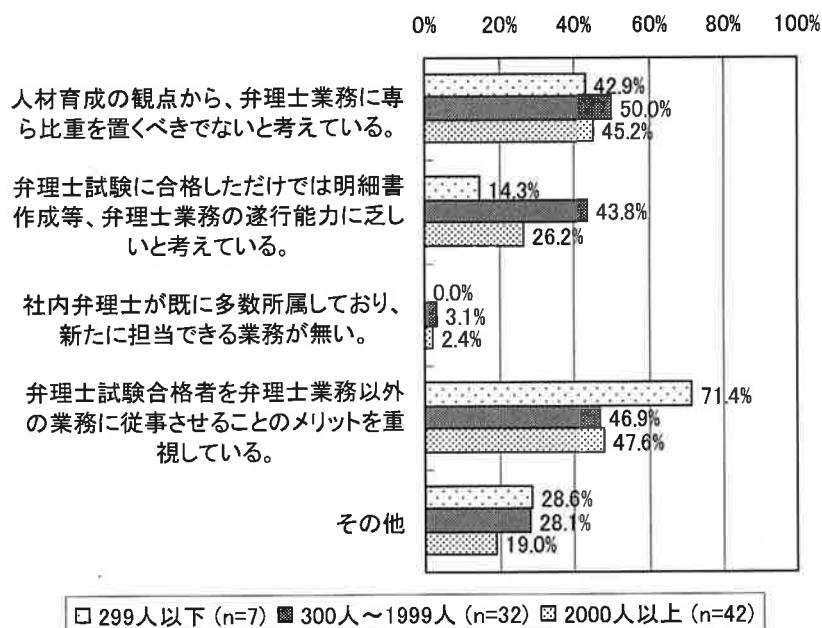


図 4-67 社内弁理士を弁理士業務に従事させない理由
(ユーザー企業向けアンケート質問 A-2 × 質問 C-5、従業員数別)

4.3 平成 14 年度以降の弁理士試験合格者の能力の変化に対する弁理士、ユーザー企業の認識の分析

4.3.1 弁理士業務において重要な能力、弁理士に求める能力

弁理士に対するアンケート結果からは、現在行っている弁理士業務において「日本国内の産業財産権法に関する知識」、「日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力」、「技術を理解する力」、「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」、「論点把握を的確に行う読解力」が重要であることがわかった（4.1.3（1）参照）。これらの能力は、ユーザー企業においても重要な能力として共通に認識されている（4.2.2（2）参照）。この他の能力についても、重要性の評価は弁理士とユーザー企業の間でほぼ一致していた。詳細を以下に示す。

**表 4-7 弁理士業務において重要な能力に対する弁理士の評価と、業務を依頼しようとする弁理士の能力の重要性に対するユーザー企業の評価の関係
(弁理士向けアンケート質問 B-1 × ユーザー企業向けアンケート質問 B-2)**

		ユーザー企業側評価		
		ユーザー企業において重要な能力として共通に認識されている (=企業規模にかかわらず回答者の 95%以上が「重要」「やや重要」、かつ、75%以上が「重要」と回答)	ユーザー企業において重要な能力としておおむね共通に認識されている (=企業規模にかかわらず回答者の 80%以上が「重要」「やや重要」と回答)	ユーザー企業において重要な能力としての認識は共通ではない
弁理士側評価	弁理士において重要な能力としてほぼ一致して認識されている (=試験合格年に関わらず 80%以上が「重要」と回答)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内の産業財産権法に関する知識 ・日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力 ・技術を理解する力 ・論理的思考力およびそれに基づく文書表現力 ・論点把握を的確に行う読解力 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権に係る条約に関する知識 ・産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力 ・コミュニケーション力（説明力、会話力） ・課題発見能力および状況判断能力 ・外国の産業財産権制度に関する知識【従業員数 300 人以上のユーザー企業のみ】 ・外国語語学力【従業員数 300 人以上のユーザー企業のみ】 ・産業財産権に係る条約に関する知識 ・産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）に関する知識 ・企業経営や会計を理解する力
	弁理士において重要な能力としておおむね共通に認識されている (=試験合格年に関わらず 80%以上が「重要」「やや重要」と回答)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・
	弁理士において重要な能力としての認識は共通ではない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・

4.3.2 最近の弁理士試験合格者の能力の変化

平成 13 年以前に弁理士試験に合格した弁理士に対するアンケート結果からうかがえた、平成 14 年以降の弁理士試験合格者の能力の変化に対する評価（4.1.3 (5) (a) 参照）と、ユーザー企業を対象としたアンケート結果からうかがえた、最近弁理士試験に合格して弁理士となった者（おおむね、平成 17 年以降に弁理士試験に合格した弁理士）²の能力の評価（4.2.2 (3) 参照）の差異を分析した。

その結果、向上している能力としての評価が比較的多いものとしては、「外国語語学力」、「産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）に関する知識」が弁理士、ユーザー企業に共通して挙げられた（表 4-8 参照）。

他方、低下している能力としての評価が比較的多いものとしては、「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」、「論点把握を的確に行う読解力」が弁理士、ユーザー企業に共通して挙げられた。また、従業員数 300 人以上有するユーザー企業と、弁理士で共通した評価が比較的多いものとして、「日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力」、「産業財産権に係る条約に関する知識」、「産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力」が挙げられた（表 4-9 参照）。

これらのうち、「日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力」、「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」、「論点把握を的確に行う読解力」は、重要な能力として弁理士、ユーザー企業に共通して評価されていること（4.3.1 参照）を鑑みると、これらの能力低下への対処が必要であると考えられる。

表 4-8 平成 14 年以降の弁理士試験合格者の能力の変化に対する弁理士の評価と、最近弁理士試験に合格して弁理士となった者の能力の変化に対するユーザー企業の評価の関係（向上している能力）
(弁理士向けアンケート質問 B-3 × ユーザー企業向けアンケート質問 B-3)

		ユーザー企業側評価	
弁理士側評価	向上した能力として評価している弁理士が比較的多いもの (=試験合格年に関わらず回答者の 15%以上が「向上している」「やや向上している」と回答)	向上した能力として評価しているユーザー企業が比較的多いもの (=企業規模にかかわらず回答者の 15%以上が「向上している」「やや向上している」と回答)	向上した能力としてユーザー企業に評価されていると言えないもの
	向上した能力として弁理士に評価されていると言えないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語語学力 ・産業財産権周辺法に関する知識【ユーザー企業においては従業員数 300 人以上の回答者のみ。弁理士においては低下した能力としての評価の方も多い】 ・コミュニケーション力（説明力、会話力）【ユーザー企業においては従業員数 1,999 人以下の回答者のみ】 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権周辺法の内容を解釈し活用する力【弁理士においては低下した能力としての評価の方も多い】

² ユーザー企業においては依頼している弁理士の弁理士試験合格年を必ずしも把握していると考えられないため、確実に平成 14 年以降の弁理士試験合格者が含まれるよう、直近 5 年の合格者を対象とした質問にした。

表 4-9 平成 14 年以降の弁理士試験合格者の能力の変化に対する弁理士の評価と、最近弁理士試験に合格して弁理士となった者の能力の変化に対するユーザー企業の評価の関係（低下している能力）
(弁理士向けアンケート質問 B-3 × ユーザー企業向けアンケート質問 B-3)

		ユーザー企業側評価	
弁理士側評価	低下した能力として評価している弁理士が多いもの (=試験合格年に関わらず回答者の 50%以上が「やや低下している」「低下している」と回答)	<p>低下した能力として評価しているユーザー企業が比較的多いもの (=企業規模にかかわらず回答者の 15%以上が「やや低下している」「低下している」と回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> 論理的思考力およびそれに基づく文書表現力 論点把握を的確に行う読解力 日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力【ユーザー企業においては従業員数 300 人以上の回答者のみ】 産業財産権に係る条約に関する知識【ユーザー企業においては従業員数 300 人以上の回答者のみ】 産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力【ユーザー企業においては従業員数 300 人以上の回答者のみ】 	<p>低下した能力としてユーザー企業に評価されていると言えないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本国内の産業財産権法に関する知識【ただし、従業員数 2,000 人以上のユーザー企業においては低下しているとの評価が比較的多い】
	低下した能力として評価している弁理士が比較的多いもの (=試験合格年に関わらず回答者の 15%以上が「やや低下している」「低下している」と回答)	<ul style="list-style-type: none"> 企業経営や会計を理解する力 コミュニケーション力（説明力、会話力） 外国の産業財産権制度に関する知識【ユーザー企業においては従業員数 300 人以上の回答者のみ。弁理士においては平成 7 年以前の試験合格者のみ。】 技術を理解する力【ユーザー企業においては従業員数 300 人以上の回答者のみ】 課題発見能力および状況判断能力【ユーザー企業においては従業員数 300 人以上の回答者のみ】 	<ul style="list-style-type: none"> 外国語語学力【弁理士においては平成 7 年以前の試験合格者のみ】 産業財産権周辺法に関する知識【ただし、従業員数 2,000 人以上のユーザー企業においては低下しているとの評価が比較的多い】 産業財産権周辺法の内容を解釈し活用する力【ただし、従業員数 2,000 人以上のユーザー企業においては低下しているとの評価が比較的多い】
	低下した能力として弁理士に評価されていると言えないもの	—	—

(注) 回答者層の 1 区分のみが該当する場合にはそのような評価をされていないものとして取り扱った。

4.3.3 最近の弁理士試験合格者の能力の変化の要因

前述の弁理士、ユーザーに共通して向上した、または、低下したと評価されている、最近の弁理士試験合格者の能力について、弁理士においてその主な要因として評価されているもの（4.1.3（6）参照）を、弁理士向けアンケート結果に基づき以下に示す。

「弁理士試験合格者数の増加にともなう多様な背景を持つ合格者の増加」は外国語語学力能力の向上に資したと評価されると同時に、「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」、「論点把握を的確に行う読解力」、「日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力」など、弁理士、ユーザー企業に共通して低下したと評価される能力の低下要因としても考えられていることがうかがえる。

また、「論文式試験からの条約に関する独立した科目の削除」と「論文式試験の必須科目における制度趣旨を問う設問の減少と、事例の処理を問う設問の増加」は弁理士、ユーザー企業に共通して低下したとされる能力の、その低下要因として主に指摘されていることもわかる。

表 4-10 向上した能力として弁理士、ユーザー企業に共通して比較的多く評価されているものの変化の要因に関する評価（弁理士向けアンケート質問 B-5×B-6、平成 13 年以前弁理士試験合格者のみ）

向上した能力	向上した要因として考えられる弁理士試験制度・運用の変更 () 内はアンケート結果における回答母数に示す当該要因を挙げた回答の割合
外国語語学力	・弁理士試験合格者数の増加にともなう多様な背景を持つ合格者の増加 (27.1%)
産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）に関する知識	・短答式試験における産業財産権周辺法科目の追加 (78.7%)

表 4-11 低下した能力として弁理士、ユーザー企業に共通して比較的多く評価されているものの変化の要因に関する評価（弁理士向けアンケート質問 B-5×B-6、平成 13 年以前弁理士試験合格者のみ）

低下した能力	低下した要因として考えられる弁理士試験制度・運用の変更 () 内はアンケート結果における回答母数に示す当該要因を挙げた回答の割合
論理的思考力およびそれに基づく文書表現力	・弁理士試験合格者数の増加にともなう多様な背景を持つ合格者の増加 (45.9%) ・論文式試験の必須科目における制度趣旨を問う設問の減少と、事例の処理を問う設問の増加 (30.9%)
論点把握を的確に行う読解力	・弁理士試験合格者数の増加にともなう多様な背景を持つ合格者の増加 (48.6%) ・論文式試験の必須科目における制度趣旨を問う設問の減少と、事例の処理を問う設問の増加 (26.5%)
日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力	・弁理士試験合格者数の増加にともなう多様な背景を持つ合格者の増加 (57.8%) ・短答式試験における選択肢からの「回答なし」の削除 (30.9%) ・論文式試験の必須科目における制度趣旨を問う設問の減少と、事例の処理を問う設問の増加 (36.1%)
産業財産権に係る条約に関する知識	・論文式試験からの条約に関する独立した科目の削除 (75.8%) ・弁理士試験合格者数の増加にともなう多様な背景を持つ合格者の増加 (28.3%)
産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力	・論文式試験からの条約に関する独立した科目の削除 (73.1%) ・弁理士試験合格者数の増加にともなう多様な背景を持つ合格者の増加 (28.1%)

4.4 仮説検証

これまでに行った分析を踏まえ、アンケートの設計にあたり設定した仮説の検証を行う。

4.4.1 ストーリー1の検証

ストーリー1を再掲すると、以下の通りである。

弁理士試験が果たすべき選抜機能を達成していないために、弁理士業務についての遂行能力が低い弁理士による弊害が依頼人および弁理士業界全体に生じている恐れがある。

(1) 「弁理士試験が果たすべき選抜機能を達成していない」と現行試験合格者においても認識されているか否か

弁理士を対象にしたアンケート結果から、弁理士試験合格前に身につけるべき能力であると評価されている（4.1.3（4）：19頁参照）にも関わらず、「弁理士試験合格後に身についた比率の高い能力」として回答されている（4.1.3（3）：18頁参照）、すなわち、弁理士試験合格前に身につける機会が必ずしも十分でなかったと推測される傾向が平成14年以降の弁理士試験合格者において存在するか否かを分析すると、そのような傾向は見られなかった（図4-68参照）。

このため、弁理士試験が果たすべき選抜機能を達成していないと現行試験合格者においても認識されているということは出来ない。

ただし、既に4.1.3（1）（14頁）で指摘したとおり、「産業財産権に係る条約に関する知識」は、弁理士業務において重要な能力として認識されている一方（4.1.3（1）：14頁参照）、平成14年度以降、論文試験において独立した科目となっていないところであり、しかも、平成14年度の弁理士試験合格者において弁理士試験合格後に身についた能力として「産業財産権に係る条約に関する知識」を挙げた者が12%に留まること（4.1.3（3）：18頁）を鑑みると、今後、受験者において産業財産権に係る条約に関する知識獲得の機会が確保されることが望ましいと考えられる。

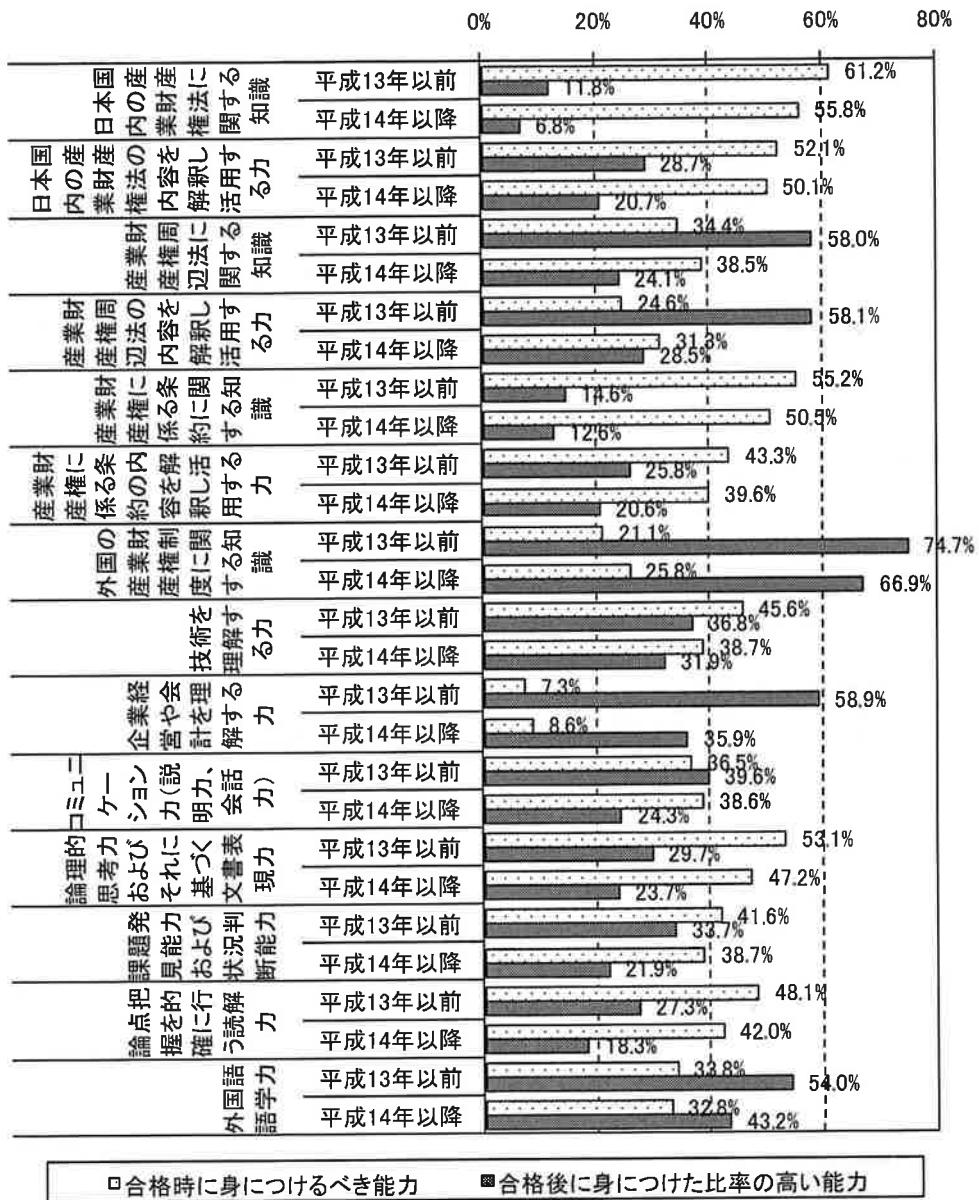


図 4-68 弁理士試験合格時に身につけているべき能力と合格後に身につけた比率の高い能力
(弁理士向けアンケート質問 A-4×B-2(ア)(イ)、弁理士試験合格年層別)

(2) 「弁理士業務を行うに要される学識、及び、応用能力が十分に備わっていない合格者が増加している」か否か

4.3.2で分析したとおり、弁理士、ユーザー企業に共通して向上している能力としての評価が比較的多いものとしては、「外国語語学力」、「産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）に関する知識」が挙げられた（表 4-8：72頁参照）。

他方、低下している能力としての評価が比較的多いものとしては、「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」、「論点把握を的確に行う読み解き力」が弁理士、ユーザー企業に共通して挙げられた。また、従業員数 300 人以上有するユーザー企業と、弁理士で共通して低下している能力としての評価が比較的多いものとしては、「日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力」、「産業財産権に係る条約に関する知識」、「産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力」が挙げられた（表

4-9 : 73頁参照)。

これらの低下したと評価される能力うち、「日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力」、「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」、「論点把握を的確に行う読解力」は、重要な能力として弁理士、ユーザー企業に共通して評価されている。このことを鑑みると、弁理士業務を行うに要される学識、及び、応用能力が十分に備わっていない合格者が増加している傾向にあると考えられる。

上記を整理すると以下の通りである。

【最近の弁理士試験合格者における能力で向上したと弁理士、ユーザー企業から比較的共通して評価されているもの】

- 外国語語学力
- 産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）に関する知識

【最近の弁理士試験合格者における能力で低下したと弁理士、ユーザー企業から共通して評価されているもの】

- 論理的思考力およびそれに基づく文書表現力
- 論点把握を的確に行う読解力
- 日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力
- 産業財産権に係る条約に関する知識
- 産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力

【最近の弁理士試験合格者における能力で低下したと評価されている能力のうち、弁理士業務において重要と弁理士からほぼ一致して評価され、かつ、依頼先の弁理士において重要とユーザー企業から評価されているもの】

- 日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力
- 論理的思考力およびそれに基づく文書表現力
- 論点把握を的確に行う読解力

上記のうち、最近の弁理士試験合格者における能力で低下したと弁理士、ユーザー企業から共通して評価された能力に関し、その能力が低下した主な要因については、「論文式試験からの条約に関する独立した科目の削除」、「論文式試験の必須科目における制度趣旨を問う設問の減少と、事例の処理を問う設問の増加」、「弁理士試験合格者数の増加とともに多様な背景を持つ合格者の増加」が弁理士に対するアンケート結果では挙げられていた(4.3.3 : 74頁参照)。

これらのうち、「論文式試験からの条約に関する独立した科目の削除」は平成13年以前弁理士試験合格者の80%以上、平成14年以降の弁理士試験合格者の50%以上が「問題である」と回答していた。他方、「論文式試験の必須科目における制度趣旨を問う設問の減少と、事例の処理を問う設問の増加」については「問題がない」との回答が多かった(4.1.2 (3) : 12頁、および、図4-69参照)。

【最近の弁理士試験合格者における能力で弁理士、ユーザー企業から共通して低下したと評価されている能力の、その低下の要因として考えられる弁理士試験制度の変更・運用で、弁理士において問題であると評価されているもの】

- 論文式試験からの条約に関する独立した科目の削除

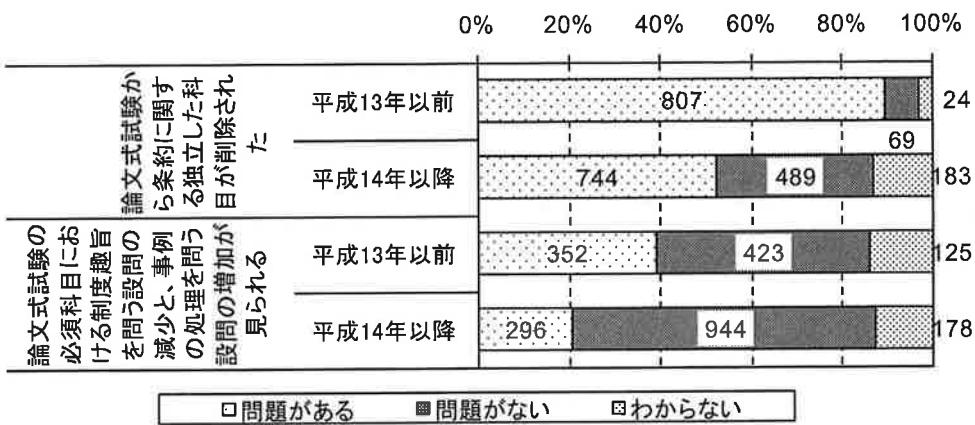


図 4-69 弁理士試験制度の改定や試験制度の運用についての考え方（一部のみ：再掲）
(弁理士向けアンケート質問 A-4 × B-4、弁理士試験合格年層別)

(3) 「既存の弁理士事務所等で新たに雇用できる数を著しく超えた合格者数となっている」か否か
弁理士のうち特許事務所経営者（共同経営の場合、代表者 1 名）を対象に事務所における 2 業務経験のない弁理士資格保有者の新規雇用者数（2005 年～2009 年）をたずねたところ、2009 年には 56 人であった（4.1.4 (1) : 29 頁参照）。また、今後の新規雇用意向については増加もしくは現状維持が大多数となっている（4.1.4 (2) : 29 頁参照）。

本アンケートは全弁理士を対象としたものであり、その回収率が 28.1% であったことを考慮すると³、弁理士業界全体で毎年 200 名程度 (=56 人 / 0.28) は業務経験のない弁理士資格保有者の雇用が可能であると推計できる。平成 14 年以降の弁理士試験合格者のうち 51.5% が弁理士試験受験の理由として「特許事務所に勤務して弁理士業務に携わるため」を挙げていたことを踏まえると、合格者の概ね半数が特許事務所での勤務を希望しているものと推測される。近年の弁理士試験合格者数が 700 名～900 名程度であることを考えると、そのうち 350 名～450 名が特許事務所での勤務を希望していると思われる。しかしながらこの数値は弁理士業界の雇用可能な数を上回っており、現実の弁理士試験合格者に比べて著しく少ない。

(4) 「OJT による十分な訓練を受けていないまま業務に携わる弁理士が増加している」か否か

平成 14 年以降の弁理士試験合格者では、他の弁理士試験合格年層に比べ OJT が重視されている傾向にある（4.1.5 (1) : 35 頁参照）にもかかわらず、平成 14 年以降の弁理士試験合格者のうち特許事務所勤務経験者の 36.5% が「十分な OJT を受けていると感じない」と回答しており、平成 8 年～平成 13 年の弁理士試験合格者の 28.0% と比べ顕著に増加している（4.1.5 (2) (a) : 36 頁参照）。

特許事務所長・パートナー、特許事務所管理職からは「十分な OJT を実施できていない」との回答は 22.6% に留まっているものの、特許事務所において十分な OJT を実施できていない理由として、「所属する特許事務所が受任している業務量が多いために余裕が無く OJT に時間を割くことができない、または、特許事務所が受任している業務量が少なく OJT の機会が十分に確保できていない」と、近年の特許事務所の経営環境の変化が要因となっていると考えられる回答が最も多く、回答の 50% を超えていること（4.1.5 (3) (b) : 40 頁参照）や、平成 14 年以降の弁理士試験合格者において自身が受けた OJT が十分と感じない理由として、前記「所属する特許事務所が受任している業務量が多いいた

³ ただし、この回収率は全弁理士からの回収数であり、特許事務所経営者に限った回収率ではなく、そのために生じる誤差が含まれている。

めに余裕が無く OJT に時間を割くことができていない」、または、「特許事務所が受任している業務量が少なく OJT の機会が十分に確保できていない」と回答している者が他の試験合格年層に比べて割合がやや高く、43.6%に至っていること（4.1.5（3）（a）：39頁参照）を踏まえると、近年、OJT を実施する環境が悪化している特許事務所が増えている可能性があると考えられる。

近年の特許事務所では受任件数が顕著に減少傾向にあり（4.1.4（4）：31頁参照）、それに伴って経営環境が悪化していることは、特許事務所経営者の年間所得が 5 年間で 20%近く減少していること（4.1.4（5）：34頁参照）から明らかである。経営環境の悪化が要因となって、OJT による十分な訓練を受けていないまま業務に携わる弁理士が増加しているものと考えられる。

（5）「弁理士の能力の高低を一般のユーザーが見抜くことは困難である」か否か

ユーザー企業を対象にしたアンケート結果から、これまでに業務を依頼したことがない弁理士の能力を評価することについては、「産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）の内容を解釈し活用する力」、「産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力」については評価することが困難との回答が顕著に多く見られた。また、「産業財産権周辺法に関する知識」、「産業財産権に係る条約に関する知識」、「外国の産業財産権制度に関する知識」、「企業経営や会計を理解する力」についても評価することが困難との回答が多かった（4.2.2（4）：62頁参照）。

このうち、「産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力」、「産業財産権に係る条約に関する知識」については、弁理士試験合格者に合格時において必要な能力として弁理士において概ね共通に評価されている（80%以上が「必要不可欠」「ある程度必要」と回答している）（4.1.3（2）：16 頁参照）にも関わらず、平成 13 年以前弁理士試験合格者とユーザー企業に共通して、最近の弁理士試験合格者において低下している能力として指摘されているものである。

【これまでに業務を依頼したことがない弁理士の能力で評価が困難とのユーザー企業の回答が多いもの】

- 産業財産権周辺法（著作権法、不正競争防止法、種苗法等）に関する知識
- 産業財産権周辺法の内容を解釈し活用する力
- 産業財産権に係る条約に関する知識
- 産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力
- 外国の産業財産権制度に関する知識
- 企業経営や会計を理解する力

【上記の評価が困難な能力で、弁理士試験合格者に合格時において必要な能力として弁理士に概ね共通に評価されており、かつ、弁理士、ユーザー企業から共通して最近の弁理士試験合格者において低下していると評価されているもの】

- 産業財産権に係る条約に関する知識
- 産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力

（6）「低品質な成果により、顧客の利益を損ねている、または、その恐れがあると考えられる」か否か

ユーザー企業を対象としたアンケート結果によると、最近弁理士試験に合格して弁理士となった者（おおむね、平成 17 年以降に弁理士試験に合格した弁理士）についてその能力や業務、あるいは、その者が担当であることが要因となって依頼先の特許事務所を変更した、または、変更しようとして

いる例は少なく、全回答の 5%に満たなかった（4.2.2（6）：66 頁参照）。このことから、既に顧客の利益を損ねている状況が生じていると解釈することは難しい。

（7）「特許事務所内において OJT にかかるコストが質・量とも増大し、負担の増大を招いている」か否か

特許事務所経営者・パートナー・特許事務所管理職を対象としたアンケート結果では、弁理士業務を経験したことがない新人弁理士を OJT により養成する際の労力は、10 年前に比べて「増している」との回答が最も多く、「わからない・比較できない」との回答を除くと 71.0%が「増している」と感じていることがわかった。このことから、特許事務所内において OJT にかかるコストが質・量とも増大し、事務所の負担の増大を招いていると言ふことが出来る。

（8）仮説 1 の検証結果（結論）

最近の弁理士試験合格者（平成 14 年度試験改正後の合格者）に対しては、弁理士業務において重要な能力として弁理士、ユーザー企業双方から評価されている「日本国内の産業財産権法の内容を解釈し活用する力」、「論理的思考力およびそれに基づく文書表現力」、「論点把握を的確に行う読解力」の能力低下が見られるとの評価が、弁理士、ユーザー企業とも比較的多いことがわかった。

しかも、OJT の重要性が指摘される中、特許事務所での勤務を希望する合格者の数に比べて、業界全体で雇用可能な業務経験のない弁理士資格保有者数は 150 人～250 人程度下回っていることが推計された。

また、仮に特許事務所に採用されたとしても、これらの能力を養成するための OJT も、近年の特許事務所の経営環境の悪化や、OJT にかかるコストが質・量とも増大し負担が増大していることが要因となって、十分に機能できていない場合があることが示唆された。

これに加えて、「産業財産権に係る条約に関する知識」、「産業財産権に係る条約の内容を解釈し活用する力」は、新たに業務を依頼する弁理士についてその能力を評価することが困難なものとしてユーザー企業に指摘されており、弁理士試験や OJT による能力の担保が求められるところと解されるが、少なくとも平成 14 年以降の弁理士試験合格者の現状を見る限りその能力は低下しているとの評価が弁理士、ユーザー企業とも比較的多い。その要因として、論文式試験からの条約に関する独立した科目の削除を挙げる意見は平成 13 年以前弁理士試験合格者の 70%以上を占めており、しかも論文式試験からの条約に関する独立した科目の削除は、平成 13 年以前弁理士試験合格者の 80%以上、平成 14 年以降の弁理士試験合格者の 50%以上が「問題である」と評価されていた。

このことから、産業財産権に係る条約に関する独立した科目を再度弁理士試験に加えることが弁理士において求められており、それにより能力を担保することでユーザーに資することが示唆された。

4.4.2 ストーリー 2 の検証

ストーリー 2 を再掲すると、以下の通りである。

弁理士試験制度の変更後、弁理士の社会的な役割に対する認識を欠く者が合格しており、依頼人および多くの弁理士から問題視されている。

（1）「弁理士の専権業務を遂行することは、弁理士の社会的な役割の一つと認識されている」か否か

弁理士を対象にしたアンケート結果から、80%以上の弁理士が、弁理士の専権業務を遂行することは、弁理士の社会的な役割の一つとして認識していることがわかった（4.1.6（1）：46 頁参照）。こ

のことから、少なくとも弁理士の間で弁理士の専権業務を遂行することは、弁理士の社会的な役割の一つと認識されていると言うことが出来る。

(2) 「平成 14 年度試験制度改正後、専権業務の遂行が弁理士の社会的な役割の一つであるとの認識に欠ける者が多数受験し、合格している」か否か

前述のアンケート結果（4.1.6 (1) : 46頁参照）では、平成 14 年以降の弁理士試験合格者において、弁理士の専権業務を遂行することは、弁理士の社会的な役割の一つとして認識していない者が顕著に多い傾向は見られなかった。

(3) 「こうした現状は依頼人や弁理士も問題と感じている」か否か

弁理士を対象にしたアンケート結果では、平成 13 年以前の弁理士試験合格者層において、専権業務の遂行が弁理士の社会的な役割の一つであるとの認識を欠く者が「受験することは構わないが、合格することについては、望ましくない状況である」との回答が最も多く、全ての弁理士試験合格年代層の回答の 40%以上を占めていた。他方、平成 14 年以降の弁理士試験合格者層の半数は試験段階の選別は不要と考えていることが示唆された（4.1.6 (2) : 47頁参照）が、その理由として、弁理士へのニーズが多様化する中、それに対応するためには試験段階の選別は好ましくないと考えている可能性がうかがわれており、社会的な役割に対する認識の低下によるものとは断定しにくい（4.1.6 (4) : 49頁参照）。

なお、ユーザー企業においては社外弁理士に対しては質の高い専権業務の遂行を望む声が多く（4.2.2 (1) : 52頁）、仮に専権業務が軽視されているようなことが広くあるとすれば、問題となることがうかがわれた。

(4) 仮説 2 の検証結果（結論）

平成 14 年度の弁理士試験制度の変更後、弁理士の社会的な役割に対する認識を欠く者が多数合格しているとは言えず、また、平成 14 年以降の弁理士試験合格者において専権業務の遂行が弁理士の社会的な役割の一つであるとの認識を欠く者の存在は問題ないと回答が多いものの、これは、多様化する弁理士へのニーズへの対応にとって好ましくないと考えていることが背景にある可能性が示唆されていた。

4.5 結論

弁理士、ユーザー企業を対象にしたアンケートの結果、最近の弁理士試験合格者について、弁理士業務において重要な能力が低下しているとの評価が、弁理士、ユーザー企業に共通してなされていることが明らかとなった。このことは現行の試験制度やその運用の改善が必要であることを示唆する。中でも産業財産権に係る条約の独立した論文試験科目については、再度導入することが望ましいことがわかった。

また、弁理士試験合格後の OJT も重要であることが指摘されている中、近年の特許事務所の経営環境の悪化や上述の能力の低下などの複合的な要因により OJT も十分に機能していない場合があることがわかった。さらに、近年の合格者数は、弁理士業界として新たに雇用可能な数を超えている可能性も示唆された。このような事態は能力が十分に養成されていない弁理士を生み出すことになりかねず、我が国の知的財産活動に好ましくない影響を与えるおそれがある。

【以下、公表に際しては掲載を省略させていただきます。】